白鷗大学
HAKUOH UNIVERSITY

教職支援センター年報

創刊号　2022年

特集■今改めて「信頼される学校づくり」を展望する
- 令和の日本型学校と信頼される学校づくり
- 「こども法」の時代を迎えて
- 「信頼される学校」づくりのために
- 今の時代に信頼される学校づくりに向けて
  ―改訂された「生徒指導提要」の理解と活用の推進―
- ICT活用で信頼される学校を創る

連載■県外実践校に学ぶ
- 自ら学ぶ子供の育成を目指して
  ―「わたしとみんなが育つ」学校づくり―
- 地域・異校種との連携を柱にした地域とともにある学校づくり
  ―コミュニティ・スクールと連携型中高一貫教育校の取組を中心にして―

発信■若い教師を育てるワンポイントアドバイス
≪教科指導Q＆A≫
- 理科授業でICTをどう活用すればよいか
- 算数の授業はこうつくる―知ってそうで知らない授業のポイント―
- はじめての小学校家庭科授業づくりのために
- 小学校英語の授業を英語で進めるポイント

報告■協働的な取り組み
- 実習指導部門
- 教職支援部門
- 教育課程開発部門

白鷗大学教職支援センター
〒323－8585　栃木県小山市大行寺1117

日立市中心部に位置し、学区内には市民運動公園（池の川）陸上競技場、市民球場、さくらアリーナ（総合体育館）、地元企業の専修学校、体育館、野球場、ラグビー場、国立茨城大学工学部、助川山登山道等があり、市民生活を豊かにしてくれています。
明治６年創立の本校は、令和５年７月に創立 150 年となる、歴史と伝統のある小学校です。

なるさわ　こ せんげん
「成沢っ子宣言」

- 進んであいさつをします
- 力を合わせて学校をきれいにします
- 人を助け，やさしくします
- 「ありがとう」，「ごめんなさい」を言います
- ひきょうなことはしません
- 夢に向かってがんばります

毎日の唱和により、豊かな人間性の醸成を目指しています。

校舎からは海を眺めることができます。

『教職支援センター年報』創刊号の発刊に寄せて

教職支援センターがめざすもの

教職支援センター長
黒　羽　正　見

『教職支援センター年報』創刊号をお届けします。

今日、知識基盤社会化やグローバル化などが急激に進むなかで、「私たち」という意識が細分化・希薄化し、自分以外の存在に「異」を捉える傾向が強くなっているように思われます。またコロナ禍によるデジタル化は、学校教育における働き方や子どもたちの生活様式を一変させました。それは、「これから、いかに生きるべきか」という古くて新しいテーマを私たちに突き付けているかのようにもみえます。そして、そのような状況のなかで私たちが確認したことは、長期にわたるコロナウイルス感染の困難さのなかにあっても、子どもたち、先生方、地域の方たちの語るまなざしの中には一点の曇りもなく、「よし、またみんなと一緒に一生懸命に生きていこう」という強い意志を仲間と共に育んでいこうとする智慧と勇気でした。

今の私たちには、積極的に新学習指導要領の趣旨を生かして、児童生徒に「生きる力」を育むことが求められています。この「生きる力」という言葉を美辞麗句に留めることなく、本当に「生きた言葉」として体現しなければなりません。そのためには、「今目の前にいる子どもたちに、『生きる力』をどのように育めばよいか」とい目標を、理想的次元の目線ではなく、現実的次元の目線でとらえ直す契機とすることを肝に銘じて、日々の教育実践に取り組まなければならないと考えます。

このような基本認識を踏まえた上で、令和４年４月に本学の教職支援センターは、経営学部、法学部、教育学部の３学部が、他の教育関係諸機関や地域社会と連携しながら、教職課程における教育職員の養成・研修などの総合的な教育指導・支援を行っていくとともに、その成果を踏まえた教育および研修を行い、豊かな教育実践力と子どもの成長をめぐる諸問題の解決力を身に付けた学校教員の養成に寄与することを目的として設置されました。そして、学校教育の最前線で頑張っている現場の先生たちと直に対話する中で、「つながる」ことの大切さを実感することによって、この『教職支援センター年報』が生まれました。私たち、白鷗大学教職支援センターが今できることを真剣に問い質してきました。その結果、今日の学校教育課題を取り上げ、広い視野から報告、論説、解説をいただくとともに、栃木県内外の学校教育現場との研究・実践交流の場をつくることであると強く思いました。県内外の先生方に、教師の実践感覚に根ざした、しかも学校教育の問題解決に資する、明確かつ具体的な実践的指針を提示できるように、積極的に学校現場と関わり合いたいという決意を確認したうえで刊行することに至りました。

今回の創刊号の内容は、特集テーマとして、近年学校や教職員をとりまくさまざまな課題が出されていることに鑑み、その早急な解決が求められている課題を「現代的教育課題」として、「今改めて信頼される学校づくり」という視座から、５人の研究者の方から寄稿していただきました。次の県外実践校に学ぶでは、地域と連携して地道な学校づくりを推進している富山県と山梨県の公立小中学校の教育実践を紹介します。さらに、若い教師を育てるワンポイントアドバスとして本学の精鋭な教師陣たちが自分の専門領域から寄稿してくれました。また、この実践年報の表紙裏・裏表紙裏を飾るカメラレポートでは、ひたち生き生き百年塾推進校として地域の教育力を活用した特色ある学校づくりを推進している茨城県の公立小学校をレポートさせていただきました。当センターの取組としては、実習指導部門、教職支援部門、教育課程開発部門の３部門の活動報告となっています。

教育の力を信じて、そしてコロナ禍の「今を生きる」子どもたちの成長を信じて、今後も研究、実践に取り組んでいく所存です。今後とも、白鷗大学教職支援センターをどうぞよろしくお願いいたします。

創刊号

教職支援センター年報　2023.3

もくじ

発刊に寄せて

特　集　■　今改めて「信頼される学校づくり」を展望する

令和の日本型学校と信頼される学校づくり……堀井　啓幸　2
「こども法」の時代を迎えて ……佐々木幸寿　7
「信頼される学校」づくりのために ……稲垣　応顕　13
今の時代に信頼される学校づくりに向けて……吉田　浩之　19
ICT 活用で信頼される学校を創る　……黒田　卓　24

連　載　■　県外実践校に学ぶ

自ら学ぶ子供の育成を目指して－「わたしとみんなが育つ」学校づくり－
……富山県入善町立黒東小学校　29
地域・異校種との連携を柱にした地域とともにある学校づくり
－コミュニティ・スクールと連携型中高一貫教育校の取組を中心にして－
……山梨県南部町立南部中学校　37

発　信　■　若い教師を育てるワンポイントアドバイス

《教科指導Ｑ＆Ａ》
理科授業で ICT をどう活用すればよいか ……小川　博士　45
算数の授業はこうつくる－知ってそうで知らない授業のポイント－……後藤　学　47
はじめての小学校家庭科授業づくりのために……宇津野花陽　49
小学校英語の授業を英語で進めるポイント……森　好紳　51

発　信　■　センター部門の取組

実習指導部門……53
教職支援部門……80
教育課程開発部門……87

編集後記

＊カメラレポート　茨城県日立市立成沢小学校　表表紙・裏表紙

特　集

今改めて「信頼される学校づくり」を展望する

「草や木は。お日様に向かって伸びます。人間は、おとなも、子どもも、よろこびのある方向にむかって伸びるといえないでしょうか。子どもを勉強好きにするのも、どうするのにも、かぎは、よろこびを与えるかどうかにかかっているようです。（東井義雄）」

コロナ禍によるデジタル化は教師の働き方や子どもたちの生活様式を一変させました。今後、その方向性はもの凄い勢いで加速されるはずです。

いま、これからの学校や教育の在り方とともに、教師そのものの在り方について見つめ直すことが求められ、教師にこれまでにも増して、大きな期待と関心が寄せられています。

学校という組織が脆弱になっているのでしょうか。教師の子どもに対する情熱や思いが失われてきているのでしょうか。子どもに生きる喜びを与えられる学校や教師が少なくなってきているのでしょうか。

教育という営みは、教師がその確かな眼と心で子どもたちひとりひとりと向き合うことから始まります。その原点を教師から奪っているのも今の学校の真実です。

子どもたちを伸ばすかぎを握っているのは、私たち学校教師なのです。

論　説

令和の日本型学校と信頼される学校づくり
－これまでの「当たり前」を見直す視点－

常葉大学
堀　井　啓　幸

はじめに

2021 年 1 月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して－全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現－」において、以下のようなことが述べられている。

「学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、子供たちの状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む『日本型学校教育』は、全ての子供たちに一定水準の教育を保障する平等性の面、全人教育という面などについて諸外国から高く評価されている・・・例えば、OECD による我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の児童生徒及び成人は、OECD 各国の中でもトップクラスの成績であり、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し、学校給食や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点が指摘されている。」

こうした指摘は、「日本型学校教育の強み」についての指摘といってよいだろう。

その一方で、この答申は、「我が国の教師は、子供たちの主体的な学びや、学級やグループの中での協働的な学びを展開することによって、自立した個人の育成に尽力してきた。その一方で、我が国の経済を支えるために『みんなと同じことができる』『言われたことを言われた通りにできる』上質で均質な労働者の育成が高度経済成長期までの社会の要請として、学校教育に求められてきた中で、『正解（知識）の暗記』の比重が大きくなり、『自ら課題を見つけ、それを解決する力』を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学びが十分なされていないのではないか」と指摘する。

コロナ禍において出されたこの答申は、「子供たちは、学校や教師からの指示・発信がないと、『何をして良いか分からず』学びを止めてしまうという実態が見られたことから、これまでの学校教育では、自立した学習者を十分に育てられていなかったのではないか」とコロナ禍で見えてきた「日本型学校教育の弱み」についても指摘している。

それでは、令和の日本型学校はどうあるべきか。

奈須正裕（2021）は、『個別最適な学びと協働的な学び』において、天童市立天童中部小学校の実践を紹介しながら、若手の先生方との対談において、「教師がいなくても、子どもたちだけで学び、育っていけるようにするために、今教師は何をすべきか。このことを引き続き考えていきたい」と締めくくっている。若い頃、オープンプラン・スクールの実践を学んだといわれる奈須氏らしい考え方と思われた。

白鷗大学教職支援センターリレー講座「2022　現代的学校教育課題解決シリーズ：学び合う仲間による教員研修リレー講座第 1 回アクティブ・ラーニングを活かす教育環境」（2022 年 6 月 11 日）において、筆者は、学校において「当たり前」になっていることを見直すことの大切さをオープ

ンプラン・スクールの実践のビデオを見ていただきながら、学校建築を切り口にしてお話させていただいた。学習環境の改善は、教師が今の学習環境をどう捉え、どのように教育活動に活用しているかふり返ることが起点となるのである。本稿では、信頼される学校づくりについて、学校建築及びコミュニティ・スクールの視点から問題提起をしてみたい。

アクティブ・ラーニングを生かす学校建築の視点

学校建築は、建築としての独自の表現を持つと同時にその主たる機能として各種の教育作用に表現の場を準備、提供し、教育活動それぞれに固有な教育的可能性を開くという二重の構造をもっている。しかし、戦後の学校建築を概観すれば、多くの学校は明治期後期から変わらない北側廊下に４間×５間の教室が並び、校長室、職員室が配置された校舎に画一化されてきたといってよい。それは、学校建築それ自体、建築するために多額の予算を必要とし、現実問題として１㎡当たりの単価が公共予算と国庫補助基準の枠で決められていることとも関わっている。

広く、子どもの教育環境として学校や学校経営を捉えれば、学校経営とは、行政作用との関連を無視できないとしても、学校内における子ども一人ひとりの全人的発達を可能にするための条件整備の総体といえる。そのことと関わって、学校の自律性とは、今日の学校経営（教育経営学）にとって学校経営のあり方を問う根源的なテーマであり、「与件」として既にある物的条件としての学校建築の意味を根本から問い直すことは今日の教育経営学の有用性を問う試金石となる。

しかし、現状では、教育経営学において物的条件としての学校建築についての実践研究は必ずしも進んでいるとはいえない。例えば、法律で示されている学校建築（学校施設）や福祉施設の最低基準や指針として示されている各学校段階の「学校施設整備指針」がどこまでよりよい教育ができる基準となっているのか、その根拠を確かめようとする研究そのものが進んでいない。それは、モノはなくても何とかなるという精神主義的教師聖職論、あるいは、財政的な問題も絡んだ「入れておけば何とかなる」、「入れものだけは立派にする」という箱もの的学校建築観が学校施設・設備の研究の発展を拒んできたという側面もある。

一方、教育実践家（教師）は、「どんな状況のもとでも、その状況に即して様々に努力し、それを打開し、道をあけていこうとする」（斉藤喜博 1970）。こうした教師の「努力」や工夫の志向性は、与件として学校建築をとらえ、学校建築を「教室環境の経営以前の問題」（宮田丈夫 1972）として捉える施設観に、すなわち、与えられた範囲内で教師と生徒の工夫を生かそうとする学校建築観につながっている。それゆえ、教師の学校建築観は、学校の基本設計への働きかけや意識化が欠けやすいという側面がある（堀井啓幸 2013）。

また、サンダースは、教師による教室の使い方実験を通して、「教師の環境に対する感受性をみがくための教育や訓練が行われない限り、教室のレイアウトにおける変革の価値は疑わしい」と指摘している（Sanders, D. C. 1958）。つまり、学校建築（学校施設）がよくてもそれに対する教師の意識（学校建築観）が変革されない限り、学校建築を有効に活用することはできないということである。実際に、従来の閉鎖型学校施設と多目的スペース（オープンスペース）をもつ開放型学校施設において、それぞれの学校の教師の学校建築観を比較すると、学習のしやすさや教えやすさについて、心理的な側面

を重視するか、機能重視かなどの点で違いがある（堀井啓幸 1987）。

教育方法の多様化に関わって、1984（昭和 59）年に「義務教育諸学校施設費国庫負担法」の中に多目的教室（多目的スペース）の整備を国庫負担の対象とする改訂が行われ、学校では多目的スペースが急速に普及した。これからの学校施設について、「『いつでも』『どこでも』『どんなことでも』学ぶことのできる、いわゆるユビキタスな学びの場が求められる」（横山俊祐 2022）として多目的スペースなど学びの場の拡張や展開を求める建築計画学のアプローチがある一方で、埃をかぶってきた教育機器同様に、学習形態の多様化、学習の個別化・個性化を目指した多目的スペースが必ずしも積極的に活用されているとはいえない学校の現状もある。

今日、対話が重視されるアクティブ・ラーニングの授業において、児童生徒の内なる世界を広げたり、深めたりするには、情緒的な安定や落ち着きのある学習空間が必要であり、多目的スペースを必ずしも必要としないという教育現場からの意見もある。しかし、それなりに整備された学校の施設・設備が使われないのは、人的・物的条件の両面から教育経営が捉えられていない現状を示唆している。今こそ、学校の自明性を問い直し、学校はどのような形で何のために形成されてきたのか、基本的なところから再考していくことが求められる。

子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を促すためには、あらためて教育条件としての学校建築の「当たり前」を問い直すことも必要である。1970 年代に盛んになったオープンプラン・スクール（学校の開かれた学習空間および教育）の実践では、その賛否はともかく、子ども一人ひとりの個性や主体性を尊重するために、学校建築の観点も含めて、これまでの教育のあり方をこれまでの「当たり前」から問い直していたことに留意したい（表）。

表　これまでの学校経営とオープンプラン・スクールの学校経営

これまでの学校経営		オープンプラン・スクールの学校経営
①学校組織の改善		
固定的なクラス集団	→	大・中・小の弾力的な集団
画一的な生活集団	→	無学年制（多様な交流）
一人の担任	→	ティーム・ティーチング（複数の先生の担任）
②教育課程の改善		
同一の内容・教科書中心	→	多様な個別学習教材
与えられた講座	→	講座選択制・課題研究
一斉進度学習（画一的なクラス・時間割）	→	個別進度学習（個別学習プログラム）
受動的学習	→	自主的学習（教師は学習を援助する）
③学校施設の改善		
固定的な教室構成（４間×５間の教室）	→	多様な教室・フレキシブルな学習空間
閉ざされた教室の集合	→	連続的で多目的な学習空間（学校全体が学習・生活の場）
授業の場としての教室（机・椅子・黒板のみ）	→	多彩な学習環境（多様な教材・教具）

「信頼される学校づくり」のためのコミュニティ・スクールの視点

戦前の学校は、地域の人々の多大な寄付や労力奉仕への依存度が高く、まさに地域の学校として成立していたといってよい。戦後においても、見かけは画一的な学校施設にみえても、それぞれの学校の教師と児童生徒の固有な関係を前提に、PTA やその学校を取り囲む地域の人々の協力によって、学校は他の地域とは異なる独自の学校環境を作り上げてきた。しかし、今、この「当たり前」が問われている。例えば、「迷惑施設」とされる学校の位置づけである。

坂田仰（2013）は、「生活妨害」や「埼玉連絡帳訴訟」（さいたま地方裁判所熊谷支部判決平成 25 年 2 月 28 日）などの学校教育の法化現象を踏まえて、「学校を、保護者、地域住民の多様な権利主張が衝突する場として把握し、その調整という観点からスクール・ガバナンスを確立」することの必要性を述べている。保護者や地域住民からのクレームは以前からあったが、価値観の多様化を前提とした学校教育の法化現象によって、学校や教師は「信頼される学校」とは何か、スクール・コンプライアンスの視点から常に問い直さなければならなくなっている。

こうした状況の下で、今日、コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校、以下、コミュニティ・スクール）を導入することで、学校の自律性の確立を理念として、学校と地域の関係再構築に向けた新たな仕組みづくりが進んでいる。コミュニティ・スクールは、制度化当初は、「開かれた学校」という視点から、そして、東日本大震災以後は、「地域とともにある学校」という視点から、その在り方が変わってきた。

我が国最初のコミュニティ・スクールである足立区五反野小学校理事会の設立に関わった小島弘道（2007）は、学校運営協議会を「新しいガバナンス」と呼び、企業経営におけるステークホルダーになぞらえながら、「保護者・住民、そして子どもを学校の当事者としてステークホルダーの一角、いや中核におき、ここに学校関係者等を加え、ここで学校の意思形成や決定を行っていこうとするものである」と捉えている。

ステークホルダーという視点からコミュニティ・スクールのあり方を考える原点は、学校は子どものためのものであることを問い直すことにある。

我が国のコミュニティ・スクールの現状からいえば、コミュニティ・スクールが導入されても、学校が責任をもって、個々の学校に通ってくる児童生徒の教育をするという点で学校や教師にとってわかりやすい教育責任の捉え方は基本的には変わっていないようだ。ただし、不登校児童生徒の急増などに象徴される児童生徒の学校離れ（こうした問題については、「学校病理」として学校教育システムの問題が大きいと捉えられることもある）や、地域で起こる様々な青少年問題に対しては、自治会の民生委員など従来の地縁的な連携のもとに解決が図られることが多いし、従来の地縁的な連携のもとで解決を図らざるをえないという実態もある。最近は、学校運営協議会の委員として、自治会の役員だけでなく、スクールソーシャルワーカーなどを積極的に任命する傾向があるが、今日の児童生徒が抱える問題の解決のためには、教育の分担・連携という視点から、保護者を含む地域住民の意見を積極的に取り入れていくことが求められる。

イギリスでは、地域住民に加えて地域の企業人をスポンサー理事として学校理

事会に取り入れている。企業的な倫理が優先されれば、教育目的と手段の関係は明確になる。日本でもキャリア教育との関わりで地域の企業と結びつきを強めようとするコミュニティ・スクールの活動をみることができるようになった。学校運営協議会に児童生徒を参加させ、積極的に意見を取り入れようとした実践もある。学校運営協議会の委員構成や開催日数などを含めた学校運営協議会の運営の在り方に、コミュニティ・スクールにおける地域の捉え方の変化が反映されている（毎月１回学校運営協議会を開催している地域もあれば、小中一貫教育との関わりの中で年２回しか開催できない中学校もあるが、数回の開催で当事者意識をもった連携が可能になるのか疑問である）。

一方で、学校が地域と関わるためには、これまでの教師の専門職性に加えて、教職員の新たな専門職性として「関係性の学び」も求められている。と同時に、学校運営協議会の委員にも新たな教育観の共有が求められている。武井哲郎（2017）は、保護者を含む地域住民の「教育活動への参加」が子どもたちのさらなる差別や排除につながってはならないと指摘している。

改めて、学校は誰のものか問い直したい。

「信頼される学校づくり」において、児童生徒の「生きる力」を育てることが最も重要なことであり、そのためには、学校の意思形成が学校内だけにとどまるのではなく、保護者や地域の意見を積極的に取り入れていく志向がこれまで以上に求められよう。

＜引用文献・参考文献＞

・小島弘道「自律的学校経営の構造」小島弘道編『時代の転換と学校経営改革－学校ガバナンスとマネジメント－』学文社、2007 年、58 頁
・斉藤喜博全集第 3 巻『新しい学校づくり・小学校』国土社、1970 年、293～303 頁
・坂田仰「学校教育の法化現象とスクール・コンプライアンス」日本教育制度学会編『現代教育制度改革への提言下』東信堂、2013 年、229 頁
・Sanders,D.C.,Innovation in Elementary School Classroom Seating, Bureau of Laboratory Schools Publication 1958 、ロバート・ソマー著　穐山貞登訳『人間の空間』鹿島出版会、1972 年、171 頁に所収
・武井哲郎『「開かれた学校」の功罪-ボランティアの参入と子どもの排除・包摂-』明石書店、2017 年
・奈須正裕『個別最適な学びと協働的な学び』東洋館出版社、2021 年、307 頁
・堀井啓幸「学校施設と教育活動－教師の学校施設観を中心に－」『日本教育経営学会紀要』第 29 号、1987 年、133～147 頁
・堀井啓幸「学校改善を促す教育条件整備－「使い勝手」の視座を参考に－」『日本教育経営学会紀要』第 55 号、2013 年、2～13 頁
・宮田丈夫「学級の教室環境」宮田丈夫編『学級教育辞典』帝国地方行政学会、1972 年、17 頁
・横山俊祐「教育の変革を支える学校施設の計画・しつらえ」日本教育政策学会『日本教育政策学会年報第 29 号　公共性と協働性を支える学習/教育空間』学事出版、2022 年、11～12 頁

ほりい　ひろゆき

静岡県生まれ。帝京女子短期大学助教授、富山大学助教授、山梨県立大学教授を経て、現在常葉大学教授。専門は教育経営学。主な著書に『現代学校教育入門―「教育環境」を問い直す視点―』教育出版、『新訂版　保育者・小学校教員のための教育制度論』教育開発研究所など。

論　説

『こども法』の時代を迎えて

東京学芸大学
佐々木　幸　寿

1　学校をめぐる法的状況　－法化現象の拡大－

近年、学校においては、「法化現象」が急激に広まっていると言われている。この「法化現象」という言葉は、学校問題に関する訴訟の広まり、保護者による弁護士を伴っての学校への要求の拡大など、様々なイメージで捉えられている。

現在、学校における法的な状況は大きく変化しようとしている。例えば、いじめ防止対策推進法において被害者の主観的な認識を基にした「いじめ」の定義が採用されたことによって、被害者の立場にたったいじめへの対応が促される一方で、暴力行為など違法性の高いものから日常の学校生活におけるトラブルを含むものまで「いじめ」に内包されることとなり、その対応に学校側が苦慮しているという声を聞く。また、障害者差別解消法の定めた障害者への「合理的配慮」は、一人一人の障害者の配慮を求める声を受け止める動きが広まる一方で、その範囲がどこまでであるのか曖昧である上、その判断も個別になされることから、学校や教育委員会にもとまどいが広まっていると言われる。また、弁護士が、いじめの深刻化等を背景にして、学校問題に直接関わるケースが増えていると言われている。弁護士が関わることで、児童生徒や保護者の要求に学校側が真剣に向き合うようになったという声がある一方で、損害賠償などの法的問題として対処された場合には、必ずしも、児童生徒のための問題解決につながっていないとの指摘もある。

このように、さまざまな法的問題が学校現場に広まりつつある。それでは、学校現場で広まっている「法化現象」とは、いったい、どのような状況を意味しているのであろうか。「法化現象」を、おおまかに区分すると、①学校内部における教育指導やそのための内部的ルールに委ねられてきた対立や衝突の解決や調整を、学校外部の一般社会のルールによって解決することを求める動きが顕著となってきたこと（学校内部への一般社会のルールの浸透）、②いじめ等の対応など基本的に教育・指導によって解決されるべき教育課題に対し、いじめ防止対策推進法の登場に代表されるように法令を直接適用することを通じて解決が求められている状況が生まれているということ（教育課題への法律の直接適用）、③プールの栓の閉め忘れによる水流出事故で教師に対して自治体が水道料金負担を求める動きが通常化していくなど、自治体や学校法人等が個人責任を求める動きが出てきていること（個人責任の明確化の動き）、④学校内のトラブルに対して保護者が弁護士を伴って学校や相手の児童生徒側に様々な要求を行う動きなど当事者間の問題に法律の専門家が介入する動きが顕著となっている状況（法律専門家の関与の増加）などを意味している(1)。

「法化現象」の拡大は、学校や教師が、日常の教育活動を展開する上で、必然的に、法

的問題に関わらざるを得ない状況が広まることにつながっていくことになる。

2　「限界設定」という考え方の重要性

このような法的状況の中で、学校、教師は、ややもすると、法的責任を回避するために、萎縮した対応に陥ることになる。本来、学校が果たすべき教育活動や指導においても、どのようにしたら法的責任を避けられるのかという思考に陥ってしまうことは容易に想定される。日常的にも、前例を踏襲するという慣行に従うことによって、「安全運転」をすることになりがちである。

法令に精通した行政職員であれば、自らの判断で法的問題に対処できるのであろうが、一般に、学校教育を担う実践家として採用された教職員には、そのような法的専門性を備えることまで想定されていない。むしろ、必要に応じて、所管する教育委員会や行政職員の支援を得などして対応することが現実的であろう。

しかし、「法化現象」と言われる状況が拡大する現代においては、前例が通用しない状況に対応することを余儀なくされることになる。教育委員会事務局や行政職員の支援だけでは、十分に対応することが困難な場合や法的紛争や争訟が想定される場合もある。このような状況に対応するためには、「限界設定」という考え方を踏まえる必要がある。「限界設定」とは、これらの法的な問題に関わる上で、教育的判断によっては対応できないと思われる限界ラインを設定する、あるいは関与する際の限度となる枠組みを設定することを意味している。

言葉を変えれば、学校や教師が、自らが担う権限とそれに応じて負うべき責任について明確しておくということである。例えば、保護者からさまざまな文書要求がなされる場合がある。教師の行き過ぎた指導に対する学校側への謝罪文の要求、二度と問題を発生させないことを確約することを求める誓約書や念書の要求、事件の詳細な報告やアンケートの内容の開示を求める文書など、さまざま文書要求が想定される。一般的に、教育者としての教師の立場からは、できるだけ保護者等からの要求には丁寧に対応すべきと考えられるのであるが、法化現象の進展している今日の状況を考えれば、安易に文書要求や記録の開示に応じた場合には、さらに、文書が一人歩きするなどして混乱を招いたり、問題をこじらせたりすることも想定される。文書要求への対応においても「限界設定」を考える必要がある。

限界設定においては、第一には、学校が負うべき法的責任の範囲を明確にしておく必要があるということである。保護者が担う法的責任は子どもの生活全般に及ぶのに対して、学校や教師の負うべき責任は、基本的に、学校の教育活動やこれに密接に関わる生活関係に限定されていることを確認する必要がある。第二には、文書が要求されている状況や文脈を理解しておく必要があるということである。子どもの生命に関わるような緊急事態にあたるような場合であるのか、単に相手に対する復讐感情を満たそうとしている場合であるのかなど個々の状況に応じて限界設定を行う必要があるということである。第三には、文書要求への対応の前提として法的に対応の義務があるのかどうかということを確認する必要がある。文書要求に、情報公開条例や個人情報保護条例、いじめ防止対策推進法の規定、弁護士会照会などの法的根拠があるのかどうかを確認しておく必要がある。法的な根拠がない

場合には、文書要求に応じるかどうは、弁護士を通じた要求であっても、基本的に任意ということなる。

以上のことを確認し、対応する必要があるのかどうかについて「限界設定」を行った上で、要求の趣旨を踏まえて、道義的観点から対応をするのか、教育的な観点から対応するのか、法的責任に基づいて対応するのか判断していく必要がある。なお、法的根拠に基づいた要求であっても、すべてを無条件に提供するということではなく、その目的や趣旨から必要とされる限度において提供すべきことを付け加えておきたい。

3　「こども家庭庁」「こども基本法」の登場

2023年4月1日に、内閣府の外庁として「こども家庭庁」が設置され、また、「こども基本法」が施行される。

こども家庭庁は、こどもの最善の利益等を基本理論として、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、こどもの視点からこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れて、こどもの権利を保障するとともに、こどもを誰一人取り残さずに、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔としての役割を果たすことが想定されている。

一方、こども基本法は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができるように、こどもの心身の状況やその置かれている環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるような社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として制定されている。

我が国の法令では、「こども」については、「児童」（児童福祉法）、「子ども」（子ども・子育て支援法）、「少年」（少年法）、「未成年者」（民法）など多様なことばが使用されている。2022年に成立したこども基本法設置法、こども基本法においては、ひらがなで「こども」という用語が使用している。ここで、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」（こども基本法第2条）と定義している。このことは、第一には、「こども」を、特定の年齢に限定せず、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期からおとなになるまでの心身の発達の過程にある者全体をその対象としていることを意味している。そして、第二には、「こども」を対象に行う支援とは、学校教育などの「教育」に限定されず、福祉、医療、司法など多様な領域における支援を意味しており、さらには、就労、結婚、妊娠、出産、育児など家庭における養育環境の整備を含む幅広い支援を意味しているということである。この「こども」という言葉には、広く発達過程にある者（及びその家庭）を対象として、領域横断的、政策横断的、年齢横断的に、こどもの施策を実質的に展開していくという意味が込められているのである。

4　「こども法」の考え方

「こども家庭庁設置法」「こども基本法」は、こどものために、年代、政策、領域を包括した法制を形成しようとする「こども法」という考え方に基づいている。

「こども法」という考え方が、出てきた背景を確認しておきたい。齋藤宙治は、①時代的背景として少子高齢化が進み、こどもの割合が減少したことによってこどもがマイノリティ化しており、マイノリティとして時代

を担うこどもの利益・権利を適正に確保するようにする必要があること、②時代的背景として、こどもと大人を区別する各種法定年齢について、20歳から18歳への引下げの実施やそれについての議論が活発になっていること、③時代的背景として、科学技術（特に、AI 技術）の近時の急速な発展と、近い将来におけるこどもに対するバリアフリー化が予想されること（法の基盤を構築する上で、こどもと大人という二項対立的な見方は必ずしも最善とは言えず、実態に応じて段階的に法的地位を変えることが本来望ましく、二分法では、現在は、10 代後半における区分が問題とされているが、将来的には、低年齢層のこどもについても、大人との区別・境界線が現実的な問題となり得るために広く「こども」の概念を提起している。科学技術が急減に進展する将来社会においてはこどもの社会参加に関するバリアフリーも大幅に進展することが予想されること。）[2]。これに加えて、こども家庭庁設置法、こども基本法の制定の時代的背景となっているのは、④こども施策が、年代の壁、制度の壁、領域の壁を超えて、一人一人のこどもの生涯、こどもの生活基盤の環境としての家庭支援を含めて総合的に施策を切れ目なく展開するために「こども」の概念が提起されていることが確認されている[3]。

それでは、「こども法」を提起することの意義とは何であろうか。大村敦志は、このことついて、(a)「子どもが発展途上にある可塑的な存在であること」、(b)「子どもは自分の意思を十分には表明できないこと」、(c)「子どもは関係的な存在であること」、(d)「子どもは全体的な存在であって法領域ごとの把握では十分に捉えられないこと」、(e)「子どもは、私たちの未来・希望であること」をあげている[4]。なお、横田光平は、「こども法」について、ドイツにおける公法と私法の関係を分析し、各法領域の協働を媒介するものとして位置づけており[5]、(d)と、基本的な認識を共有しているものと思われる。

(a)、(b)、(c)は、こどもの特質に基づいて特別な取り扱いをする必要性に由来する意義であり、(d)は、教育的、福祉的、行政的支援などの諸施策において法的にも総合的な展開の必要性を想定した意義であり、(e)は社会全体でこども支援を重視する上での共通理念としての意義であると考えられる[6]。

しかし、その一方で、「こども法」の概念は、包括的な概念として理解されるだけでなく、その内容は具体的に検討される必要がある。例えば、教育における「学校教育」「家庭教育」「社会教育」の区分で言えば、学齢期という特定の年代において組織的・体系的に実施される「学校教育」は、自主的な性格を有する「家庭教育」「社会教育」とは明確に異なる性格を有している。また、例えば、「契約」「選挙権」等は、18歳という特定の発達段階において明確に区分されることとなる。「こども法」の在り方は、包括的、総合的にこどもの最善の利益を考えて行くとともに、年代、領域、制度などの観点からその内実を検討していく必要があろう。

5　こども法の時代における学校の対応

こども法の時代を迎えて、学校には、教育に限定されない、福祉、医療、司法など多様な法制への対応が求められることになる[7]。教職員の目から見れば、近年、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、児童虐待防止法、児童福祉法、少年法、民法など、矢継ぎ

早に法律の制定、改正が行われているように感じているのではないかと思われる。教職員は、貧困、虐待、離婚など学校教育の内外を通じた切れ目のない対応をしていくためには、これらのすべての関係法令を把握しておくことが求められるのではないかという懸念をいただいていると思われる。しかし、法律専門家でない教職員が、そのすべてに対応していくことは現実的ではない。ここでは、そのような懸念に関わって、いくつかの留意事項を述べていく。

（1）基本的に維持される学校教育に関する法制

こども基本法等が制定されることによって、学校教育に関する法制も大きな変更がなされるのではないかという懸念の声を聞くことがある。このことについて言えば、こども家庭庁の設置、こども基本法の制定後も、引き続き、学校教育に関する事項については、基本的に、文部科学省が主要な権限を維持することとされている。学校教育は、法的には、教育基本法、学校教育法を基本とした従来からの法制の下で展開されることを確認しておきたい。

こども基本法に関する国会答弁においても、法案提案者は、教育施策は、憲法と教育基本法を頂点とする教育法体系の下で行われるものであることから、学校教育の内容に踏み込んだ規定を設けなかったと説明している。こども家庭庁設置法に規定されているいじめ防止対策推進法の規定によるいじめに関する相談体制の整備等を除いて、学校教育の内容、方法等に関する基本的な事項については、基本的に従来どおりに運営されていくとされている。その前提の上で、こども家庭庁が、こどもに対する包括的な支援を切れ目なく行うために、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁に対して司令塔の役割を果たしていくことになる。

（2）教育委員会等の行政機関の活用

法律や行政の専門家でない教職員に対して、こどもを対象とする多様で広範な法令のすべてを理解することを求めることは現実的ではない。このような場合、学校は、基本的に、所管する教育委員会に法的支援を求めたり、指示を受けたりすることで乗り切ることになる。市町村立学校については市町村教育委員会に、都道府県立学校については、都道府県教育委員会に問い合わせ、指示を受ける。また、市町村教育委員会は、法令に従って、都道府県教育委員会、文部科学大臣から、指導、助言・援助を受けることができる（なお、過去に行われたこれらの行政機関間での照会・回答は、行政実例と呼ばれ、その後の運営等の参考とされている）。

また、文部科学省等の国に行政組織は、その所管する法令について行政解釈を示す権限が与えられている。行政解釈とは、その法令を所轄する行政官庁が、法令や条文を解釈する上での、具体的判断等を示すものであり、行政組織内（上級組織から下級組織）、行政機関間で、その所掌する法令についての解釈や運用上の留意点等について通知等によって示すのが通例である。そのために、学校、教育委員会にとっては、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁等の通知等は、適切に法令を解釈し、運用する上で、非常に重要な根拠となることに留意する必要がある。

（3）弁護士の積極的な活用

そして、近年注目されるのが、学校や教育委員会による弁護士の活用である。文部科学省の「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和３年度間）」によれば、教育委員会事務局として、法務の専門家

に相談できる体制は、都道府県・指定都市で100%、市区町村で約 94%の教育委員会で確保されている。その一方で、専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制がある自治体は、都道府県で約 79%、指定都市で75%となっており、市区町村で約 10%に留まっている。このことは、都道府県レベルにおいては、教育等について一定の見識をもったスクールロイヤーなどの仕組みが整備される傾向にあるが、市区町村レベルでは、ほとんどが自治体の顧問弁護士などに依頼していることを示しているものと思われる。

文部科学省の調査研究によれば、地方自治体等で規定されているスクールロイヤーの役割を概括すると、（ア）いじめ防止対策推進法等の法令の下で学校が法的責任を果たしつつ、適切に教育活動を展開するための助言を行うこと（教育活動への法的支援）、（イ）学校と保護者との紛争を冷静な立場から仲介することで関係の調整を図ること（紛争当事者間の対立の仲介・調整），（ウ）教育委員会、学校の組織運営に対して法的な助言を行うこと（経営活動への法的助言）、（エ）教職員や事務局職員を対象として法務実務についての研修に関わること（研修活動への支援）などが、想定されている[8]。弁護士には、教育関係の法務実務を担うだけでなく、その法的専門性は広範な領域に及ぶことから、多様な行政領域を横断して法的支援を行う役割を担うことが期待されている。

学校が、「こども法」の時代に適応し、十分にその責任を果たしていくためには、法律専門家である弁護士等の活用は欠かせない。弁護士の活用は、特別なことではなく、日常的なこととなりつつある。地域によっては弁護士が偏在し、十分に確保できない地域があるのは事実である。しかし、遠隔での会議システムが普及している今日、弁護士に気軽に相談できる体制を整備する環境条件が整いつつある。教育委員会、自治体には、学校を法的に支援するシステムを整備する努力を続けてほしいと思う。

【注】

(1) 佐々木幸寿『学校法務－公教育を担う法務実務の視点と論理－』ジダイ社、2023 年、20 頁。
(2) 齋藤宙治『こどもと法－子どもと大人の境界線をめぐる法社会学－』東京大学出版、2022 年、3-12 頁。
(3) 佐々木幸寿、前掲書、408-410 頁
(4) 大村敦志「子ども法の出現」大村敦志・横田光平、久保野恵美子『子ども法』2015 年、有斐閣、4 頁。
(5) 横田光平『子ども法の基本構造 』信山社、2010 年。
(6) 齋藤宙治は、こどもの法的地位をめぐる主な議論について、権威論、解放論、保護論、潜在的大人論、能力論、関係性論の 6 つに大別している（齋藤宙治、前掲書、13-16 頁）。
(7) 丹羽徹編『子どもと法』法律文化社、2016 年。
(8) 佐々木幸寿、前掲書、228 頁。

ささき　こうじゅ
岩手県生まれ。博士（教育学）。公立学校教員、岩手県教育委員会指導主事、管理主事、信州大学准教授を経て、現在東京学芸大学教職大学院長、理事・副学長併任。専門は教育行政学。主な著書は『市町村教育長の専門性に関する研究』風間書房、『学校法務―公教育を担う法務実務の視点と理論―』ジダイ社など。

論　説

「信頼される学校」づくりのために

上越教育大学大学院
稲　垣　応　顕

はじめに

(1)「信頼」は難しい―理論と現実のギャップ―

本特集の原稿依頼をお受けしての感想は、「このテーマは難しい！！」の一言であった。ただでさえ、「多様性を尊重する」時代である。それは、これからの時代において価値観は一つではないことを意味している。このことは、我々学校教育に係わる者は学校を価値あるものと捉えるが、社会(特に保護者)の中には何らかの理由で学校ないし学校教育に価値を置かない人たちも多く存在することを意味している。すなわち、学校に価値を置かない人たちにとっては、そもそも信頼される学校自体が成り立たない。

加えて、今日の我が国では学校に対する風当たりが強い。①学校のブラック化という流行り言葉、②コロナ禍と相まり加速したデジタル社会の推進。世間はアナログな教師よりもデジタルという正確で回り道をしない機械を頼る、③それに付随する ICT 教育(=主たる例示としては、オンライン・オンデマンドによる遠隔授業；意地悪く言えば、教師における仕事の興味・関心が、複雑な感情をもつ人間の教育から機械の操作技術へと移行してはいないであろうか)と個別学習の拡充など。上述のそれらは、約 26 万人を数える不登校(登校拒否;2022 年度　文部科学省の速報値)児童生徒(以下、子供たち)と保護者に、特段、学校に登校しなくてもよい=学校教育にそれほどの価値を置く必要はないというメッセージにはならないであろうか。また、特別活動が前提として掲げる『望ましい集団(また集団活動)』を後退ないし否定さえするのではないであろうか。換言すれば、このことは文科省が 21 世紀型能力(21 世紀を生き抜く力)の入り口と出口におく『良好な関係性形成』そのものを疎外させはしないであろうか。さらに国が推し進める働き方改革は、その負の側面として教師における専門職意識や教師としての喜びを教師から引き離し、彼らの意識をサラリーマン化へと変容させてはいないであろうか。

その一方で、私の現任校は「絶対先生になりたい人のための大学」をキャッチコピーとして掲げている。そこで私は、学部・大学院を問わず、「教師の命綱は授業だと言われる。その通りではあるのだけれど、しかし授業だけで良いのなら、塾の先生を希望してもよいのではないか?」と学生に投げかける。そして、その問いを発した回答の一つとして、塾と学校の違いを論ずる。すなわち、塾は個人の成績を 1 点でも高めることが至上命題である。それに対して、わが国の学校は一人の天才や秀才の育成を目指してはいない。わが国の学校ないし学校教育は、望ましい集団(集団活動)の中で、児童生徒が互いに学び学び合い、高め高まり合っていくことをねらいとしているのである。

また私のゼミでは、教職に夢や希望を強くもつ学生(特に学部生)に、卒業論文(以下、卒論)で「教師と子どもの信頼関係」のテーマを設定する傾向がある。教師になったときの期待や喜びを、子供たちとの温かな心の触れ合いに求めている表れだと理解する。

ゼミでのレジュメ発表でそのテーマを目にする度に、学生たちの健康で健全な気持ちを垣間見た感覚で微笑ましくもなる。しかしそのような目で学生たちのレポートを目で追う傍らで、私は素直でないのかもしれない。卒論だけでなく大学院生の研究論文でも「信頼」の用語を目にする度に、自分の中で受け入れがたい違和感をもってしまうのである。つまり、言葉は、”言の葉”としてどこかに飛んでいきそうな雰囲気をもちながら、一方では”言霊”として重い意味をもつ。私が「難しい」と違和感をもつのは、「信頼(trust)」と「信用(confidence／believe)」を異なる次元の心理また心理作用を示す用語として捉えるからである。ちなみに、米ドル紙幣には、「Trust to God(神との信頼・契約:神に誓って、このお金を不正には使用しない)」の言葉が印字されている。それほどに「信頼」とは重い言葉である。

(2)「信頼」と「信用」の違い―語用法の観点から―

前項を引き継げば、例えば、「神様を信頼する」という用例は成り立つのであろう。つまり、神様は神様であるということだけで信頼される。我々は、神様に何ら担保=保障を求めないし、たとえ神様が願いをかなえてくれなかったとしても、裏切られたとして訴訟を起こすこともない(この原稿を書いている2023年1月、ニュースないしワイドショーでは韓国で産声を上げた某新興宗教への訴訟問題が多くの時間枠を取り報道されている。ただし、その訴訟内容は信仰ではなく霊感商法についてであり、相手方も神様ではなく人間である)。ちなみに、筆者が修士課程時代にお世話になった宗教学の松田慎也名誉教授は、「宗教とは仲間作り。信仰は個人内の大いなるものへの親和性と畏敬と信頼」と述べられていたことを思い出す。神様は、我々の胸の内に being(=存在)として意識されているのであろう。それに対し、信用の用語法についての典型例を挙げれば、銀行が行う取引が分かりやすい。銀行は顧客にお金を貸し、その利息を利益としている。しかし、銀行は誰にでもお金を貸すわけではない。相手に貸したお金を返せるだけの能力を含む担保があると確認できたときに、初めて取引を行う。そのような取引を”信頼取引”とは言わない。それは、”信用取引”と言われる。すなわち、信用とは条件付きなのである。

場面を変えるが、身近なところに目を向ければ、大学における私の授業である。現任校には、素直で学ぶ意欲のある学生が数多く入学してくれていると常々感じる。例えば、授業の開始時間前には大方の学生が教室内で着席している(たまに遅刻する学生もいるが、彼らは教室に入る際に必ず会釈をする)。居眠りや内職をしている学生はまずいない。つまり、私が話しているときは静かに聞き、ノートを取り、(言葉遣いを指摘されると弱いところもあるのだが;苦笑)積極的に発言し、文部科学省(以下、文科省)が求める「自主的・主体的で深い学び=アクティブラーニング」をしてくれていると感じられる。それは、毎時間の最後に、授業の振り返りとして課すリアクションペーパー=小レポートの内容からも窺われるところである。

しかし、それらを根拠として私自身が自分のことを”学生から信頼される教師”である自負してよいのかと言えば、そこには大きな疑問符がつく。学生たちの立場からすれば、①私=稲垣は上越教育大学の教員である(授業時間になれば、必ず教室に来る)。②少なくとも大学院を出ていて、授業分野・領域についてはそれなりの専門性と研究業績をもっている。③したがって、自分の知的好奇心や専門性を満たす何らかの知識や考え方、また研究ないし教育実践に係る方法

を示してくれるはずである、(もしくは)④稲垣は授業の単位認定をする立場の人である、などの担保=保障があるために、大人しくしてくれているとも捉えられる。上述を踏まえれば、私の授業における学生の心理は、私への「信頼」ではなく幾つかの条件付きの上での「信用」なのだろうと思うのである。

上述をまとめれば、(繰り返しを含むが)神様は神様であるが故に信頼してもらえる「being=存在」である。それに対して、学校は学校であるということで信頼を得られる”存在”なのであろうか。昭和の中頃までならば、教師は医師と同列に多くの場合、”お医者様・先生様”と呼んでもらえていた。しかし、今日の時代において、社会の学校や教師への捉えはかなり変わってきている。

私は、かつて拙書で「教師は神様ではないので、初めから being(=存在)にはなれない。教師は、doing(=教師としての言動)することで being になれるのかもしれない」と書いたことがある(稲垣, 2018)。個々の教師がそうであるように、学校もしかりであろう。学校が学校であるというだけで信頼される地域の存在=being であり得ることは、年々難しくなってきている。ちなみに、今年度(2022 年度)の後学期に、大学院の授業でこのテーマ(=地域から信頼される学校とは)をディスカッションした際に、学生たちから「学校とか先生というのは、地域に含まれないのですね」、「教師は所詮、転勤してどこかへ行くよそ者と見られているんですかね」、などの意見が出てきたことは、私にとって少なからずショックであった。そして、いや、だからこそ?学校や教師が信頼される being になるためには、その前提として doing が必要なのであろうと考えさせられたのである。ちなみに、私は理想の学校として「(生徒や同僚たちと自分に)ソーシャルな関係がなくなってもパーソナルな関係の残る学校」(稲垣, 2011)と記したこともある。

「信頼される学校」を創る

(1)「信頼される学校」とは

それでは、「信頼される学校」とはどのような学校をいうのであろうか。国=文科省はそれをどのような構図で描いているのであろうか。文科省(2008)の『我が国の文教施策』には、「信頼される学校づくりを目指して」と題する一節があり、学校のシステムや機能の側面によるそれが示されている。

私なりにそこで記されている内容を整理すれば、「信頼される学校」とは、何よりも地域に開かれた学校を指すようである。具体的に信頼される学校とは、①「保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力する」学校であり、②「地域や子供たちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営」を行う学校、③また「保護者や地域住民の参画しやすい環境を整えた開かれた学校」、換言すれば「コミュニティースクール(学校運営協議会制度)を活用」したり「学校評議員制度」を充実させたりしながら、④「学校評価を通じ学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たす」学校である。同時に、⑤「学校・家庭・地域の共通理解を深め、連携協力の促進を」図っていく学校である。そして、そのような信頼される学校を創り上げることで、結果として「学校の設置者などによる支援や条件整備などの改善」が図られ、「教育の質の保証・向上」が図られるとも啓蒙している。

私はこれらの文章を概観しながら、「それはそうなのだろうけれど・・・。学校は大変だぁ。記されていることをすべてこなすのは大掛かりで難儀な話だ」と感じる。地域に開かれた学校となり、それを維持するためには、自らに自信をもって開示できる、しか

も可視化された実績が伴わなければならないと考えるためである。それを求めれば、学校は最先端の技術や方法を求め常に走り続け、高い成果を上げながら変化し続けなければならないであろう。このことは、ただでも多忙感を負う教師を疲弊させはしないであろうか。

(2) それでも信頼される学校を創る

前項の弱気とも捉えられそうな自問に対し、私は「信頼される学校はある／創れる」と応えたいのである。しかも、信頼される学校は、そこに在職(籍)する教師も子供も明るく楽しいのである。

本稿の冒頭に戻るが、この原稿依頼を頂いた時には「このテーマは難しい！」と感じたのである。そこで、”困ったときの学生頼み”よろしく、私の担当する生徒指導論の授業で同じ問いを、授業のアクティブラーニング(ブレーンストーミング)として彼らに問いかけてみた(ご承知の通り、『生徒指導論』は教員免許取得の必修科目である。そして、新構想大学として創設された本学には、一学年あたり学部生が 160 名と大学院生 270 人が在籍する。今年度、この授業の履修者は学部・大学院を合わせて 254 名である。授業は、学部生と大学院生をあえて混在させ 2 クラス編成で行っている)。

グループディスカッションを終えての通称『発表Ｔｉｍｅ』(グループ毎に、課題に対する発表原稿=パワーポイント資料と構想したモデル図をｚｏｏｍの共有画面に揚げる)において、学生から返ってきた回答は、文科省が掲げる前述の文面よりもかなりシンプル(平凡かつ庶民的)であった。授業にかける私の半個人的な感覚を開示するならば、彼らの発表内容は、これから教職を目指す(現職院生は学校現場に復帰する)彼らの感覚に温かさを感じさせる。具体的に、学生たちから提出された『信頼される学校』とは、「先生と子どもの仲が良い学校」「子どもにとって楽しい学校」「子どもに笑顔が絶えず、先生は疲れるけれど多忙感・疲労感ではなく充実感をもてる学校」などであった。私にとっては、彼らの発言こそがフィットする。すなわち、私がかつて貴センター長の黒羽正見教授との共著で記した「”よい学校”とは何か。(中略)二児のパパである感覚も合わせ、個人的な意見を言わせて頂ければ、良い学校とは子どもが毎日ニコニコしながら登校する(できる)学校であり、子どもが帰宅後に話すことがたくさんある学校である。それだけ学校が楽しく、子どもの気持ちや思考を揺さぶる刺激に満ちているという事だからである」(稲垣, 2011)ということを、その著書刊行から 10 年以上を経た今日においても、学生たちが同様に感じてくれていたからである。提出されたモデル図には、おおよそ子ども達が学校で先生や友達とニコニコと話しているイラストが描かれていた。そのような子供の姿を見れば、大概の保護者はそれだけで嬉しいものである。普段、ポジティブな話題を子供から聞いている保護者は、時に我が子が落ち込んでいたり怒っていたり、また悔しがるなどネガティブな表情を見せたとしても、担任教師ないし学校を”信頼”して、そうそうクレーマーになることはない。そして、我が子が再び笑顔を見せたときには、「学校に任せて良かった」と安どしてくれる。

また、そのような話題は、特に母親による地域のネットワークを通じて驚くほど早くに地域に伝搬する。温かなエピソードが伝搬するほど、世間=地域は「うちの子は〇〇先生のクラスで良かった～」から、先生の個人名は抽象化され「あの学校でよかった」「あの学校の指導は良いって聞くよ」などと広がっていく。そして重要なの

は、子供たちと良好な関係性のある先生は、子供たちに媚びることなく、自分の教育信念に基づいて話し指導を行う。そして、その上で先生自身もニコニコしている。

ちなみに、下世話な話題であるが、本学でも幾人かの高額寄付者や企業、また寄付講座を開設して下さる団体がある。本学から離れたところで、しかし本学を信頼し応援して下さっている一つの形であろうと理解する。それらの方々に共通しているのは、かつて自分が本学に在籍していた時の温かな思い出、今も忘れ得ない温かな先生(ソーシャルな関係を終えてもなお温かなパーソナルな心の繋がりをもつ教師)の存在があることである。そして、寄付をして下さる方々にとって、思い出の学校・思い出の先生は、”doing”から”being”に転換されている。要は、やはり『教育は人なり』なのであろう。そして、それならば本稿のテーマである『信頼される学校』は創られる可能性が極めて現実味を帯びてくる。繰り返すが、『信頼される学校創り』とは、校長先生を司令塔とする個々の教師の教育観ないし子供観、教育にかける哲学・信念・方向性と熱意・具体的指導に委ねられることになる。我々教師の仕事が他の職種と異なる一つは、我々の職務=子供たちを育むことに、損得勘定はないし裏表もない。そして、教師と子供たちは、各々の学級風土や学校風土をバックボーンに信頼関係で結ばれている。

私は学部・大学院共に授業で「一般に校内で先生と言われる職種には、他に”教諭”、”教員”、”教師”という呼称がある。それぞれどのような意味をもつのか。換言すれば、意味の違いは?」と問いかける。そして、その解として「周知の通り、俗称でいう教員免許は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校”教諭”と記されている。このことは、この免許をもつ者は子どもたちに『教え諭せる存在』=大声で怒鳴り散らし、児童生徒を屈服させて指示に従わせるのではない存在である」ことを意味する。「”教員”の”員”とは数を表す言葉である。君たちを数の中の一人／歯車の一つというつもりはなく、(流行りの言葉で言えば)『チーム学校の一員である自覚をせよ』という意味である。教員組織の輪を壊すな=自分の思いはあっても、職員会議の決定事項・校長の指示には、組織の一員として従う」ことを意味している。”教師”の”師”とは人格を示す漢字である。「みんな一人一人が、自分の人格を前面にだし、子供たちと正面から本気で関われる存在であれ」ということを示していると伝えている。そして、そのような子どもとや保護者との関わりの中で、『信頼される学校』が構築され、維持されるのだろうと考えている。

おわりに

本稿を締めくくるにあたり、2年ほど前まで国からの科学研究費(科研費)採択研究として行っていた『無の思想とその臨床教育学的位置づけ;通称「無心のケア」』(現在は、その継続研究として『いのち教育』をテーマに科研事業を行っている／いずれも研究代表　稲垣)の報告の一つとして刊行した『無心のケア』でメンバーであった京都大学の西平直先生が書かれた一節を紹介したい。信頼される教師像の一つとして、我々にもこれから教師を目指す方々にも、いったん足を止めて吟味するに値すると思われる。かつて我々自身が悩み・迷い・苦しかった時に求めていたbeing=存在の姿だからである。

> (前略)「ひとの心の揺れに寄り添ってくれる先生。人の弱さや悲しみを大切にしてくださる先生。(中略)明るく前向きなスピリチュアルケアも大切なのだ

ろうが，個人的にはどうもなじめない。それより，弱さや悲しみに立ち止まって下さる方が嬉しい。あるいは，そうしたところに立ち止まろうと一緒になって迷って下さる方が嬉しい。無意味と思われる営みに，何らかの『意味(通常から見たらまるで意味のない意味』)を見ようと寄り添って下さる方に親しみを感じてしまうのである。スピリチュアル・クライシス・・・クライシスは，通常『危機』と理解される。心の揺れの大きい危険な状況。『スピリチュアル・ペイン』として体験される以前の，ビリーフが崩れ去った状態という用語法である。通常，我々はビリーフに支えられて生きている。ビリーフが人生を意味づけてくれるからである。そのビリーフが崩れると大変なことになる。当たり前のことが成り立たない。

しかし，今までの『当たり前』が通用しない状況。誇りや自信といった肯定的な自己像が崩れ去り，どう対処してよいかわからないという、その混乱状態を大切にする。そこに留まり続けるわけではないのだが，急いで通り過ぎてしまう事を勧めない。『急いで通り過ぎる』ことばかり考えると，大切なプロセスが生じる機会を失ってしまう。

他方，『ペイン』は外から和らげてもらうことが可能である。医療は，『ペイン』の軽減や除去の手助けをする。ところが『クライシス』は外から取り除くことが出来ない。クライシスは，その当事者が自ら通り抜けるしかない。内側から温め，内側から変わってゆくしかない。クライシスを癒すことはできない。その代わりクライシスは『癒える』。内側から癒えていく。(後略)」(西平，2020より；意味を変えない範囲で一部改変)

本稿のまとめは、文科省の掲げる『信頼される学校づくり』のために学校体制ないしシステム・広報としての活動があると共に、日常の学校教育活動における教師による子供たちへの”普段の関わり”があるということである。我々一人一人が子供たちに「無心のケア」の担い手として doing できれば、学校は信頼される being になれるのではないかということである。

文　献

・稲垣応顕（2011）はじめに．／稲垣応顕・黒羽正見・堀井啓幸・松井理納著『子どもと教師が共鳴する学際が現代学校教育概論』金子書房，i-iii.

・稲垣応顕（2018）第Ⅰ部　スクーリングの理論と課題　第１章　スクールカウンセラーのビリーフ．／稲垣応顕・坂井祐円編著『スクールカウンセラーのビリーフとアクティビティ――児童生徒・保護者・教師とどうかかわるか―』金子書房，3-21

・文部科学省（2008）第２章　初等中等教育の一層の充実のために　第４節　信頼される学校づくりを目指して．https://www.mext.go.jp > html > hpaa200901(最終閲覧；2023 年２月９日)

・西平直（2020）「無心のケア」に対する問題提起．／坂井祐円・西平直編著『無心のケア』晃洋書房，23-51

いながき　まさあき

新潟県生まれ。国際武道大学、富山大学を経て、現在上越教育大学院教授。専門は学校教育相談学。主な著書に『教育カウンセリングと臨床心理学の対話』文化書房博文社、『学際型現代学校教育概論』金子書房など。

論　説

今の時代に信頼される学校づくりに向けて
－改訂された「生徒指導提要」の理解と活用の推進－

群馬大学
吉　田　浩　之

1　生徒指導提要の改訂

近年，子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中，いじめの認知件数や不登校者数の増加傾向が続き，極めて憂慮すべき状況にあります。加えて，「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」（以下，教育機会確保法）という関連法規の成立等，生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきています。こうした状況を踏まえ，生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理するとともに，今日的な課題に対応していくため，「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」を設置し，「生徒指導提要」について 12 年ぶりの改訂を行い，2022 年 12 月に「生徒指導提要（改訂版）」（以下，改訂版）が公表されました。「生徒指導提要」とは，小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について，時代の変化に即して網羅的にまとめ，生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り，組織的・体系的な取組を進めることができるよう，生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書とされています（文部科学省，2022a）。

2　法令や「改訂版」等を踏まえた生徒指導の必要性

学校現場では，日常的に生徒指導上の諸問題・課題への対応や解決という現実に直面します。その点から今の時代に信頼される学校を展望すると，学校や教職員の実践経験に基づく実効性のあるインフォーマルな対応よりも，法令や文部科学省が発出する通知・手引き等で示すような公の基準に沿ったフォーマルな対応が求められる状況が強まっていることに留意する必要があります。昨今，公の基準に照らして対応が不十分なために，厳しい指摘を受ける学校や教職員の報道が増えています。生徒指導では，事案ごとに関連する公の基準について理解を深めておくことが求められています。

そのことは，外部委員として「いじめの重大事態」に係る報告書作成に 2 桁以上かかわってきた経験からも痛感しています。たとえば，その報告書の中では，学校や教職員の問題点を指摘する箇所があります。そこには，公の基準に照らし不十分な点を記述することになります。勿論，今回の「改訂版」は，特に重要な公の基準として活用されます。生徒指導に関する現代的な諸問題・課題の解決に向けて基本書として提示された「改訂版」は，学校がいま何を為し，どのような取組を進めるべきか，しっかりと見据えることができるガイドラインであり，生徒指導全般の基準となるものです。

そこで，本稿では，「改訂版」に基づく予防的実践や諸問題・課題への対応が学校現場でいち早く進められることに資するよう，ポイントの解説と利活用の方法について取り上げます。一読を頂くことで，学校教育に携わる方々は勿論のこと，教員採用試験を控えた学生の方々にも「改訂版」の学びを始める契機になれば，さいわいです。

３　改訂にあたっての基本的な考え方と改訂作業の留意事項

文部科学省（2021）は，生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方として 3 点を示しています。それらは「改訂版」の柱となるポイントです。

1 点目は，「積極的な生徒指導の充実」です。「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）」等を踏まえ，目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく，「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導の充実」について示しています。

2 点目は，「個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映」です。個別課題（いじめ，不登校，児童虐待等）について，2010 年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度，児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映させることについて示しています。

3 点目は，「学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映」です。生徒指導全般に係る事項として，全体を通して次の 5 つについて反映させることを示しています。

1 つめは，生徒指導の充実（学習指導要領第 1 章総則「児童生徒の発達の支援」）です。2 つめは，チームとしての学校（「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等）です。3 つめは，学校における働き方改革（「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」等）です。4 つめは，多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導（「魅力ある学校づくり検討チーム」報告（2020 年 9 月，文部科学副大臣決定）等）です。5 つめは，生徒指導上の課題に関するデータの活用（GIGA 端末の活用含む）です。

さらに，改訂作業にあたっての留意事項として 3 点を示しています。1 点目は，全教職員や関係機関の職員等を対象に活用されることを想定し，構成や内容等について工夫するとともに，使用する言葉についても，読み手を意識した表現ぶりを使用するとしています。2 点目は，利用者が参照しやすくなるよう工夫し，必要不可欠なものに内容を精選し，提要本体の分量を削減し，またキーワードにリンクを付すことや索引をつける等，関連情報へアクセスしやすいように工夫するとしています。3 点目は，法改正や名称改正時等，情報のアップデートが必要な際に，ネット上の資料を随時更新できるよう，デジタルテキストとして作成するとしています。

４　「改訂版」の構成と関連法令

「改訂版」は，第Ⅰ部総論と第Ⅱ部各論で構成されます。第Ⅰ部では，「生徒指導の定義や目的」，「生徒指導と教育課程」，「チーム学校による生徒指導体制」等の生徒指導の基本事項について解説しています。第Ⅱ部では，生徒指導上の課題ごとに章立てを行い，各章のリード文で現状や各章の概要を端的にまとめ，各章の節構成は 4 つの内容（「関連法規や基本方針等」，「学校の組織体制と計画」，「未然防止，早期発見・対応」，「関係機関との連携体制」）を基本としています。

資料 1 は，目次の章・節及び言及されている法令の一覧です。目次をみると「改訂版」の全体構成と内容を具体的に理解できます。一見して取り上げられている法令が多岐に及んでいることがうかがえます。改訂の基本的な考え方に示されているように，関連法令の規定が各章の内容に反映されています。

資料１　「生徒指導提要（改訂版）」の目次及び言及されている法令

部　　章	節	言及されている法令
第Ⅰ部：生徒指導の基本的な進め方		
第1章：生徒指導の基礎	生徒指導の意義　生徒指導の構造/生徒指導の方法　生徒指導の基盤　生徒指導の取組上の留意点	教育基本法/ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律/ 社会教育法/ 児童の権利に関する条約/ こども基本法/教育機会確保法/ 民法/ 子ども・若者育成支援推進法
第2章：生徒指導と教育課程	児童生徒の発達を支える教育課程　教科の指導と生徒指導　道徳科を要とした道徳教育における生徒指導　総合的な学習（探究）の時間における生徒指導　特別活動における生徒指導	教育基本法 / いじめ防止対策推進法
第3章：チーム学校による生徒指導体制	チーム学校における学校組織　生徒指導体制　教育相談体制　生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援　危機管理体制　生徒指導に関する法制度等の運用体制　学校・家庭・関係機関等との連携・協働	学校教育法施行規則/ 教育基本法/ 学校教育法/ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律/ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律/ 少年法/ 児童福祉法/児童虐待の防止等に関する法律/ 個人情報の保護に関する法律/ 特定非営利活動促進法/ 子ども・若者育成支援推進法
第 II 部：個別の課題に対する生徒指導		
第4章：いじめ	いじめ防止対策推進法等　いじめの防止等の対策のための組織と計画　いじめに関する生徒指導の重層的支援構造　関係機関等との連携体制	いじめ防止対策推進法
第5章：暴力行為	暴力行為に関する対応指針等　学校の組織体制と計画　暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造　関係機関等との連携体制	刑法 / 銃砲剣類所持等取締法 / 軽犯罪法
第6章：少年非行	少年法・児童福祉法等　少年非行への視点　少年非行への対応の基本　関係機関等との連携体制　喫煙・飲酒・薬物乱用	少年法/ 児童福祉法/ 少年警察活動規則/ 児童の権利に関する条約/ 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律/ 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律/　裁判所法覚醒剤取締法/ 麻薬及び向精神薬取締法/ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約/ 健康増進法/ アルコール健康障害対策基本法
第7章：児童虐待	児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等　学校の体制　児童虐待の課題予防的生徒指導　児童虐待の発見　児童虐待の通告　関係機関との連携体制	児童福祉法/ 児童虐待の防止等に関する法律/ 民法/ 個人情報の保護に関する法律
第8章：自殺	自殺対策基本法等　自殺予防のための学校の組織体制と計画　自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造　関係機関等との連携に基づく自殺予防の体制	自殺対策基本法
第9章：中途退学	中途退学の関連法規と基本方針　中途退学の理解　中途退学の未然防止と組織体制　中途退学に至る予兆の早期発見・対応　中途退学者の指導と関係機関との連携体制	学校教育法施行規則 / 学校教育法 /　職業安定法
第10章：不登校	不登校に関する関連法規・基本指針　不登校対応に求められる学校の組織体制と計画　不登校に関する生徒指導の重層的支援構造　関係機関等との連携体制	教育機会確保法 / 学校教育法施行規則
第11章：インターネット・携帯電話に関わる問題	関連法規・基本方針等　インターネット問題への組織的取組　インターネットをめぐる課題に対する重層的支援構造　関係機関等との連携体制	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律/ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律/ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 / 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律/ 刑法/ 著作権法/ 民法
第12章：性に関する課題	性犯罪・性暴力対策の強化の方針　性に関する課題の早期発見・対応　性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造　「性的マイノリティ」に関する課題と対応	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 / 刑法 / いじめ防止対策推進法
第13章：多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導	発達障害に関する理解と対応　精神疾患に関する理解と対応　健康課題に関する理解と対応　支援を要する家庭状況	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律/ 発達障害者支援法/ 障害者の権利に関する条約/ 学校保健安全法/ 学校教育法/ 児童の権利に関する条約/ 児童福祉法/ 子どもの貧困対策の推進に関する法律/ 母子及び父子並びに寡婦福祉法/ 国民健康保険法/ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律

５　デジタルテキストとしての利活用ガイド

「改訂版」は，広く学校関係者が参照できるようデジタルテキストとして作成されています。デジタルテキストの利点として，クリックすると該当箇所に飛ぶようになっています。その利活用の具体例について４点を紹介します（文部科学省，2022b）。

１点目は，「目次やしおり」から「各ページ」に飛ぶことができます（資料 2）。目次

の「いじめ防止対策推進法」をクリックすると，120 ページの第 4 章 4.1 のところの該当ページに飛びます。2 点目は，記載内容の参考となる「法令，通知，ガイドライン等の名称」にリンクを貼り，当該法令等が「閲覧できる外部サイト」に飛ぶように設定してあります（資料 3）。3 点目は，文章中の「専門用語等特定の単語」は青字にしてあり，後ろに付記した「数字」をクリックすると「脚注」に飛び，用語の解説を確認できます（資料 4）。4 点目は，索引をまとめてあり，「索引」から「各用語の関連ページ」に飛ぶことができます（資料 5）。

資料 2　「目次やしおり」から「各ページ」に

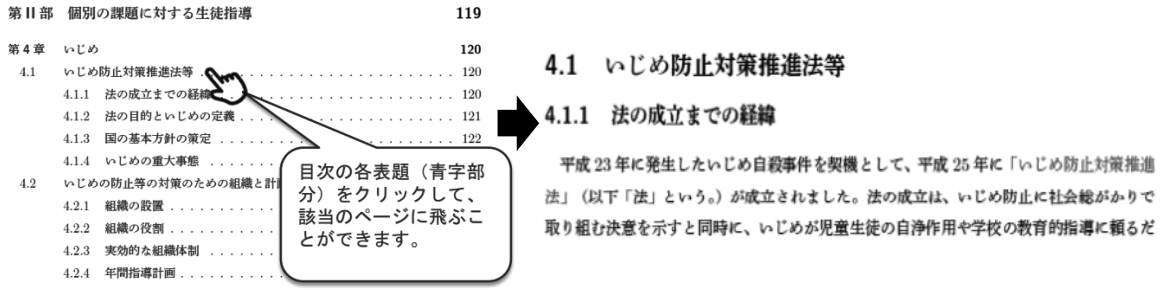

資料 3　「法令，通知，ガイドライン等の名称」から「閲覧できる外部サイト」に

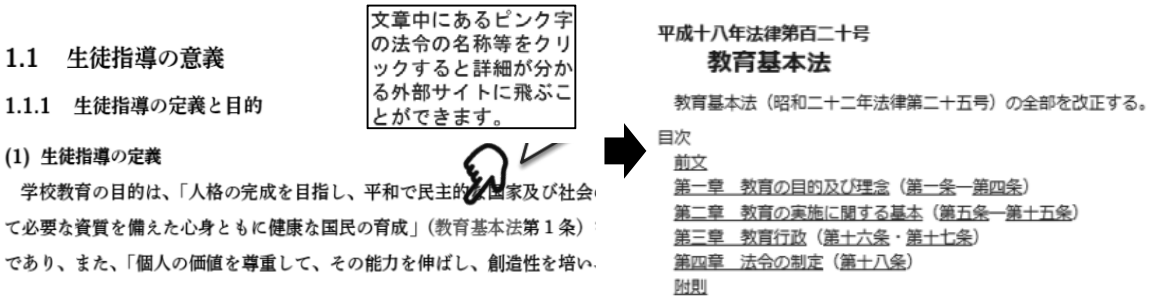

資料 4　「専門用語等特定の単語に付記した数字」から「脚注」に

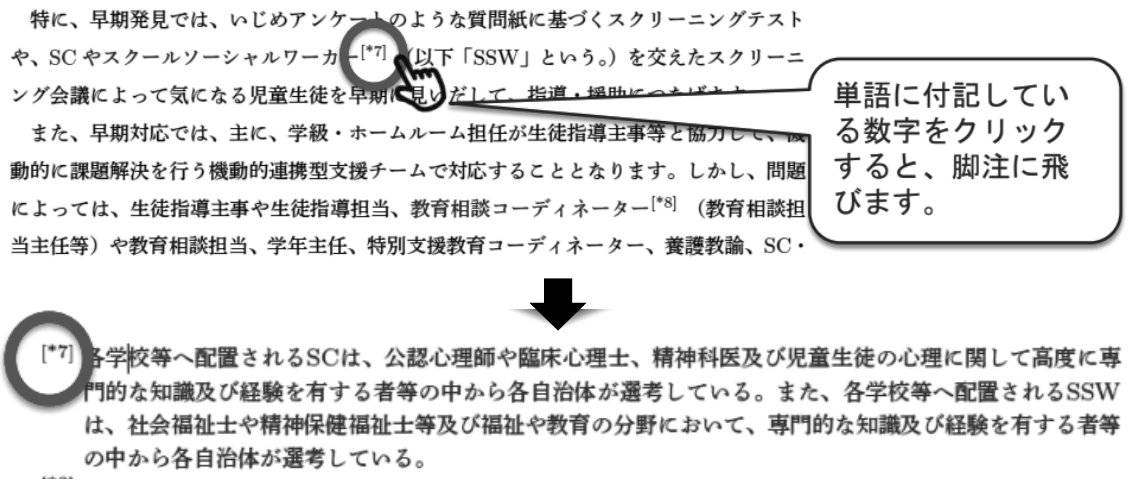

資料５　「索引」から「各用語の関連ページ」に

索引にある各単語のページ番号（青字）をクリックすると関連ページに飛びます。

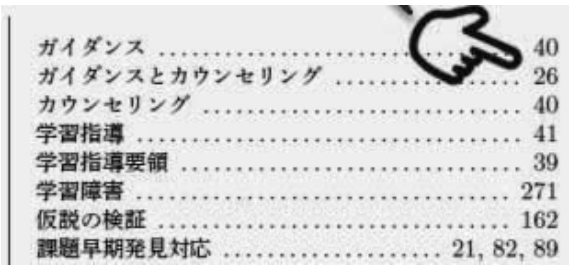

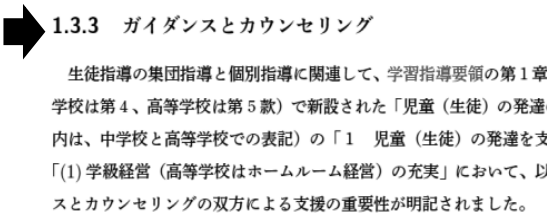
1.3.3　ガイダンスとカウンセリング

生徒指導の集団指導と個別指導に関連して、学習指導要領の第１章
学校は第４、高等学校は第５款）で新設された「児童（生徒）の発達
内は、中学校と高等学校での表記）の「１　児童（生徒）の発達を支
「(1) 学級経営（高等学校はホームルーム経営）の充実」において、以
スとカウンセリングの双方による支援の重要性が明記されました。

６　生徒指導における不易な温かい眼差し

「改訂版」の第Ⅱ部各論（第４章から第13章）では，生徒指導上の課題ごとに章立てを行い，章ごとに関連する法令や具体的対応について言及していますが，それらの前提になる生徒指導を実践する上で不可欠とする留意点について，第１章（生徒指導の基礎）において，「児童の権利に関する条約」と「こども基本法」を記して示しています。特に強調されているのは，「児童の権利に関する条約」の４つの原則です。この内容や趣旨は「こども基本法」の規定にも重なります。

それは，第１に，児童生徒に対するいかなる差別もしないこと（差別の禁止：第２条），第２に，児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること（最善の利益：第３条），第３に，児童生徒の命や生存，発達が保障されること（生命・生存・発達に対する権利：第６条），第４に，児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること（意見を表明する権利：第12条）を指します。

４つの原則を理解し，その実行に真摯に努めようとする教育に携わる方の眼差しからは，自然に温かさを感じるものでしょう。そのような温かい眼差しを宿すことの大切さは，時代が移り変わっても不易なものであるという本質を忘れずに，最新の「改訂版」を理解し活用していきたいものです。

引用文献

・文部科学省（2021）　生徒指導提要の改訂に関する協力者会議（第１回）配付資料資料２　生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方
<https://www.mext.go.jp/content/20210705-mext_jidou01-000016584_002.pdf>
・文部科学省（2022a）　生徒指導提要訂（改版）<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm>
・文部科学省（2022b）　「生徒指導提要（改訂版）」利用ガイド<https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt-jidou02-000024699-002.pdf>

よしだ　ひろゆき
山形県生まれ。琉球大学准教授、群馬大学准教授を経て、現在群馬大学教授。専門は生徒指導、応用心理学。主な著書に『生徒指導・キャリア教育』北樹出版、『学級における生徒指導論』晃洋書房など。

論　説

ICT 活用で信頼される学校を創る

富山大学大学院教職実践開発研究科
黒　田　　卓

1　はじめに

少子高齢化による児童・生徒数の減少は、学校教育にも大きな影響を及ぼし始めている。筆者は丙午年生まれである。人口ピラミッドを見ると、1年だけ凹んでいる、つまり同世代人口が少ない年に生まれたため、高校では通常より２クラス定員が減らされていたことを記憶している。人口ピラミッドを見ると、各年度の子供の数は第２次ベビーブームを境に減少に転じ、ここ数年の子供の数は、丙午の年の半分近くにまで減少していることがわかる。

出生数の減少だけでなく、社会構造や価値観も大きく変わってきている。男女共同参画社会となり、働く女性の数も大幅に増え、共働き世帯が全世帯数に占める割合は70%に届こうとしている。これまで家庭で行われてきた乳児期、幼児期の保育、教育についても、長時間の預かり保育の利用が増え、保育時間の長い保育所等への入園を希望しているにも関わらず入所できない待機児童の増加が問題視される反面、保育時間の短い幼稚園は全国的に見ても規模縮小・廃止が進んでいる。幼稚園の減少には、幼児教育無償化の影響も大きい。預かり保育も含めた無償化政策の拡充により、保育時間の短い国公立幼稚園の園児数の減少が加速している。義務教育は基本的に無償であるが、現在高校教育無償化や高等教育無償化の議論も進みつつあり、完全無償化が実施されると、現在の幼児教育を取り巻く問題と同様の問題が出てくることも予想される。

このような社会の変化もあり、学校を教育の場としてではなく、親が働いている間、安全に預かってくれる場所と考える親も増えてきているように思う。平成 18 年 12 月に公布・施行された改正教育基本法においては、第 10 条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう務めるものとする」という条文が新設されている。また、同条２項「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう務めなければならない」、第 13 条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に務めるものとする」という事項も新設されている。また、第６条２項「前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(後略)」とあり、家庭、学校（、地域）の役割が明記されている。このように、学校、家庭がそれぞれの役割、責任を理解して子供の「教育」を進めていくだけでなく、学校も、「保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援」を積極的に行い、相互の連携及び協力を強めていく必要がある。

教員の働き方改革も叫ばれる中、これらに取り組むことは一見、業務を増大させるようにも思われるが、これまで学校が抱え込んできた様々な課題をそれぞれの責任と

して分担し、連携して子供への教育が行えるようになれば、教師の負担の軽減にも繋がることであると考える。

多くの人が暗闇を歩く時などに恐怖を感じるだろう。何も見えないことの不安や、おぼろげに見える樹木が人の形に見えたりすることもある。しかしながら、これらも月明かりがでてきて道や周りの木々を照らす状況になれば、その不安はなくなるだろう。コロナウィルスも当初はその正体がわからず、世界中を大きな不安に巻き込んだが、今では完全ではないにしてもある程度恐怖感は和らいできている。ここ数年、感染予防対策を優先させるため、学校行事等の保護者の参加を制限したり、行事を中止したりすることにより、学校での子供たちの活動の様子を直接保護者にご覧いただく機会が減少した学校も多いであろう。このようなことから、学校で子供たちがどのような活動を行っているのかが保護者に伝わりにくい状況となっているように思われる。この状況は、学校と家庭の連携や協力という点から見ると、大変大きな問題になってきている。

２　GIGA スクール構想による ICT 環境の整備

国および文部科学省は、令和元年度補正予算および令和２年度第１次補正予算合わせて 4,600 億円を投じ、国公私立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用する PC 端末等の整備、いわゆる GIGA スクール構想が実現し、「一人１台端末」の環境整備が行われた。同時に、校内 LAN 環境の整備も行われ、学校内のどの教室でも無線 LAN を利用した学習が可能となった。本計画は、当初３年計画で段階的に進める予定であったものが、新型コロナ感染拡大による全国一斉の休校措置等もあり、急遽計画が前倒しされ、単年度で整備が完了したものである。

今回の整備は、今後の感染症が蔓延する状況になったときでも、遠隔、オンライン教育を実施することで学びを止めないためだけでなく、個別最適で効果的な学びや、創造性を育むプロジェクト型学習のため、更には校務の効率化や学びの知見の共有、生成のために導入されたものである。今回の整備ではクラウドの活用のための整備も含まれている。各端末は家庭に持ち帰ることも想定されており、デジタル教科書やオンライン型教材を用いて家庭での学習での活用事例も数多く報告されている。

これらを踏まえ、文部科学省の StuDX Style のサイトでは、４つの活用シーンが設定され、具体的事例が紹介されている。この中で特に、「学校と家庭がつながる」に注目したい。この項目では、次の８つの事例が紹介されている。

(1) 保護者へのお手紙
(2) 学級通信を通した家庭との情報共有
(3) 個人懇談日程の希望調査をオンライン化
(4) 懇談会における対面とオンラインのハイブリッド化（保護者・各種説明会）
(5) プレゼンテーションを動画配信してみよう
(6) 欠席連絡をデジタル化
(7) 個人面談のオンライン化
(8) 保護者と共同編集体験

これらの多くは、これまでも印刷物などを利用して行われていたものである。ICT を活用することにより、データの集計や回覧等が必要なくなり、校務の効率化につながるだけでなく、保護者へのお手紙や学級通信のデジタル化などは、学校からの学習の様子等のこまめな情報発信につながり、より信頼感を高めることに役立っている。GIGA スクール構想で学校と家庭がネットワークでつながることにより、これまで以上に確実にかつタイムリーに情報を伝えることが

できるようになってきているのである。

３　富山大学教育学部附属幼稚園での活用事例

富山大学教育学部附属学校園は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の４校園で構成されている。GIGA スクール構想による環境整備を行うにあたり、Google Workspace for Education を４校園共同で利用する形で契約し、利用を進めている。GIGA スクールの対象となっていない幼稚園と特別支援学校高等部でも、クラウドサービスに関しては、同様に利用できる環境を整えている。子供のアカウントは、幼、小、中のどの段階から入園・入学しても、中学校卒業まで継続して利用できるように４校園で検討を行い、設定している。また、生徒、教員だけでなく、保護者に対してもアカウントを発行し、保護者との連絡に活用している。

筆者は現在、附属幼稚園の園長を兼務している。幼稚園では各教員用の端末を整備し、保育活動だけでなく、保護者との連絡等にクラウドサービスを活用している。本年度夏休み明けから園舎の改修工事が始まり、手狭な仮園舎での保育をせざるを得ない状況で、保育参観等が難しい状況が２月末まで続いた。これまでは降園時に各クラスの担任から、その日の活動の内容や取り組みの様子について説明する時間を設けていたが、その場所も無い状態で説明も２クラス合同で内容を絞って短時間でお伝えせざるを得なかった。保育室も狭く、保育参観も残念ながら実施できなかった。このような状況が影響したか詳細は不明ではあるが、年度末の学校評価アンケートでは、情報公開や保護者との連携の項目の評価が例年よりも少し低下した。

この傾向は、仮園舎での保育が始まった頃から、保護者とのいろいろな関わりの中でも感じられていたこともあり、その対策としてクラウドサービスを利用した保護者への情報発信なども進めている。現在では各クラスの掲示板を利用して、子供たちの降園後、担任がその日の活動の内容や様子、写真等を発信している。なかなか言葉だけでは伝わりにくい園での活動の様子を写真とともに伝えることで、家庭での会話が弾んだり、子供の会話の理由がわかるようになったりと好評である。

コロナ禍の影響により、PTA 活動にも制限を行わざるを得なかった。PTA 総会、理事会等も集まって実施することができず、そのほとんどを、テレビ会議を利用して実施した。PTA のサークル活動も集まっての活動を行っていただくことができなかった。しかしながら、コーラスのサークルではテレビ会議を利用して練習を行ったり、その様子をビデオにまとめてバーチャルコンサートの形で子供たちに紹介したりするといった活動にも広がった。

保護者も、スマートフォンなどの ICT 機器を普段から利用している世代ではあるが、テレビ会議などをこのような形で利用することは少なく、これらの活動を通して、徐々に慣れていくこともできたのでは無いかと考えられる。

利用が進むにつれ、セキュリティなどに対する不安も聞かれるようになった。そのため、園長トークとして、家庭でできる簡単なセキュリティ対策や、今後子供たちが小学校に進学した際にどのような活用を行っていくのかについて紹介する機会も設けた。

これまで対面で行っていたことがすべて ICT を用いたオンラインに置き換えることはできないが、少しずつ ICT を使っていきながら、保護者と効果的な使い方を考えていく活動は、これからも大切になってくると思われる。初期段階では多少負担が増える可能性もあるが、少し時間をかけてでも、保護者といっしょに ICT の活用を進めてい

くことで、保護者の不安軽減にもつながっていくと思われる。

４　連携を進める上での注意点

近年、幼稚園や保育所等で、保育室の様子を遠隔から見ることができるサービスの導入が進められている。働く親が、自分の子供の様子を見ることができるということでは意味のあるサービスであるが、反面、これで見ることができるのは、保育活動の中のある一瞬でしかなく、余計に不安を煽る可能性もあることに気を付けなければならないだろう。毎日の保育活動の中でも子供たちは様々なことを考え、いろいろな友達といっしょに遊んでいる。そんな中でも一人で遊ぶときもあり、その理由は映像だけでは伝わらないことも多い。教員は、子供たちの作り上げるさまざまな世界をつなげながら保育を行っており、子供たちの活動の理由を常に考えている。せっかくの ICT の活用ではあるが、監視カメラ的に用いることは、それにより余計な不安を煽ったり、教員への不信感を増大させたり、それに対応しなければならなくなる教員の負担の増加につながる可能性も考えておく必要があろう。サービス導入の際には、教員、保護者ともにその意味を十分に理解した上で、導入するようにしたい。

３で紹介した事例では、保護者用アカウントも学校で発行、管理している。利用するクラウドサービスによっては、これには別途費用がかかる場合もあるため、導入時には検討が必要である。保護者用アカウントを学校で発行することで、アカウントの管理が容易に行えるようになる。反面、このアカウントやパスワードを別のサービスで利用することで、セキュリティ的な問題を引き起こすこともある。保護者にとっては、普段使っているアカウントで利用できる方が、たとえ無料であっても新たに学校用のアカウントを取得する手間が省けるが、反面、保護者アカウントと生徒用アカウントの紐付けや、クラウドで利用するサービスへの登録等の手間が増える可能性もある。学校で発行できない場合でも、一定のルールで生成されたアカウントを、学校用保護者アカウントとして新たに取得してもらうことで、管理者の手間を減らすことができる。

ICT を利用して情報発信を行う場合、著作物の利用に関してもこれまで以上に注意が必要である。１月に佐賀県の学校で、「フリー　無料　風鈴」で検索した風鈴のイラストを学校だよりに掲載し、学校の Web サイトにも掲載したところ、著作権侵害で賠償金を請求されるというニュースが流れた。詳細は不明だが、利用した画像の利用条件等をきちんと確認せずに利用したことが原因の一つであると考えられる。フリー素材で検索したからといって、必ずしも著作権フリーの画像だけが見つかるわけではない。フリー素材と語って本来は著作権者ではない人が集めた画像を公開しているページもある。また、利用条件によっては、有料となる場合もある。さらに、著作権法３５条で認められているのは、「教育を担任するもの」と「授業を受けるもの」は「授業の過程」で著作物を無許可・無償で「複製」することと、「補償金」を支払うことで公衆送信（「授業目的公衆送信」）することである。また、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでは無いとなっている。今回のケースは、「授業の過程」では無いため、学校であっても無許可・無償で利用する対象にはならないということであろう。ネットへの送信（公衆送信）に関しては、各学校は設置者が授業目的公衆送信補償金を毎年支払っているはずであるが、これも遠隔授業において著作物を利用できるのみで、保護者との連携は、これらの対象にはならないことを理解しておく必要がある。著作物

の利用に関しては、改めて著作権法の確認を行っておきたい。

5　まとめ

本稿では、ICTを活用して、保護者に信頼される学校をどう創るかについて、事例や注意点などを述べた。ICTは広く普及してはいるが、ICTを学びの道具として利用することは、今の親世代にとっても自ら経験したことの無いことで、それだけでも不安の要因になる可能性が高い。その不安を少しでも取り除くには、子供たちだけでなく、保護者も巻き込んで、ICT活用を進めていくことが有効であろう。

学校からの情報発信をより行っていくことも大切である。しかしながら、何をどこまで発信するかについては、慎重に検討する必要もある。ICTでの発信は、画面上に表示された文字のみで行われる場合も多く、細かいニュアンスまでは伝わらないことも多い。伝える側、受け取る側の双方が、このコミュニケーションの問題点を理解しながらより良い連携につなげていけるよう、ICT機器やクラウドサービスの活用を通して理解を深めていくことが大切であろう。

StuDX Styleをはじめ、様々な活用事例がWeb上にも紹介されている。これらを参考に、できることから少しずつ取り組んでいくことで、より保護者の信頼も得られるようになるよう、これからも取り組んでいきたい。

【参考文献】

・文部科学省　StuDX Style, https:// www.mext.go.jp/studxstyle/#anchor_school-home(確認日 2023.2.22)

・文部科学省　GIGA スクール構想の実現に向けて, https://www.mext.go. jp/a_menu/other/index_00001.htm （確認日 2023.2.22)

くろだ　たかし

兵庫県生まれ。長岡技術科学大学助手、富山大学助教授、教授を経て、現在富山大学大学院教職実践開発研究科教授。平成21年より総合情報基盤センター長を併任後、令和２年より富山大学人間発達科学部附属幼稚園長を併任。専門は教育工学、情報教育、メディア教育。

県外実践校に学ぶ

コロナ禍での教育実践は学校という旧来の制度と空間を変え、学校や教師にとって困難な時代状況になりつつあります。そんな状況の中でも、ひたすら目の前にいる子どもと誠実に向き合う実践に徹している学校もあります。今回は、校長のリーダーシップの下で子どもの主体性を育む授業実践に地道に取り組みながら、子どもと教師がともに学び合い、育ち合う学習空間を創り出している富山県入善町立黒東小学校の実践を紹介します。

自ら学ぶ子供の育成を目指して
―「わたしとみんなが育つ」学校づくり―

富山県入善町立黒東小学校（児童数127名）
〒939-0634　富山県下新川郡入善町小摺戸402
TEL　0765-78-0602　FAX　0765-78-0918
URL　http://www.kokuto-e.tym.ed.jp/

校長　内山　真之

1　はじめに

(1)　はじめに

私は校長として初めて勤務したのが本校であり、まもなく２年目を終える。教諭としては、好きなことをやらせていただいた。今、管理職の懐の深さを実感すると共に、教師として育てようと、当時の私たちの意欲を大事にしてくださっていたことが、今なら見える。

私も、教職員には主体的に学校づくりに取り組み、思い切って挑戦してほしいと思う。そして、「笑顔と学びにあふれた学校」にしたいと考えている。

校長は「こんな学校にしたい」といった学校経営ビジョンを思い描く。社会の変化が速く、自分自身の中でも常に更新されている状況である。子供たちと日々の教育活動を進めるのは担任である。教職員がともに学校づくりに取り組んでいくには、「目指す学校、育てたい子供像」といった上位目標をいかに共有できるかが大切である。その鍵となるのは、私の師匠である黒羽正見先生の言葉である「誠実な対話」だと考え、日々、学校経営に取り組んでいる。

教育は既に大きく変わったのだが、いつも、なかなか変わらない。主体性、自律、ＯＥＣＤのＡｇｅｎｃｙと語感は違うが、ずいぶんと進む方向は明確になっている。自分で考えて、判断し、責任をもって行動する「自ら学ぶ子」の育成に、本気で取り組んでいきたいと思う。私が取り組むのではなく、私たちの取り組みであるから面白いし、だからこそ難しい。まだまだ未熟な校長であるが、ここで報告させていただくことで、自分自身のリフレクションの機会としたい。

(2)　本校の概要

「黒東小学校」の「黒」は、富山県の１級河川「黒部川」を示す。校名は、まさに黒部川の東岸域にある地名に由来し、黒部川右岸の扇状地に本校はある。校舎の眼前には、北アルプスの山々が連なり、日の光と陰、空と雲が織りなす圧倒的なパノラマに日々、感動する。この景観を背に、グラウンドで力いっぱい遊ぶ子供の姿、清掃に黙々と真剣に取り組む子供の姿は景色以上の感動であり、廊下から聞こえるたくさんの「こんにちは」に、「心の中のコップの水」がいつも溢れてくる。

本校は、昭和 54 年に、新屋小学校と小摺戸小学校が統合し、開校。令和元年に創立 40 周年記念式典を実施したところである。平成８、９年と平成２２、２３年に県小学校教育研究会の道徳教育研究推進校、令和２年、３年度と生活科・総合的な学習の時間の研究推進校の指定を受け、授業研究に取り組んできた。

(3)　本校の課題（問題の所在）

本校の WEB サイトは、更新頻度が少なかった。学校評価の経年データから、「家庭や学校の様子を伝えてほしい」という声が多い。単純なことであるが、学校の活動を伝え、アピールする必要性を感じた。これは、すぐに取り組めることでもある。

４月には、職員に学校経営ビジョンの説明をした。本校の学校教育目標は「心身ともに健康で、自ら学ぶ子の育成」であり、機会あるごとに共有しようとした。

研究主題は、「主体的に学び、高め合う子供の育成」であり、学校教育目標と連動している。つまり、「子供の（教師の）主体性」を重視しているのである。しかし、「自ら学ぶ子供の姿」の育成は、実際の活動や授業場面からは、あまり見えてこない。学校経営ビジョンや教育観、目指す子供の姿といった本質的な部分が、実はなかなか共有できていないのだと考える。

本校の教員は若手から中堅まで、教えることがうまい。言葉の選択も巧みで、説明もとてもわかりやすい。いずれにしろ素晴らしい教師としての資質である。

社会の急激な変化に柔軟に対応できる「主体的で自律的な学び手の育成」を期さねばならない。しかし、これまでと同じように教える授業が教室の中心となっている。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現するための理念を実際の授業にイメージ化することが難しい。新しい学びに向けての授業改善が、本校の一番大きな課題である。

①「学校の運営方針や子供たちの活動」を家庭や地域に発信する
②「学校経営ビジョン」の本質的な共有のための対話
③「子供の主体性」を育むための授業改善

２　課題解決のための取組

(1)　伝えて共有する

①　運営方針や子供たちの様子を伝えて共有する

学校評価のアンケート結果から、「学校の運営方針」や学校の教育活動について保護者に伝えることに取り組んだ。教員からは「WEB サイトの更新がたいへん」という声が多い。担任する教員が、学校の様子を伝えることは時間的にも難しい。校長がアップすれば速い。そこで、教員には「WEB サイトに載せるため、普段の授業を観せてほしい」とお願いした。WEB サイトの仕事が増えたおかげで、校長が、自由に各教室の授業を観ることができるようになった。教室の子供たちの様子や教師の授業の工夫を毎

PTA 総会で「運営方針」の説明

日、楽しむことができるのである。

さて、保護者に「学校運営方針」について伝える機会は、４月のＰＴＡ総会と秋の入学説明会しかない。この機会に校長が、社会の変化から学校教育が大きく変わってきていることを含めて説明した。また、学校の WEB サイトを毎日更新することで、学校評価の保護者評価は、顕著に高くなった。

実際には、保護者に伝えながらも、本校の職員にも他の教室の活動や同僚の先生たちの挑戦を伝える機会となっている。

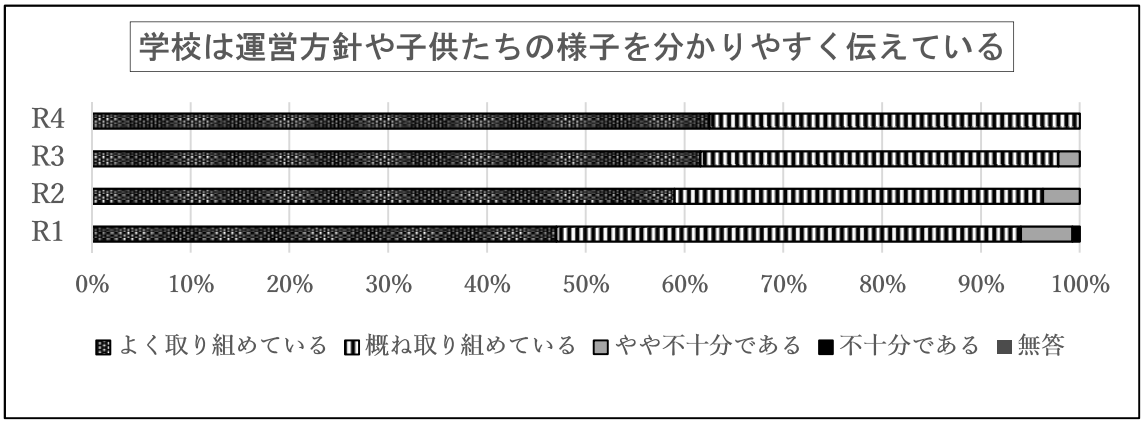

図１　保護者の学校評価「運営方針や子供の様子を伝えている」

令和４年度には、「よく取り組めている」＋「概ね取り組めている」を合わせて、100％の評価になっている。保護者や地域の方に「学校を伝える手段」としての WEB サイトの効果を改めて確認した。

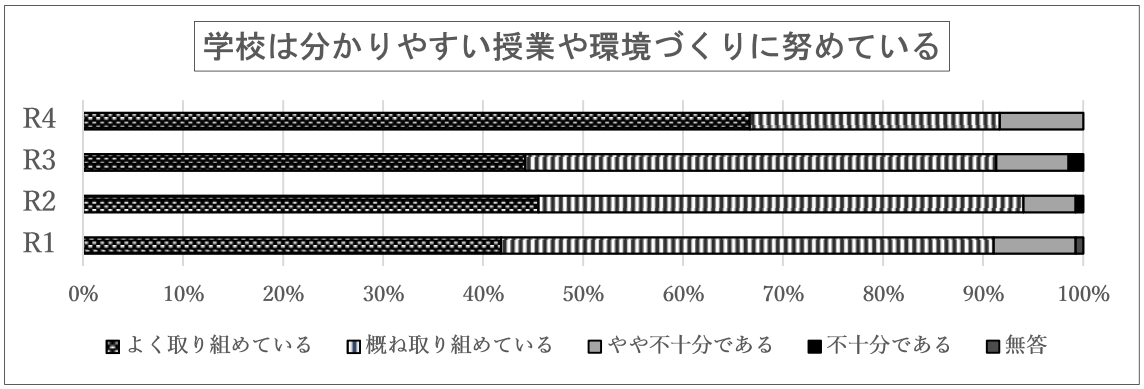

図２　保護者の学校評価「分かりやすい授業や環境づくりに努めている」

日々の WEB サイトでは、各教室の授業を中心に伝えている。子供の素敵な姿、先生の熱意や工夫、あるいは授業のねらいや効果を伝えている。そのことがあってか「学校は分かりやすい授業や環境づくりに努めている」という項目も、令和４年度には「よく取り組めている」が 44.2％から 66.7％へと高い評価になった。

②　先生の授業や学級経営の様子を伝える

担任には、他の学級の実践が見えにくいものである。各担任の授業や学級経営に工夫が溢れている。「この工夫や実践を知らせるだけで、先生たちの参考になる」と感じた。校長に毎日観られる若手もたいへんだと思うが、毎日がミニ研究授業となり、その授業力の上達は驚くほどである。私は、ただ観ているだけである。

WEB サイトは、他の教室の実践を同僚の先生に伝える意味も大きい。そこに私たちの「教育観、子供観、学校の目指しているもの」といったメッセージを込めることで、教職員間での価値観を少しずつ共有できている。「私たちが大事にしていきたいこと」を校長として伝えながら、教職員で高め合う重要な場となっているようである。

サンキューカード【４年】

４年教室の「サンキューカード」の掲示を見てみました。たくさんの「サンキュー」であふれています。「いつもおもしろいダジャレを考えてくれて、ありがとう！」これには驚きました。「誰よりも早く来て、先生にも言われていないのに、窓を開けた人はすごいなと思いました」こういうことに気付いてくれている子がいるのですね。小さなサンキューカードは、しっかりと子供たちを育ててくれています。

富山県入善町立黒東小学校 Web サイト　「学校日記 2022 年 11 月 30 日」

（２）目標とキーワードで共有する

「学校教育目標、育てたい子供象、本年度の重点目標」等を挙げてみると、実に多くの目標が並ぶ。最上位の目標は、「子供たちが（未来）社会で生きていく力を育む」ことであろう。その「育てたい力」とは何か。「主体性」であるし、ＯＥＣＤの Education2030 プロジェクトの「Agency」もフィットする。実際に本校の大小の目標を書き出してみると、実に多く、わかりにくい。目標の整理と、子供や教師間に通じるキーワードが必要だと感じた。

学校経営ビジョン

１　学校経営ビジョン
◎ビジョン　子供たちが（未来）社会で生きていく力を育む
（最上位目標）　Agency（主体性）
◎目指す学校　笑顔と学びにあふれ　地域とともに歩む学校
◎学校教育目標　心身ともに健康で、自ら学ぶ子供の育成

２　学校教育目標
心身ともに健康で、自ら学ぶ子供の育成

３　本年度の重点目標
①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
教え上手から学ばせ上手へ
②相手の気持ちを考え、「言葉」を大切にする子供の育成
「リスペクト」「良質なコミュニケーション」「合意形成」
③自己を見つめ、自分の生活を高めていく子供の育成
「自律」「メタ認知能力」「リフレクション」「自己調整学習」

図３　令和４年度　黒東小学校学校経営ビジョン（抜粋）

例えば、本校の学校教育目標は、「心身ともに健康で、自ら学ぶ子どもの育成」であり、子供にずっと提示されてきた言葉は、「さがしてじっくり　なかよくにっこり　きたえてぐんぐん」である。学校教育目標との関連がしっくりこない。目標は、何よりも伝わることが大事である。

そこで、教職員には、私たちの授業改善のキーワードを

「教え上手から学ばせ上手へ」

とし、授業へのファシリテーションの導入、探究学習への取組を誘っている。

令和３年度は、子供たちへのキーワードを「心の中のコップの水をいっぱいに」とし、笑顔とアイコンタクトでコミュニケーションを取ることをキーワードとした。令和４年度は、学校経営ビジョンとの関連を図った。

子供たちへのキーワードは、

学校は，わたしとみんなが育つところ

とした。「自分だけでなく、みんなも育つところ」という言葉が伝わりやすいのではと考えた。その「育つ」のキーワードを「自律」と「尊重」としている。「自律」は、「自分だけでいい」という誤解が生じやすいため、「自律と尊重（リスペクト）」としている。社会の変化が激しく、４月のスタートから常に自分自身の「学校経営ビジョン」もアップデートを繰り返している。伝わりやすい言葉は大事であるが、本校の教職員間での「目指す教育の本質の合意形成」が何よりも大切であり、そこに向けて小さな一歩を進めてみた。

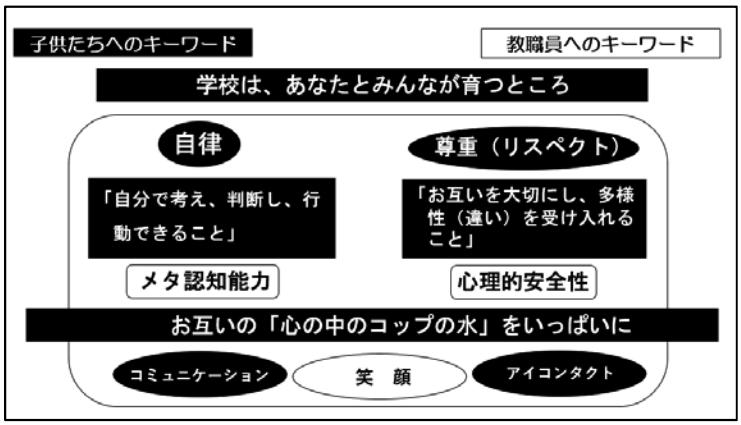

図４　子供たちへのキーワードと教職員へのキーワード

（３）問うことによる合意形成

対話を通しての教職員の合意形成が望まれる。慌ただしい４月の始まりに、教職員が集まり「どんな学校にしたいか」「目指す子供の姿はどんなものか」などについて話し合う時間の設定は難しい。そこで試みたのが、年に３回のミニワークである。学期始まりの職員会議での「20 代～40 代に問うワークショップ」である。ベテランには配慮し、若手・中堅教員に学校づくりに対して問い、それを皆で共有するのである。

１学期（年度の始まり）

① 本校のポテンシャルは何でしょうか？
② 子供たちが願っていることは何でしょうか？
③ 保護者が望んでいることは何でしょうか？
④ 本校の教育課題は何でしょうか？
⑤ 令和４年度に、ぜひ取り組みたいことは何ですか？

２学期

① あなたは、子供をリスペクトしていますか？
② 教師に一番必要な資質（姿勢・行動）は何だと思いますか？
③「深い学び」とは？
④ 学級（保健室）の教育課題は何ですか？
⑤ ２学期に、意識したいキーワードを２つ

３学期

① 学級（保健室）のいいところ（ウリ）は何ですか？
② ３学期、学校全体で「取り組むといい」と思うことは何ですか？
③ ３学期の学級（保健室）で最後に取り組みたいことは何ですか？

どの担任も「問い」に真摯に答えてれ、どの発言も皆が納得できるものである。表出される言葉は違うが、本校教育の本質的なところが共有されてきていることを感

じる。何を問うかは、学校の現状とその時に教職員で共有したい点から熟考する。
毎学期に一度であったが、目標の共有化としての効果は大きかったように感じる。

３　子供の主体性を育むための授業実践

共有してきた「自ら学ぶ子の育成」に向けて、どのように考え、日々の授業で実践していくかである。本校のポテンシャルを整理してみると、授業改革のチャンスが見えてきた。

〇令和３年度も県小学校教育研究会の「生活科・総合的な学習の時間」の研究推進校
〇１人１台タブレットが導入され、その利用に意欲的な教員が多い

（１）生活科の授業実践を通して、授業が変わる

本校は、令和２年度から２年間の研究指定校であった。自分は令和３年度に赴任したが、コロナ禍であり、生活科・総合的な学習の時間らしい探究的な実践はできなかった。

令和３年度、最初の授業提案に挑戦した４年目の教師を見守る。自分たちの目指す子供の「主体性」が、自己決定の連続の結果であることを授業者が実感した。そのことを教員間で共有できたことが、その後の授業実践に変容を起こしていった。

①　１年生活科「アサガオ」から見えた教師の在り方

アサガオの鉢に種の植え方を教えて、同じように植えさせる

このような設定が多くないだろうか。本校の研究では、「子供の願いを生かす自己決定の場の設定」とした。すなわち、「アサガオを育てる場所や種の数等の選択」を自分でできるようにしたのである。アサガオの種をまく際に、「たくさん咲いてほしいから７つまきたいな」「間を空けてまくことが大切だから５つまこう」等、自分の思いに合わせた種の数をまいた。大きくなってきたときにも、「間引きしなさい」と指示するのではなく、間引きを行う際も「葉が重なって苦しそうだから、教えてもらった間引きをするよ」「２つしか芽が出ていないし窮屈ではなさそうだからそのままにしておく」と子供たちが間引きをすることについても選択としたのである。

種をまく様子

子供が意思決定できる機会の意味を教師は大事にし、これまで作業にさせてきた「アサガオ」の飼育を自己決定の連続による探究の場へと更新したのである。

この実践を最初の授業研究で共有することができた。そのことで、「子供の主体性」を育んでいくために子供の願いを大切にし、「自己決定の場が繰り返し生まれる単元」を教師が構想するようになっていった。

②　対話による価値観の合意形成

１年生の「アサガオ」の授業を観て、２年生担任が生活科の「やさい」の単元構想を職員室で話題にする。「H 小学校の実践では、野菜を植える場所から子供が考えていた」「同じ場所で同じようにミニトマトを並べても、子供自身が働きかけることはできないですね」「単元の構想と１時間目のやくそくが大事になるね」と。授業の

話が、授業者の周囲で日々、起きるようになっていった。

③　２年生活科「ぐんぐん育て、わたしのやさい」の子供を主体にする支援

２年生の生活科「ぐんぐん育て、わたしのやさい」は単元名を聞いただけで、よく考えられていることがわかる。「育ってほしい」し、何よりも「私のやさい」なのである。

一人一鉢でミニトマトを育て、（共有の）畑には自分が好きな野菜を育てる

という単元設定である。自分がつくった野菜を家族においしく食べてもらいたいという願いをもって、どんな野菜をどうやってつくるかを子供が決めていくのである。野菜の変化や成長に働きかけるための手立てとして、

ミニトマトを育てる鉢の置く場所を自分で決める

子供たちは、「観察するのに便利な場所」「水をかけやすいところ」「日なたや風通しがよいところ」「雨よけとして、建物や木の近く」等、自分が考えた場所に鉢を置いた。すると、「木の近くに置いていたけれど、元気がない気がするな。移動しようかな」「風が強いと茎が傷みやすいのかな」と友達の鉢と比べ様子を見ながら、ミニトマトの生育状況の原因を考えている。

そこで、どの子がどんな場所に置いたかが一目で分かるように配置状況を示した図を教師が用意した。また、どこに移動したことが分かるようにシールの色を変えることにした。

このように、教師が先回りせずに、子供との合意を図りながら学習環境を創りだしていった。子供は主体的に自分の「やさい」に毎日かかわり、困っていることを話し合い、アドバイスし合いながら、野菜と自分を育てていったのである。

（２）主体的な子供を育むことの価値共有

生活科の授業研究から、子供は自分で決められないのではなく、教師が「どのような機会」を与えるかによって、子供は自分で選んで決めることができることが見えてきた。自己決定の連続によって「子供の主体性を育む」ことができるという価値が共有され、本校の授業は「子供が自己決定」する場を大切にするようになっていったのである。

①　一人一台タブレットの活用の促進

本校には大きなポテンシャルがある。１人１台端末の活用に対して意欲的な教員が多いのである。コロナ禍の「オンライン授業」の実施も自分たちで研修を実施して、日常のオンライン授業に対応していった。

また、子供たちのタブレット活用が進むと、教え上手な教師たちが、子供に任せる部分が自然に多くなっていく。子供がタブレットを使って学ぶ様子から、子供が自ら学ぶ授業の展開を考える教師が生まれてきた。「個別最適な学び」についてトライし、

クラウド型授業支援アプリ（本校は、ロイロノートが主である）の活用を進めることで、その共有性を活用した「協働的な学び」の実践が広がってきた。その中から、子供を自立した学習者として育てようとする試みが生まれてきた。

② 単元内自由進度学習

内地留学で３か月間、「個別最適な学びとと協働的な学びを実現するための授業改善」をテーマに研究してきた中堅教員がいる。現場を離れて学ぶと、今、学校教育が向かうべき方向がよく見える。子供の主体性を育むために、「自己調整」に着目し、「単元内自由進度学習」に取り組んだ。これは、「子供が自己決定し、自己調整しながら学んでいく学習」である。本校の教職員は、この単元 20 時間を自由に参観可能であった。教員は、究極の「自律学習」の子供の様子を参観することができた。教師が教えるより、子供が自分のペースと方法で学習することで意欲も高く、成果も上がっている。授業の一端を外部にも公開し、教職大学院から指導教官と院生を招き、町内外の学校からの参加希望も受け入れた。コロナ禍では、校内だけの研修会が多かった

が、校外の方を招いた研修は、本校の教員にとっても刺激となった。その後、校内の中堅教諭も自分なりの「自由進度学習」や『学び合い』に挑戦する姿が増えている。

4 おわりに

教育は大きな転換期を迎えている。この機会に、何を一番の目標にしてきたかを改めて問うてみると、やはり「子供の主体性」であり、「自ら学ぶ子供の育成」である。

私自身、20 数年前に「子供が学習の主体者になっていない」ことを問題の所在とし、修士論文を執筆していた。自分自身、ずっと同じ課題をもちながら、うまく向き合えていなかったことを実感する。課題を共有し、同じ目的をもって進んでいくという組織としては最も基本的なことが、なぜ学校では難しいのだろう。

昨今、学校の本質の共有についての提言をよく目にするようになった。共通しているのは、やはり「対話」なのである。

自分たちの学校目標や教育観、子供観について、誠実な対話を通しての合意形成をしてみることが大事だと感じている。緩やかに目的の共有ができれば、教師が思い切った授業デザインをして取り組み、対話し、また共有する。いつの時代も、新しいことに挑戦している先生と子供が、学校を元気にしてくれる。

教職員が、主体的に学校づくりにかかわり、子供も大人も自分のやりたいことに挑戦できる。そんな学校づくりのために、今後も校長として成長を続けていきたいと思う。

県外実践校に学ぶ

コロナ禍のなかにあっても、今日の学校には学校と家庭・地域の人々と一体になって教育することが強く求められています。そのためには，子どもの学びの事実を通して家庭・地域の人たちを力強く巻き込んでいく力が必要です。今回は、校長のリーダーシップの下で地域・異校種との連携を柱にして、コミュニティ・スクールと連携型中高一貫教育に教職員が一丸となって取り組んできている山梨県南部町立南部中学校の実践を紹介します。

校長　望月　和彦

地域・異校種との連携を柱にした地域とともにある学校づくり
～コミュニティ・スクールと連携型中高一貫教育校の取組を中心にして～

山梨県　南部町立南部中学校（生徒数139名）
〒409-2212　山梨県南巨摩郡南部町南部8746
TEL 0556-64-2119　FAX 0556-64-4531
URL　http://www.nanbu-chu.ed.jp
E-mail　nanbu-j@es-jhs.kai.ed.jp

はじめに

私は令和４年度末で定年退職となる。教諭として６年，教頭として１年，そして校長として４年，合計 11 年間，本校で勤務させていただいた。本校は，教員人生の中で最も長く勤務した学校であり，教員としての自身を育てていただいた学校である。教員生活を終えるにあたり，本校の学校経営の２つの柱であるコミュニティ・スクールと連携型中高一貫教育校を中心とした地域連携の取組の実際を紹介させていただく。

１　本校の概要

本校がある南部町は，山梨県の最南端に位置し，東・南・西側の三方は静岡県に接した県境の町である。西には南アルプスに続く身延山地，東には天子山地がそびえ，その中央を日本三大急流の富士川が流れている。富士川やたくさんの支流沿いの平地に集落が点在し，中山間地域特有の景観を形成している。町の土地の約 87％が森林であり，人口は過疎化が急激に進み，令和５年時点での人口は７千人あまりである。山梨県の中心部である甲府盆地と静岡県東部を結ぶ国道 52 号と JR 身延線が南北に通り，令和３年には念願の中部横断自動車道が開通し，町の活性化への期待が高まっている。

町の歴史は古く，天神堂遺跡に代表されるように先史時代の遺跡も数多く残る。南部の地名の由来は，甲斐源氏の祖の一人の加賀美遠光公の三男光行公がこの地を治め，南部氏を称したことに始まる。甲斐国の最南端で，江戸時代，駿河に通じる富士川舟運の要地として，また，奥州南部氏の発祥の地として，豊かな歴史と文化のある町である。明治の黎明期には，近藤喜則翁が現在の南部中学校近くに私塾「蒙軒学舎」を創立した。そこでは，漢学，数学，英語の授業や，討論会や演説会，吟行などが行われ，幾多の優秀な人材を輩出したことや，カナダ人イビー博士を招いての外国人による英語の授業が行われたことは，山梨県教育史上でも画期的な出来事であり，子どもたちの教育を大切にしてきた町の風土がある。

玄関横にある「蒙軒学舎」の碑

昭和30年に睦合村と栄村が合併し旧南部町が，同年，富河村と万沢村が合併し旧富沢町が生まれた。その後，平成15年3月に旧南部町と旧富沢町が合併し，新南部町が誕生して今日に至っている。新南部町が発足した当時，町内には北から順に南部中学校，富河中学校，万沢中学校の３中学校があったが，過疎化とそれに伴う少子化の流れの中で，平成23年4月に３つの中学校が統合し，新しい現在の「南部中学校」となった。町内唯一の中学校となって令和４年度末で12年になる。

２　地域・異校種との連携による「地域とともにある学校づくり」の実際

（１）地域とともにある学校づくりに取り組んだ要因

「２　本校の概要」で述べたように，本校は過疎化の流れの中で生徒数の減少が止まらず，平成23年４月に町内３校が統合し，町内で唯一の中学校となった。通学区域は町内全域となり，約半数の生徒はスクールバスを利用して通学し，最も遠いところから通学する生徒は片道約１時間をかけている。校舎は町の北側に位置しており，学校から離れた地域と学校との繋がりは薄く，地域に密着した学校運営を推進することが困難な状況であった。

この課題を解決する方法として，１つ目に取り組んだことが「コミュニティ・スクール」の導入である。平成27年度に推進委員会を立ち上げて準備を行い，平成28年度には町教育委員会の指定を受けて県内の中学校で２番目のコミュニティ・スクールとなった。学校運営協議会を設立し，地域住民の考えを学校運営や教育活動に取り入れるとともに，地域の人的・物的資源を教育活動に活用することによって，より地域に根ざした活力ある教育活動を推進できると考えたからである。導入にあたっては，全国でコミュニティ・スクールの設立に深く関わってこられた常葉大学教育学部教授の堀井啓幸先生に御指導をいただいた。堀井先生には，学校運営協議会設立時から委員の一人になっていただき，国内のコミュニティ・スクールの最新情報や効果的な実践事例を教えていただいたり，本校のコミュニティ・スクールの取組に対して的確なアドバイスをいただいたりしている。

２つ目の取組が，本校と山梨県立身延高等学校，身延町立身延中学校の３校で取り組んでいる「連携型中高一貫教育校」としての取組である。身延高校は令和４年で創立百周年を迎えている伝統校ではあるが，学区の撤廃・全県一学区制の導入という入試改革に伴い，進学希望者数の減少に苦慮している。平成26年度から３校は県の指定を受け中高連携のパイロットスクールとなり，平成31年4月には公立学校として県内初の連携型中高一貫教育校としてスタートした。ともに山梨県の最も南に住む生徒たちの学校教育を担当する３校としての連携を進めている。

３つ目の取組は，町内３小学校との小中連携である。本校が一町一中となったことから，町内の３小学校と９年間の切れ目ない教育活動を推進するために力を入れている。

地域とともにある学校づくりを目指すための，本校のこの３つの取組について具体的に紹介する。

（２）コミュニティ・スクールの取組

① 学校運営協議会の組織と機能

- 会議の回数と時間：年間４回開催。おおよそ２時間程度。
- 委員：学識経験者（大学教授，歴代校長），生徒の保護者（PTA 会長，PTA 幹事より），学区内の住民代表（区長，青少年育成町民会議，児童民生委員，社会教育委員，社会福祉協議会等の組織代表など）からなり，令和４年度は合計 11 名である。
- 会議の内容：初回は学校運営に関する基本方針（教育目標や経営方針）について，質問や意見をいただいた上で承認していただく。２回目以降はそれまでの教育活動や生徒の様子について質問や意見をいただき，改善策を検討する。最終回の４回目は，学校関係者評価委員会を兼ねており，関係者評価をしてもらっている。
- 熟議：令和４年度から，委員の方々に会議に主体的に参加していただき，自ら取り組める内容を考えていただけるように，「熟議のためのワークシート」を作成して協議を行っている。

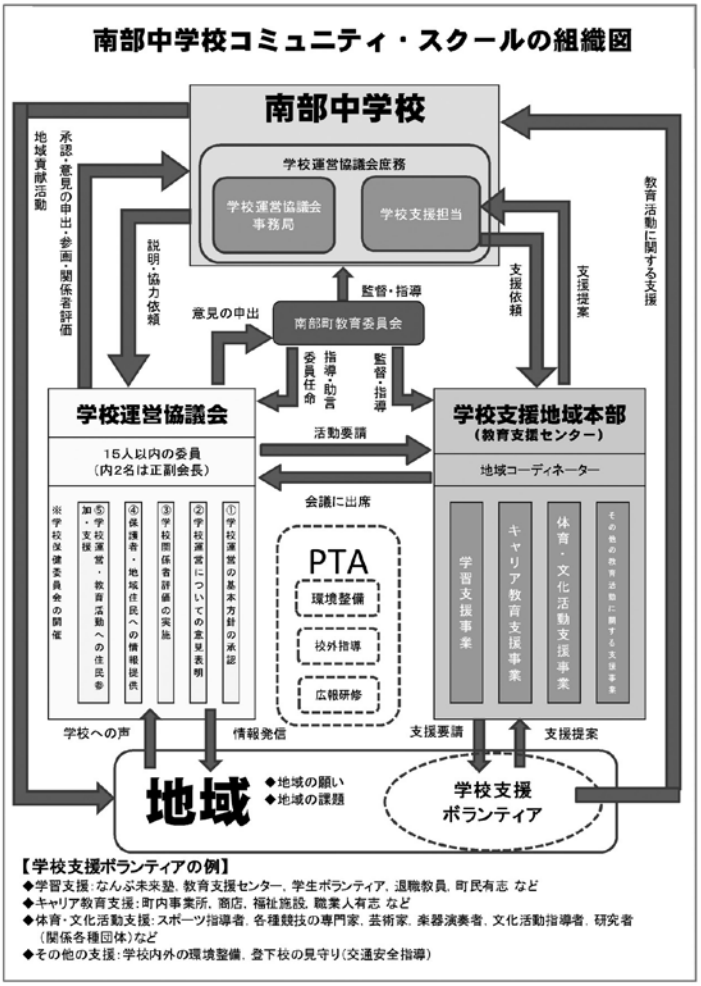

- 委員の役割
  - ・学校運営協議会の会議の前や学校開放日の授業，入学式や卒業式などの儀式，学園祭，音楽発表会などの大きな行事には，学校から案内を発送し，委員の方々に可能な限り参観していただいている。
  - ・生徒たちの様子や授業等の教育活動の様子，学校の施設設備などについて観察してもらった上で，それらについての意見や感想を述べていただき，学校経営や運営に役立てている。
  - ・学校運営協議会として，より良い教育活動の実現に向けて，必要な場合は提言をまとめ，関係機関への働きかけを行ってもらっている。
- 学校運営協議会の成果
  - ・平成 28 年度の学校運営協議会の話し合いの中で，コミュニティ・スクールの取

組に伴う教職員の負担の現状が委員にも理解され，学校内にあった「学校支援地域会議」の機能を，学校の外に設置し，担当者を配置する要望書を町教育長宛に提出していただいた。その結果，平成 29 年度に町費で「学校支援地域本部」（教育支援センターの機能の一部）が教育委員会の下に設置され，学校と地域の連携を職務とした「地域コーディネーター」を配置していただけることになった。

・学校運営協議会の委員は地域住民や保護者の代表者であるので，様々な場面で本校の教育活動の様子を紹介してくれており，町民が学校を支えてくれる環境が整えられている。

② 地域の人的・物的教育資源の活用の推進（特徴的なもの）

- 「ふるさと探訪」…１学年が総合的な学習の時間を使って行う地域学習。生徒を住んでいる場所によって南北に分け，自分が住んでいない地域の歴史や文化財について学習する。それぞれの地域の歴史文化の専門家がフィールドワークの講師として，生徒たちを指導してくださっている。

１学年の「ふるさと探訪」

- 「職場体験学習」…２年生が，総合的な学習の時間を使って，南部町や近隣の市町の中で体験したい職業を選び，自分で職業体験の依頼を行うことから，そのための準備，実際の体験，お礼状の送付，体験のまとめまでを行う。成果はレポートにまとめ学園祭で展示する。
- 地域の歴史学習としての演劇「富士川物語」の開催…令和４年 11 月，３年に一度開催している芸術鑑賞教室として，演劇「富士川物語」を全校で鑑賞した。本町を流れる富士川流域では，戦時中，戦闘機の増産のために国策として電源開発が行われていた。そのためにたくさんの朝鮮人労働者とその家族が町内に移り住んでいた。その当時の思い出を本町在住で当時小学校教員だった渡辺修孝先生がエッセーにした。それを基に甲府市在住の演出家水木亮先生が戯曲化した作品演劇が「富士川物語」である。中学生が，郷土の知られていない歴史を学ぶと同時に，平和や人権について考える絶好の機会となった。

芸術鑑賞教室「富士川物語」

③ 中学生が地域に貢献する活動の推進（本校で特徴的なもの）

- 吹奏楽部の「訪問演奏会」…吹奏楽部が町内の福祉施設を訪問し，それまで練習してきた成果を披露すると同時に，入所者との交流を図る活動。（新型コロナのために３年間実施できていない。）
- 生徒会の福祉委員会主催の「地域清掃」…年２回，登校時には通学路で見つけたゴミを集め，放課後は所属する部ごとに学校周辺や活動地域でゴミ拾いを行い，学校で福祉委員が分別処理する活動。
- 「中学生の自主防災組織」の編成…令和４年度に，新たな生徒の地域貢献活動

として，区ごとの自主防災組織を立ち上げた。７月に中学生がいる 23 の区ごとに中学生の自主防災組織をつくり，リーダーを決めた。夏休みには，リーダーが区長さんの家を訪ね，中学生の自主防災組織を立ち上げたことと，災害等の発生時には，自分たちができることをさせてもらいたい旨を区長さんに伝えた。今後は町の防災訓練でも，それぞれの区ごとに中学生の役割を与えてもらい，積極的に中学生が関わっていく予定である。（令和４年度は感染症拡大のために地域での具体的な活動はできなかった）

３年生の防災機器の使用訓練

➢ 「たけのこまつり」「アルカディアフェスタ」「南部町駅伝・マラソン大会」「町文化祭」など，町や地域の行事へ様々な形で中学生が参加している。

④ 中学校が地域の力を活用し，同時に中学校が地域に貢献している活動の推進

➢ 「内船歌舞伎」継承の取組

・南部町内船地区には江戸時代から伝わる伝統芸能の「内船歌舞伎」がある。昭和 50 年代に歌舞伎保存会が設立された。保存会により伝承され，平成 23 年には山梨県の無形民俗文化財にも指定されている。

輝城祭での１年生の「内船歌舞伎」

・歌舞伎の伝統を継承するために「子ども歌舞伎」も行われてきたが，少子化のために内船地区だけでは伝統の継承が困難になり，保存会は中学校に対して，歌舞伎に興味がある生徒の参加を求めることになった。

・中学校は，コミュニティ・スクールとして地域との連携の足がかりを求めていた。→中学校と地域住民の要望が合致した。「Win-Win の関係」

・平成 27 年度から，「内船歌舞伎」を９月の学園祭の１学年発表の内容とし，ダブルキャストで練習して，片方は学園祭のキャストになり，もう片方は 12 月の保存会の定期公演でキャストとして演じることになった。

・歌舞伎保存会の方々は高齢の方が多かったが，夏休みから交代で生徒たちの練習を指導してくださり，発表当日は朝から舞台の準備，衣装の着付け，隈取りまで一生懸命指導してくださった。

・内船歌舞伎の取組は，中学生が地域の貴重な伝統芸能を学び，地域に誇りを感じると同時に，後継者不足に苦しむ内船地区にとって新たな後継者を育てる絶好の機会となった。まさに学校と地域との連携のための格好の材料となった。この内船歌舞伎の取組も，令和元年から新型コロナのために中断しており，中学校としても，歌舞伎保存会としても，コロナが収束し，歌舞伎の活動が再開できることを期待している。

➢ 「資源回収」の取組

・本校生徒会と本校ＰＴＡの取組として，12 月に「資源回収」を行っている。この行事は統合前の旧南部中時代から継続して行われている行事であり，生徒や

その保護者はもちろん，卒業生やその保護者，一般地域住民の協力もあり，町内の全家庭から有価廃棄物の古紙，アルミ缶，古着などを収集して回収する取組である。長年取り組んでいるので，地域住民の認知度も高く，多くの町内家庭が協力してくれている。有価資源の有効活用ができると同時に，得た利益は生徒会活動や部活動の活動補助や教育環境の整備に活用されている。

⑤ 中学校の教育内容を発信したり，地域や家庭の声を反映したりする取組

- 学期ごとに３日間の「学校開放期間」の設定
- 学校だより「チーム南部中」の月２回発行
- 学校独自のホームページによる情報発信
- 学期ごとの授業参観，学年懇談会，学級懇談会の実施
- １学期の家庭訪問と教育相談，１学期と２学期の三者面談の実施

⑥ コミュニティ・スクールの広がり

- 本校のコミュニティ・スクールの取組の成果から，町内の３つの小学校も令和２年度より学校運営協議会が設置され，町内すべての小中学校がコミュニティ・スクールとなった。「学校支援地域本部」（教育支援センター内）はすべての小中学校と地域の連携を図る窓口となっている。
- 本校と連携型中高一貫教育の取組を推進している身延高校も令和２年度から県立高校として初めてのコミュニティ・スクールとなり，令和３・４年度は南部中校長が委員として学校運営協議会に参加している。
- 私が校長として勤務している４年間の間にも，本校のコミュニティ・スクールとしての取組を視察するために，県内外の中学校教職員や市町村教育委員会の担当者が多数来校している。可能な限りの情報提供に努めている。

⑦ コミュニティ・スクールの取組の成果

この７年間の取組の成果として，1)広く町民の方々に「私たちの中学校」という意識を持ってもらえるようになったということ。2)地域住民に「何か協力できることがあれば力を貸すよ」という学校を応援してくれる雰囲気が生まれてきているということ。3)中学生が地域住民の一人として地域の役に立ちたいという意識が高まってきたということ。などが挙げられる。

（３） 中高連携の取組

① 「連携型中高一貫教育校」の目的

本校と身延中学校，県立身延高校の３校は，平成 25 年 10 月に連携型中高一貫教育校のパイロット校として指定を受けてから試行を重ね，山梨県教育委員会，南部町及び身延町の教育委員会が協定を結んで，平成 31 年４月から公立高として県内初の連携型中高一貫教育校となった。

この「連携型中高一貫教育校」の目的は，「確かな学力と豊かな人間性を育み，地域と協働してキャリア教育を進め，次世代を担う人材を育成する」ことにある。これからの未来を予想し，自分自身と向き合いながら，これからの社会を生きていくために必要な思考力や表現力，コミュニケーション能力を身につけていくために，中高６年間の系統的なキャリア教育を推進していこうとするものである。

山梨県立高校の最も南に位置する身延高校は，県内最南端の中学校である本校にとって最も関係の深い高校であり，統合以来 11 年間で，およそ３割から５割の生徒が進学している。この連携型中高一貫教育校としての取組は，中高連携による効果的なキャリア教育を推進するとともに，本校及び身延中学校，身延高校の教育活動全体を活性化することも目的としている。

中高連携「キャリアセミナー」

② 連携型中高一貫教育校としての 12 の事業

事業名	事業の内容
中高連携研修会	連携型中高一貫教育校の理念や事業内容について３校の教職員が理解する。（４・５月）
中学校授業アシスト	身延高校の数学の教員が，週２日中学生（11 月までは３年生，12 月からは２年生）の数学の授業に入り，学習をサポートする。（通年）
高校授業アシスト	中学校の数学と英語の教員が週１日，高校１年生の授業に入り，学習をサポートする。（１学期）
キャリアセミナー	高校１年生がグループに分かれ，職業人インタビューや上級学校訪問で調査したことを中学２年生にプレゼンテーションする。（12 月）
サマーセミナー	高校の教員が中学３年生の希望者に対して，過去の入試問題等を参考にした受験対策の学習指導を行う。（夏休み）
総合学科発表会	高校の各学年の代表者が，キャリア学習の成果を踏まえて自分の将来設計や夢の実現についてプレゼンテーションする。中学２年生と保護者の希望者が参観する。
相互授業参観	中高それぞれの学校開放期間に，教員が互いの授業を参観し合う。（各学期）
部活動合同練習	男女バレーボール部，男女ソフトテニス部，男子バスケットボール部，吹奏楽部が可能な範囲で合同練習を行い，交流する。（通年）
演劇指導	高校演劇部の顧問教員と部員が，学園祭に向けて演劇に取り組んでいる中学生を指導する。
ライフミュージアム	高校の美術作品展に，地域にゆかりのある芸術家や中学生の美術作品も展示させてもらい，３校の生徒がそれぞれの作品を鑑賞する。
防災セミナー	中高生の代表者が集まり，南海トラフ地震など大規模災害についての基礎学習と実践演習を，交流しながら行う。（夏休み）
情報発信	様々な連携事業を紙面にまとめ，生徒や保護者，地域の方々に情報発信する。

③ 中高連携の成果

４年間の連携型中高一貫教育校としての取組の成果として，1)中学生にとっては，高校についての知識を増やし，具体的な進学先の一つである身延高校が今まで以上に身近な存在になったこと。2)中学生が年齢の近い高校生から，様々な知識や技術，考え方を学ぶ機会が増えたということ。3)高１ギャップ解消の手立ての一つになること。4)高校生にとって，中学生に知識・技術や考え方を教えたり，一緒に活動したりすることによって，リーダーシップ，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力を身につけたり，自分の知識や考えを深めることができること。などが

挙げられる。

（４） 小学校と中学校の連携（小中連携）の取組

① 小中連携の目的

本校は，統合した平成 23 年 4 月には，町内の睦合・栄・富河・万沢の４小学校から新入生が入学してくる中学校だったが，児童数の減少から令和２年に富河小と万沢小が統合して富沢小学校となり，現在は３小学校から新入生が入学している。学区が町内全域と広く，小学校ごとに特色もあり，個別の支援や配慮が必要な生徒も多いことから，小学校から中学校への接続をスムーズに行いうために，きめ細かな小中連携に取り組んでいる。

② 主な小中連携の取組

- 小中連携授業参観（年２回）と参観後の元小６年担任と中１担当との情報交換会
- 研究授業の相互交流，学校開放日の相互授業参観
- 教育研究協議会での小中教職員合同の教科別研究会や教育問題別研究会の開催
- 学校管理職会議での生徒指導上の情報交換（月１回）
- 中学校教員による６年生の授業参観（３学期各校２回）
- 中学校入学前の小学校６年生担任と中学校教員による情報交換会（３学期）
- 保幼小中合同の引き渡し訓練（年１回）
- 夏季休業中の町教育委員会主催の小中学校教職員研修会

③ 小中連携の成果

小中連携の取組の成果として，1)不登校や集団不適応の心配があったり，学習面での個別の支援や配慮が必要だったりする生徒への継続的な指導ができること。2)学習方法や学校生活について，発達段階を考慮しながら系統的な指導ができること。3)中１ギャップを解消する手立てを講じられること。などが挙げられる。

３ 終わりに

現在，我が国は社会情勢や経済状況の変化，具体的には人口減少や少子高齢化，産業構造の変化，人々の価値観や生活スタイルの変化や多様化などに伴い，保護者や社会が学校教育に求める内容も多様化したり，増大したりして，学校現場の教職員は多忙を極めている。様々な教育課題に対して，対処療法的な施策が国や県で決まり，トップダウンで次々に新しい指示が出され，それをこなすことで手一杯になっている現状がある。しかし，どんなに厳しい状況があろうと，「学校に行くのが楽しい」「学校で何かを学びたい」「生きていく力を身につけたい」と思っている子どもたちが目の前にいることを忘れず，「教育は国家百年の計である」という言葉の通り，若い教職員には，未来を創造する仕事に携わっていることに誇りを持ってもらいたいと心から願うところである。

様々な困難な教育課題を抱えるこれからの学校づくりや学校経営には，「様々な学校関係者と連携して教育を進めるチーム学校」「地域とともにある学校」「学校と保護者，地域とが協働して子どもたちを育てる」という視点が欠かせない。それらを目指した本校の拙い取組を紹介させていただいたが，本稿を読んでいただいた方に少しでも参考にしていただければ幸甚である。

若い教師を育てるワンポイントアドバイス

教科教育Q＆A

理科授業でICTをどう活用すればよいか

白鷗大学教育学部　小川　博士

質問
　1人1台端末、Wi-Fi 環境が整備されました。上手に活用したいと思っています。理科授業では、どのようにICTを活用すればよいでしょうか？　　（小学校教師）

1　はじめに

2019年12月に文部科学省がGIGA(Global and Innovation Gateway for All) スクール構想を発表しました。それにより、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することになりました。ICTを効果的に活用して、資質・能力をしっかりと育成する学習活動の充実が求められています。本稿では、理科授業においてICTをどう活用すればよいか、事例も交えて示そうと思います。

2　理科授業とICT活用：何が変わるのか、何が変わらないのか

理科の学習では、自然事象への気付きを出発点として、問題を科学的に解決する活動が重視されています。図1を見てください。これは問題解決の過程を示しています。この過程の中で、理科の資質・能力を育てることが重要になります（文部科学省、2018)。これからの理科授業では、この過程のどこかでICTを活用し効果的なものにしていくことが期待されます。山下・小川・平田・山下（2022）は、文部科学省（2021）が示した理科の特性に応じたICT活用例を表1のようにまとめています。

図1　問題解決の過程

表1　理科の特性に応じたICT活用例

ICTの使い方例	資質・能力との関係
観察、実験のデータ処理やグラフ作成	規則性や類似性を見いだす
カメラとICT端末の組合せ	観察、実験の結果の分析や総合的な考察を裏付ける
センサを用いた計測	通常では計測しにくい量や変化を数値化・視覚化して捉える
シミュレーション	観測しにくい現象を分析したり、検証したりする
情報の検索	探究の過程や問題解決の過程で必要となる情報を取得する
クラウド上で共有	各班の実験結果を比較したり、生徒それぞれが行った考察を交流したりする

表1を見てわかるように、観察、実験などの代替としてICTを使用するわけではないことに留意する必要があります。これまで通り、理科の授業では観察、実験等、直接体験が基本であることに変わりはありません。直接体験とICT活用の相乗効果によって、学習の質を高めていくことが大切です。

3　小学校理科授業におけるICT活用例

では、具体的にどのような活用例があるでしょうか。ここでは、「入門編」「初級編」「中級編」として、具体的な活用の仕方を紹介します。

(1) 入門編：実験の様子を写真や動画で撮影する

小学校第5学年「物の溶け方」では、物が

溶ける様子を観察し、溶質が均一に広がることを実体的に捉えます。「自然事象への気付き」の場面では、食塩のシュリーレン現象の様子を児童の端末で写真や動画として記録します。それによって、食塩が溶けるの様子を繰り返し観察することが可能となります。また、実験後、気付いたことを共有する際には、例えば、動画を一時停止しながら話すことで、視覚情報に基づいた交流ができます。食紅を水に入れ、徐々に広がっていく様子を動画で撮影するのもおススメです。倍速再生することで、時間のかかる現象を短縮して繰り返し確認することができます。

(2) 初級編：データを表に入力し共有する

小学校第３学年「物の重さ」では、同体積のとき、物の種類が違うと重さはどうなるか調べます。「結果の処理」の場面では、子どもたちが端末を用いて表に実験データを入力します。ここでは、教師が事前に各班のデータ入力用の表を Excel で作成しておきます。そのファイルを Teams で子どもたちと共有すれば、リアルタイムに共同編集し各班のデータが反映されます（図２参照）。そして、「考察」の場面では各自の端末で、全ての班の結果を確認して考察することができ、より妥当な結論を導くことにつながります。

なお、同様のことは、Google スプレッドシートを用いても可能です。

もの	1ぱん	2はん
アルミニウム	74	74
鉄	211	211
プラスチック	28	28
木	17	17

図２　Excel にデータが入力された表の一部

(3) 中級編：センサーを用いて計測する

小学校第４学年「金属、水、空気と温度」では、水を加熱し温度変化を調べる実験を行います。「観察、実験」→「結果の処理」の場面では、端末とデータロガー、水温センサーを用いてリアルタイムに水温の変化をグラフ化します（図３参照）。ICT 活用による短時間でのグラフ作成により、じっくりとグラフを読み取り考察する時間が生まれます。なお、手書きでグラフ化することを否定しているわけではありません。ねらいに合わせて、手書きでグラフ化する時間と、ICT 活用によるグラフ化の時間を単元や年間計画の中で意図的に設けることが大切です。

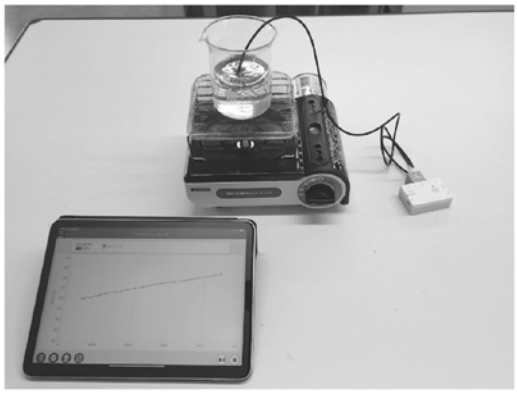

図３　水温センサーを用いた実験の様子
※この実験では、株式会社アーテックの「アーテックロガー」と「水温センサー」を用いています。

４　おわりに

「これならできるかも！」と思ったら、まずはやってみましょう。そこから新たな気付きが得られ、自分流の使い方が生まれます。同僚の先生方とも共有し、時には真似てみて、楽しみながら ICT 活用の幅を広げていきましょう！

引用文献

文部科学省（2018）「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説理科編」、東洋館出版.
文部科学省（2021）「理科　GIGA スクール構想のもとでの理科の指導について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00006.html#tyu
山下芳樹・小川博士・平田豊誠・山下浩之編（2022）「今日からできる理科授業 ICT 活用」、講談社.

若い教師を育てるワンポイントアドバイス

教科教育Ｑ＆Ａ

算数の授業はこうつくる
ー知ってそうで知らない授業のポイントー

白鷗大学教育学部　後藤　　学

1.　はじめに

「算数の授業，分かってはいるけどどのように手をつけていいか分からない」，「小学校の算数は，算数が分かれば教えることができる」という若手の先生は実は多いのではないでしょうか。

本稿では，私が普段の授業で語っている，算数の授業を作っていくのにとても大切なポイントを紹介していきたいと思います。

2.　「算数の授業」の考え方

質問：算数の授業の組み立て方がよく分かりません。指導書通りではだめなのでしょうか。

1)　算数の何をする時間か

小学校から高校までの間に，「数学の新しい定理を見つけた！」という人はいるでしょうか。最近は「ギフテッド」という言葉も聞くようになりましたが，それは人口の約2%ほどで，私も含めた大半の人は古代から連綿と受け継がれてきた「数学の概念」を理解することが，数学の授業の大部分を占めていることでしょう。

ですから，小学校の算数の授業では児童が「分かった！」というのは，実は自分が考えて新しいことを「編み出した」のではなく，既存の数学概念を「理解した」ということになります。

では，算数の授業では「数学概念」を理解させればいいのでしょうか。最も重要なことは，単に数学概念を理解しただけでは何にもならず，それをいかにうまく実生活や社会で役立てるかということです。つまり理解した数学概念を実際に使うこと，「運用する（使えるようになる）こと」です。ですから，算数の授業は「既存の数学概念を理解する」時間と，「理解した数学概念を実際に運用する」時間の2つに分けることができます。

算数の授業では，指導する先生が「今日は数学概念を児童が理解する時間」なのか，「理解したことを実際に使ってみる時間」なのかを明確に意識する必要があります。そうすれば算数授業の骨組みがすっきりとしてくるのではないでしょうか。

2)　何のために算数を学ぶのか

数学を学ぶ目的はいくつかありますが，「数学的思考力の育成」が究極の目標ではないかと思います。そして数学的思考力とは「数学的に考えること」，数学的とは何かというとこれもまた色々ありますが，例えば態度面で言うと次の4つがあります。

①問題や目的・内容を明確に把握しようとすること。
②筋道の立った行動をしようとすること。
③内容を簡潔明確に表現しようとすること。
④よりよいものを求めようとすること。

方法の面から言うと以下があります。

①帰納的な考え方　②類推的な考え方
③演繹的な考え方　④統合的な考え方
⑤発展的な考え方　⑥抽象化の考え方
⑦単純化の考え方　⑧一般化の考え方
⑨特殊化の考え方　⑩記号化の考え方
⑪数量化・図形化の考え方

これらの考え方が実生活や社会の中でもできるようになることが数学を学ぶ目的と言えます。

ここまでの話をまとめると，算数の授業を組み立てるには，次のように考えるとよいと思います（図1）。

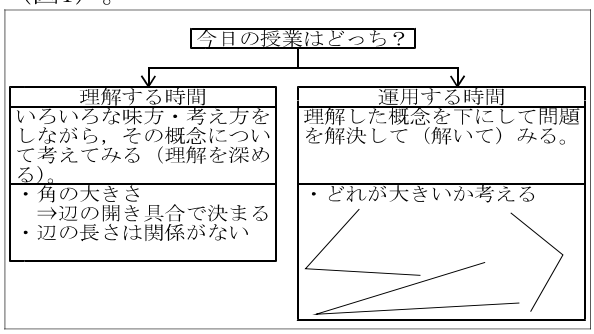

図1　理解する時間と運用する時間

図1では，4年生で学習する「角の大きさ」を例として載せました。「角の大きさは開き具合できまる」というのが数学的な概念で，「理解する時間」になります。それを使って「これらの角はどれが大きいか（小さいか）」を考えるのが「運用する時間」となります。

3)　指導書の扱い

算数の教科書には必ず指導書（赤刷り）があります。いわゆる教科書の解説書ですが，これについては，初任者や経験の浅い先生は，最初は指導書通りに授業ができるようになることを目指して下さい。「工夫が必要」とか「自分らしさ」を授業に求めるベテランの先生もいるようですが，それはまず指導書通りの授業ができるようになった後の話です。

その後，数年経験を積むと，指導書通りの指導でもなかなかうまくいかないことが出てきます。そうなればいよいよ教材研究を深め，指導書とは

違った教え方を先生自身が学んでいく必要が出てきます。子どもが理解できない教え方を何度繰り返しても分かるようにはなりません。複数の教え方を探究して下さい。

表1では「2年　1000までの数」，「4年　いろいろな四角形」，「6年　比例と反比例」の中から力する時間と運用する時間の例を載せました。算数の時間は必ずこのどちらかに分かれますので参考にして下さい。

表1　理解する時間と運用する時間の例

理解する時間	運用する時間
2346の2のところを千の位という。 千の位は右から4番目である。 千のたばが2つあることを表す。	3957には千のたば，百のたば，十のたばはそれぞれいくつあるか。
向かい合った2組の辺が平行な四角形を平行四辺形という。	向かい合う角の大きさは等しい。 向かい合う辺の長さは等しい。
ともなって変わる2つの量 x と y があって，x の値が2倍，3倍，…になると，y の値も2倍，3倍，…になるとき，yはxに比例するという。 y が x に比例するとき， y ＝決まった数× x　になる。	次の場面で y は x に比例するか考える。 ・20円のあめと x 円のジュースを買ったときの代金 y 円。 ・底辺が20cm，高さが $x$cmの平行四辺形の面積 $y$cm^2。 ・面積が20cm^{2}の長方形がある。縦の長さが $x$cmのとき，横の長さは $y$cm。

3.　1時間ごとの授業の作り方

1)　授業のめあてを考える

算数の授業の場合，一番最初に考えなければならないのが，その時間の「めあて」です。これは，たいていは指導書などに書いてあるのですが，意外によく理解せずに授業をしてしまうことがあるようです。何となくの理解で授業をやると，かなりぼんやりとした授業になってしまいます。

めあては，「本時の目標」が児童に分かるような簡単な言葉に直したものです。ですから，内容は同じことを指している必要があります。これが違っていると授業が本筋とずれていくことになります。

めあては，言い換えると「45分の授業が終了したときの児童の姿」です。つまり，授業が始まる前は色々なことが分からない，できない状態だったものが，授業が終わった後には分かるようになっている，できるようになっている状態に変化しています。これを「児童の変容」という言い方をします。ですから，めあてがぼんやりしているというのは，授業が終わった後の児童の姿が明確にイメージできていないということになります。

2)　めあては児童と一緒に考える

明確なめあて，つまり授業後の児童の変容がイメージできたら，実際に授業でめあてはどのように提示したらいいのでしょうか。先生が考えためあてをそのまま出せばよいのでしょうか。

めあては，「児童と一緒に考えて」作っていきます。でもそうすると「毎時間は時間が足りないからできない」という声が上がってきますが，本当にそうでしょうか。

算数の授業の場合は，次の時間はほとんどが「新しい問題を解けるようになる」ことがめあてとなります。この新しい問題は，前時まで児童が獲得してきた数学的知識をプラスすることで，解くことができるようになっています。しかしそれでもなお解くことができません。そこで「あと何が分かればこの問題を解くことができるのかな？」という問いが出てきます。そうすると，「これが分かればこの問題が解ける」というようになります。つまり，「これが分かれば」の「これ」を勉強するのが，その時間に学習することであり「めあて」なのです。ですから，前時までの既習事項をスタートにしてめあてを考えていくことになります。

ちなみに，このやり方で授業を繰り返していけば，やがて児童は自分たちだけの話し合いでめあてを立てることができるようになっていきます。

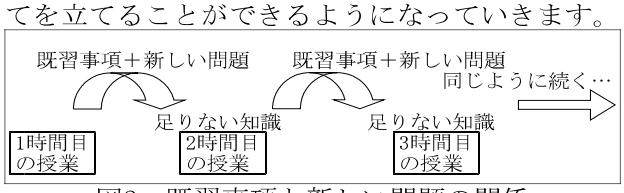

図2　既習事項と新しい問題の関係

3)　授業の展開

児童と一緒にめあてを決めることができたなら，いよいよ授業が展開していきます。ここでもう一度，今日の授業が「理解する時間」なのか「運用する時間」なのかを思い出す必要があります。

理解する時間であれば，必ず数学概念が出てきます。授業では，それを児童同士で説明させたりして数学概念の理解を深めます。授業の後半では，正しく理解できたかどうか意見交流することで確認をします。

運用する時間であれば，前時まで学習した既習事項を全て思い出させ，それを使いながら問題を解くようにします。児童同士では，その問題を解くためにどのような数学概念を使ったか，どうやってあてはめて考えたかなどを意見交流させます。

4.　終わりに

算数の授業の組立方を解説してきました。最後に，理解する時間をもっと確かな学習にするには先生自身が数学概念を正確に理解しておくことが必要です。そのために，算数科で扱う用語を復習しておくことが重要です。参考図書は以下の通りです。

参考図書

平川賢，授業場面でわかる！算数用語ハンドブック，東洋館出版社

志水廣，言語力を育てる！算数教科書の定義・定理（性質）事典，明治図書

若い教師を育てるワンポイントアドバイス

教科教育Q＆A

はじめての小学校家庭科授業づくりのために

白鷗大学教育学部　宇津野　花陽

小学校 5〜6 年生の担任となり、初めて家庭科を担当される先生に、質問に答える形でミニ情報をお伝えできればと思います。授業づくりのヒントになることがあれば幸いです。

質問：家庭科では、家庭生活について扱いますが、児童の家庭環境は様々で、どのように配慮をすべきか難しく感じます。
（小学校学級担任）

(1)　児童の家庭環境への配慮

ご質問のとおり、児童の家族関係や家庭生活は様々であり、悩みを抱えている場合や、プライベートなことを友だちに知られたくない場合もあり、配慮が大切と思います。そのような場合、児童自身の家庭生活や家族を直接扱うのではなく、教科書や資料などから例を示して理解を深める方法もあります。たとえば、団らんについての学習では、自身の家族との団らんを振り返ることは、家庭の状況によって辛い場合もあると思いますが、教科書や資料等で例を示しながら、団らんの方法や工夫の仕方などを考え、グループやクラスで意見を交流し、様々な方法や考え方があることを理解することで、児童自身の今後の家庭生活に生かしていくことができるようになるとよいと考えます。また、家族関係だけでなく衣食住の生活もプライベートなものです。たとえば、食事の栄養バランスについての学習の際、家庭での食事内容をたずねると、辛い気持ちになる児童もいるかもしれません。そのような場合は、教科書や資料等の食事例や給食の献立などを利用して学習することもできます。自身の生活を直接扱わなくても、児童は、題材を通して、自身の生活を振り返り、今後の生活を考えることができると思います。家族関係も衣食住の生活も、地域や文化、家庭や個人により様々です。基本となる科学的知識や考え方、スキルを身につけるとともに、家庭生活には多様な価値観や解決方法、工夫の仕方があることにも理解を深め、自身にとってよりよい選択、よりよい生き方を選ぶことにつながるとよいと思います。

質問：子どもの頃から不器用で裁縫が苦手です。そのため、授業を行う際も、苦手意識から、うまく教えられないように思います。
（小学校学級担任）

(2) 布を用いた製作の指導

近年は、家庭で裁縫をおこなう機会は減少し、先生ご自身も裁縫に慣れていない場合が多いようです。皆さん、「不器用なので・・・」とおっしゃるのですが、スマートフォンの操作など細かい作業が上手な方も多く、不器用というより、慣れていないために難しく感じていることが多いように思われます。子どもたちも同様で、家庭科の学習で初めて針と糸を使う場合が増えていて、針に糸を通すだけでも最初は難しく感じるかもしれません。しかし、現行（平成 29 年告示）小学校学習指導要領「生活を豊かにする布を用いた製作」における技能は、一つ一つゆっくり学習すれば確実に身につけることができます。特に初めは、時間をかけて丁寧に学習できるとよいと感じます。また、必要に応じて個別指導を取り入れることがおすすめです。最近は、1 人 1 台端末で ICT の活用が広くおこなわれ、動画で細かな点も繰り返し確認できて効果的ですが、それでも苦手な場合や分かりづらい箇所は、1 対 1 または少人数で個別に指導することで、技能を習得しやすく、早く上達できると感じます。児童同士の教え合いや、児童の保護者など地域のボランティアの協力も含めて、個別指導も充実されるとよいと思います。

衣服や布製品を家庭で手作りした時代と比

べれば、現代社会では、裁縫ができなくても生活することはできますが、衣服の他にも身の回りには沢山の布製品があり、簡単なスキルで作れるものも多いです。また、既製品が壊れたり、ボタンが取れたりしたときに、自分で繕うことができれば、衣服や布製品を長く使うことができ、経済的で環境に優しく、自分らしく楽しみながら大切に使い続けることができると思います。先生ご自身も、お忙しい中と思いますが、授業前に児童と同じ題材でぜひ試作してみてください。

現行小学校学習指導要領では「生活を豊かにする布を用いた製作」として、生活に「役立つ」ことに加えて、「便利」「快適」「楽しい」・・など、心豊かに、生活が豊かになるような製作が目指されていると思います。製作計画で「誰のために」「どのようなイメージで」作りたいかを考えるなど、決められた時間の中でも、習得した技能を生かして、何かその人らしさを表現できるとよいと感じます。製作後は発表会などを行うことで互いの頑張りと良さを共有できます。

布を用いた作品は、自分または身近な人のために個人で製作する場合が多いと思いますが、現行小学校家庭科教科書には、ネームプレートを組み合わせてクラスの輪（東京書籍）やクラスの木（開隆堂）を製作する例も掲載されており、時には、学級で使うものを協働して製作するのも有意義と思います。

最後に、大学の授業で小学校教員を目指す受講生が協力して試作した作品をご紹介します（写真1）。手縫いとミシンを使ってコースターを作り、それをつなげて学級旗を製作しました。主な材料は、10 ㎝×20 ㎝のフェルトと、フェルトの端切れです。10 ㎝×20 ㎝のフェルトは半分に切って、1 枚に好きなアップリケをしてから 2 枚重ねて周囲をミシンで縫い合わせ、10 ㎝角のコースターを作ります。アップリケのテーマは受講生と相談し「四季」とし、良い 1 年になるよう願いを込めて作りました。グループごとに、春、夏、秋、冬のいずれかを担当し、各季節に合ったモチーフを各自が考えました。フェルトの色やモチーフが重ならないように調整する姿もみられました。アップリケは、大きめなパーツは縫いつけ、小さなパーツは縫いつけたり手芸用ボンドで貼りつけたりしました。時間配分を考慮しなければなりませんが、自由にイメージして作ることや個性が出るところが楽しいと感じます。早く作り終えた受講生に、コースターの配色や組み合わせを考えて配列し 1 枚の旗になるようつなげてもらいました。受講生たちからは、「それぞれの個性を感じるとともに、クラスの一体感を感じた」などの感想がきかれました。一人の作品がクラスの大きな作品の一部になる喜びや責任感がうまれ、互いのよさを認め合うクラスづくりにも生かせそうに思います。習得した技能や知識を生かし、自分のため、家族のため、友だちのため、クラスみんなのため、学校や地域の人のためなど、“もの”（作品）を使う“人”がより豊かに暮らせるための製作を楽しんでいただけたらと思います。

【写真 1】学級旗（コースターをつなげて）

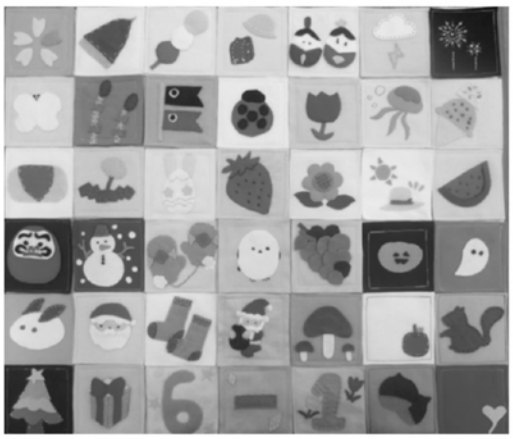

2022 年度　白鴎大学「教育法演習 B」受講生の作品

〔参考文献〕

・勝田映子『小学校家庭科授業　成功の極意』明治図書　2017 年

・牧野カツコ監修　お茶の水女子大学附属学校家庭科研究会『アクティブ・ラーニングが育てるこれからの家庭科』地域教材社　2017 年

若い教師を育てるワンポイントアドバイス

教科教育Ｑ＆Ａ

小学校英語の授業を英語で進めるポイント

白鷗大学教育学部　森　　好紳

質問：外国語活動・外国語科の授業を，英語を使いながら進めていきたいと思っているのですが，あまり自信がありません。どうしたらよいでしょうか？

英語の授業は，教師ができるだけ英語を使って進めていくことが重要です。日本人の教師は「指導者」であると同時に，英語については児童と同様に「学習者」でもあります。学級担任の先生が積極的に英語を使ったり，楽しそうに英語でコミュニケーションをとったりする姿を見ていると，きっと児童も「自分もやってみたい」と感じるでしょう。しかし，上記の質問のように，英語を使うことに不安がある先生方も多くいらっしゃることと思います。本稿では，小学校英語の授業を英語で進めるポイントをいくつかご紹介いたします。

１．クラスルーム・イングリッシュ

英語の授業でよく使われる英語の指示や表現は，クラスルーム・イングリッシュ（教室英語）と呼ばれます。例えば，授業始まりのフレーズ “Let’s start English class.” “How are you?” など，授業の場面ごとに頻出の英語表現があります。これらは簡単な表現ですが，表現を知っていたとしても，授業の場ではなかなかスムーズに使うことができないこともあります。表現をすぐに頭から引き出して使えるようにしておくと，授業を英語で進めやすくなります。例えば，文部科学省（2017）『小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック』には，クラスルーム・イングリッシュがまとめられており，文部科学省 YouTube チャンネル (mextchannel) では音源も公開されているため，先生方にとって有益な資料の１つかと思います。クラスルーム・イングリッシュは，そのままの形で使えるものが多いため，様々な授業場面で活用できます。

２．小学生ならではの語彙

小学校の英語の授業では，児童の生活に身近な内容を扱うことが多いです。しかし，私たちは校種が上がるにつれて，政治 (politics) や経済 (economy) といった語彙をよく見かけるようになる一方で，昆虫や動植物，学校で見かけるものなど，身の回りのものでも意外と英語での言い方を知らないこともあります。例えば，クラスに虫が好きな児童がいたら，カマキリ (mantis)，バッタ (grasshopper)，セミ (cicada) などの語彙が必要になるかもしれません。他にも児童が好きな食べ物など，授業内容に関連して児童が興味を持ちそうな語彙は確認しておけるとよいでしょう。

３．視覚情報や文脈の活用

授業では，教師の英語を児童に理解してもらうことが重要ですが，多くの小学生は英語の知識が限られています。授業の中では日本語を使う場面もあるかと思いますが，日本語に頼りすぎてしまうと，児童が英語に耳を傾けなくなってしまう恐れもあります。そこで，できるだけ児童に英語で理解してもらえるように，さりげなくヒントを忍ばせておくことが考えられます。その１つの方法として，教師が英語を話すときに視覚情報を活用することができます。例えば，教師が手を上げながら “Raise your hand.” と言って身振り手振りを活用したり，イラストを見せながらそれについて英語で話し

たりすることがあげられます。別の方法として，英語を話すときに文脈を加えることも効果的です。例えば，“What subject do you like?” とだけ言うより，その後に “Do you like Japanese? Do you like math? ...” と subject を補足する方が伝わりやすいです。このように，児童に伝えたい英語だけを話すのではなく，言語・非言語のヒントを活用して児童の理解を助けることが望ましいでしょう。

４．リキャスト

教師が英語で問いかけをするとき，児童が正しい英語で答えるとは限りません。例えば，“What animal do you like?” に対する応答として “I like cats.” などが考えられます。しかし，日本語でネコと答える児童や，cat と単語で答える児童，“I like cat.” と誤りを含む文（正しくは cats と複数形にする）で答える児童もいるでしょう。児童には正しい英語表現を知ってもらいたいですが，間違いをはっきり指摘すると英語を話す意欲が削がれてしまう恐れもあります。このようなとき，内容面では教師の問いかけに答えているため，児童の発言を受け止めながら “Oh, you like cats. I like cats, too.” などと言うことが考えられます。学習者が話す英語の誤りをはっきりと指摘せず，さりげなく正しい英語表現をフィードバックすることは，リキャストと呼ばれます。ぜひリキャストを活用して，児童が失敗を恐れないように配慮しつつ，正しい英語表現に触れてもらいましょう。

５．ティーム・ティーチングにおける会話の流れ

学級担任の先生は，英語専科の先生や ALT の先生と一緒に授業を行うこともあります。ティーム・ティーチングでは，複数の教師と児童の間で英語のキャッチボールを行いながら授業を進行することが望ましいですが，具体的にどのようなやり取りをしたらよいのでしょうか。あくまで一例ですが，以下の例①では，教師同士で好きなものについて尋ね合う様子を見せ，その後に児童に話を振り，コミュニケーションの輪を広げています。また，例②では児童が英語での言い方が分からないときに，担任が ALT に尋ね，ALT が児童に答えています。単に英語での言い方を児童に伝えるだけでなく，ティーム・ティーチングで複数の教師がいる利点を生かし，英語のやり取りの中で自然に伝えられるといいでしょう。

例①：教師同士の会話例を見せて児童を巻き込んでいく。
ALT：〇〇-sensei, what sport do you like?
担任 : I like soccer. It’s so exciting! □□-sensei, what sport do you like?
ALT：I like baseball. I like Shohei Ohtani.
担任：Everyone, how about you? Do you like baseball? Raise your hand.

例②：児童の発言を担任が拾い，ALT に英語での言い方を尋ねる。
担任：△△-san, what food do you like?
児童：I like 梨.
担任：Oh, you like 梨. □□-sensei, how do you say 梨 in English?
ALT：Japanese pears. △△-san, you like Japanese pears. I like Japanese pears, too.

６．最後に

本稿では，小学校英語の授業を英語で進めるためのポイントをいくつかご紹介いたしましたが，いかがでしたでしょうか。最初から全てを行うのは難しいかもしれませんが，できるところから少しずつ日々の授業に取り入れていただければ幸いです。

参考文献

・文部科学省（2017）.「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」入手先 https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1387503.htm（最終アクセス日 2023 年 2 月 21 日）

センターとしての取組（1）

実習指導部門

教育実習について

Ⅰ　本学教育実習の全体像

1　教育実習体系

教育実習は、教員養成における「かなめ」の位置を占めています。また、学生は生まれて初めて、教育実習を通して教育の現実世界に直に触れる機会を得ます。この機会は、それまで自分が積み上げてきた教職への努力や意識を問い直す機会となります。本学では、図 1に示す教育実習の協力体制および実習体系の通り、学校現場における体験学習の機会を２年次から設定しています。

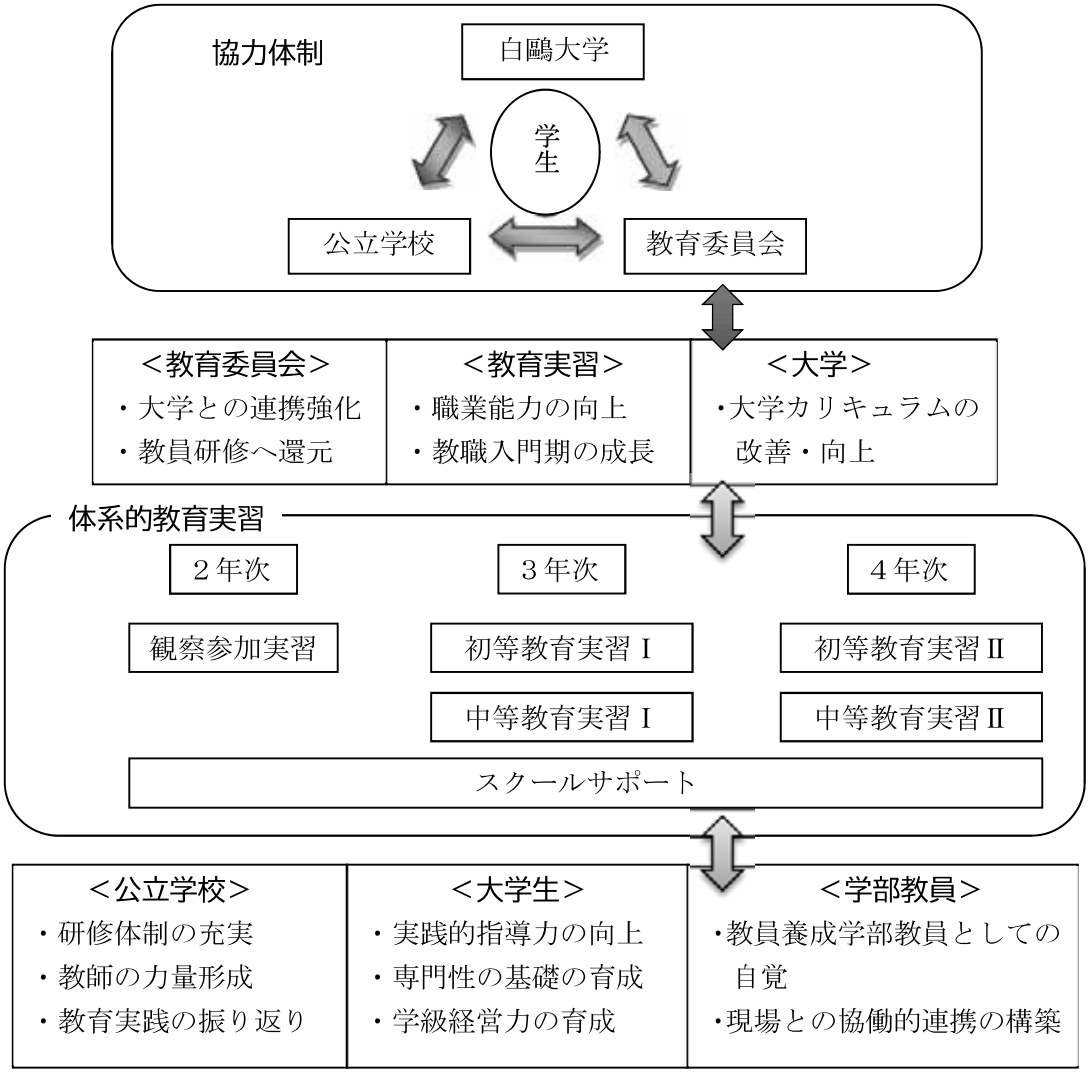

図1　教育実習の協力体制および実習体系

2 本学教員養成の意義

本学では、これまで、経営学部並びに法学部において中学校や高等学校の社会科、公民科、商業科、外国語科(英語)の教員養成、また、短期大学において幼稚園の教員並びに保育士の養成を行ってきました。平成 16 年には発達科学部が新設され、平成 19 年に教育学部と名称を変更し、本学出身の優秀な人材が、教育界で活躍できるような体制が整いました。本学の教員養成では、自由な発想と豊かな創造力、また科学的な知識に裏打ちされた技能や指導性に基づく実践力を有した上で、本学の理念であるプルスウルトラを具現化する教員を養成していくことにねらいが置かれています。少子化が進行する中で、社会の厳しい目が教員一人一人に向けられており、教員の資質の向上が大学の養成段階で大きな課題となっています。本学は質の高い教員を養成する場として機能する点にその意義があります。

3 教育実習の意義

小学校教諭一種免許状、または中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状の授与を受ける場合には、教育実習を履修しなければなりません。その内容は、次の通りです。

- 観察参加実習（小学校あるいは中学校または高等学校）
- 教育実習事前指導
- 教育実習
- 教育実習事後指導

観察参加実習、教育実習は、免許に応じて、小学校あるいは中学校・高等学校で行っています。教育実習事前指導、教育実習事後指導は、本学で行っています。ここに掲げたものは教員の資格を取得するための実習であり、極めて重要です。教育実習は、大学において得た教育理論や教育方法の原理原則等（講義・演習・実験および実技を通して)を、学校現場において観察、参加、授業等によって実証的、実践的あるいは実験的に研究し、教育理論や教育方法を応用できる実践的力量の基礎を学ぶところにその特質があります。このようなことを念頭に置いて、皆さんは課題意識を持って教育実習校における実習に臨み、その課題を深化させ、実習終了後にはその課題を一層発展させるように努力することが期待されます。

以上のことを踏まえ、皆さんに以下のことを提案します。

(1) 学校現場の先生方の実践や苦労に共感し、教育に関する課題意識を持ち、教育の現代的課題を探り、実習後に大学での学習内容や研究内容をより一層豊かにすること。
(2) 学校現場で行われている指導の内容を理解し、実践的指導力の基礎の形成に励むこと。
(3) 大学の講義や演習等で学んだ知識、理論、技術等を教育実習の中で検証、深化、発展させること。

4 教育実習の目的

現在、特に教員に求められている資質や能力の一つは、教科に関する専門的知識や、児童に対する教育的愛情、教育者としての使命感等を基盤とした実践的指導力です。この実践的指導力は「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（教育職員養成審議会の第一次答申)の項で強調されています。実習では、このような資質や能力の獲得を目指し、教育理論を適用し、学校現場で働き始めた際に、即戦力として通用する実践的指導力の基礎を身

に付けていく必要があります。このように教育実習は、大学での授業科目では修得できない教育理念と実践との統合化を図ることのできる極めて重要な意義を持つ場と言えます。

Ⅱ　コロナ禍における教育実習実施の概要

1　2022 年度　教育実習の方針

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（通知）（令和 4 年文部科学省令 1397 号）」令和４年３月 25 日３文科教第 1398 号文部科学省総合教育政策局長通知）を受け、「2022 年度 教育実習実施について本学の方針」が定まりました。

本年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、教育実習を実施しなければならない状況にありました。しかしながら、教育実習を教員養成における「かなめ」と位置付け、２年次から４年次まで学校現場と大学とを往還する体系的な教育実習カリキュラムの意義を確認した本学では、昨年度の経験を踏まえ、さらに入念な対策を講じながら、栃木県教育委員会及び当該市町村教育委員会、全国の各実習校の多大なる協力を得られたことにより、平常時と同様とはいかないまでも、教育実習を実施することができました。

2　2022 年度教育実習校一覧

下記の 379 校という今年度の教育実習協力校から推察できる通り、本学の教育実習は、栃木県教育委員会をはじめとする各県市町村教育委員会との緊密な連携の下、例年 300 校以上の実習校と共に実践的な教員養成カリキュラムを実施していることが一番の特色です。すなわち、県内外の多くの国公私立学校と協力し、着実な教育実習のしくみを整備し、実践的指導力が身に付けられるように２年生から円滑な導入を図っています。しかし同時に、この円滑な導入の基盤的背景には、今日のコロナ禍のなかでの働き方改革による多忙化を余儀なくされている全国の個別学校の多大な協力とご理解がなければ、絶対に成し得なかった性格のものであることは看過できません。この場をお借りしまして、深くお礼申し上げます。

北海道（3校）

釧路市立鳥取中学校/札幌市立西野中学校/美瑛町立美瑛中学校

青森県（4校）

三沢市立木崎野小学校/東北町立東北小学校/青森市立横内小学校/青森市立浪打中学校

岩手県（9校）

奥州市立東水沢中学校/住田町立世田米小学校/久慈市立長内小学校/紫波町立紫波第一中学校/盛岡市立黒石野中学校/盛岡市立上田小学校/盛岡市立上田中学校/盛岡市立仙北小学校/盛岡市立北厨川小学校

宮城県（6校）

気仙沼市立松岩中学校/栗原市立栗駒中学校/栗原市立志波姫中学校/仙台市立将監小学校/大崎市立古川南中学校/名取市立みどり台中学校

秋田県（5校）

鹿角市立花輪小学校/秋田市立桜小学校/大館市立城西小学校/大館市立第一中学校/能代市立二ツ井中学校

山形県（10 校）
山形市立第十中学校/山形市立第二中学校/白鷹町立白鷹中学校/長井市立長井南中学校/鶴岡市立朝暘第一小学校/鶴岡市立鶴岡第三中学校/鶴岡市立藤島中学校/高畠町立糠野目小学校/米沢市立興譲小学校/米沢市立第七中学校
福島県（55 校）
いわき市立小玉小学校/いわき市立植田中学校/いわき市立赤井中学校/いわき市立大浦小学校/いわき市立中央台東小学校/いわき市立平第三小学校/国見町立国見小学校/伊達市立伊達中学校/伊達市立月舘学園中学校/会津坂下町立坂下南小学校/湯川村立勝常小学校/会津若松市立一箕小学校/会津若松市立小金井小学校/会津若松市立松長小学校/会津若松市立城南小学校/会津若松市立城北小学校/会津若松市立第三中学校/会津若松市立第四中学校/会津若松市立第二中学校/会津若松市立第六中学校/会津若松市立鶴城小学校/鏡石町立鏡石中学校/鏡石町立第一小学校/喜多方市立第一中学校/喜多方市立第三中学校/郡山市立開成小学校/郡山市立高瀬小学校/郡山市立柴宮小学校/郡山市立富田中学校/須賀川市立義務教育学校稲田学園/須賀川市立西袋第一小学校/矢吹町立矢吹中学校/相馬市立向陽中学校/相馬市立中村第一中学校/会津美里町立高田小学校/三春町立岩江中学校/小野町立小野中学校/田村市立船引小学校/只見町立只見中学校/南会津町立田島第二小学校/南会津町立桧沢小学校/二本松市立安達中学校/二本松市立二本松南小学校/白河市立小野田小学校/白河市立白河中央中学校/福島市立松川小学校/福島市立信夫中学校/福島市立森合小学校/福島市立杉妻小学校/福島市立大森小学校/福島市立渡利小学校/福島市立福島第一中学校/福島市立蓬莱中学校/福島市立北沢又小学校/本宮市立白沢中学校
茨城県（44 校）
つくば市立手代木中学校/つくば市立竹園東中学校/ひたちなか市立佐野中学校/ひたちなか市立田彦中学校/境町立境第一中学校/境町立境第二中学校/下妻市立下妻中学校/下妻市立大形小学校/下妻市立東部中学校/大子町立大子西中学校/八千代町立東中学校/結城市立結城中学校/結城市立結城東中学校/結城市立江川北小学校/結城市立城南小学校/古河市立古河第一中学校/古河市立古河第三小学校/古河市立古河第六小学校/古河市立古河第七小学校/古河市立三和東中学校/古河市立上大野小学校/古河市立総和中学校/古河市立大和田小学校/古河市立八俣小学校/行方市立麻生中学校/鹿嶋市立鹿野中学校/小美玉市立玉里学園義務教育学校/常陸大宮市立大宮西小学校/茨城県立水戸桜ノ牧高等学校/水戸市立双葉台小学校/石岡市立園部中学校/筑西市立下館西中学校/筑西市立下館中学校/筑西市立下館南中学校/筑西市立関城中学校/筑西市立新治小学校/筑西市立川島小学校/筑西市立竹島小学校/筑西市立養蚕小学校/潮来市立日の出中学校/私立常総学院中学校/日立市立泉丘中学校/北茨城市立関本中学校/龍ヶ崎市立城ノ内中学校
栃木県（165 校）
さくら市立喜連川小学校/さくら市立氏家小学校/さくら市立熟田小学校/宇都宮市立旭中学校/宇都宮市立一条中学校/宇都宮市立横川東小学校/宇都宮市立河内中学校/宇都宮市立鬼怒中学校/宇都宮市立宮の原中学校/宇都宮市立古里中学校/宇都宮市立戸祭小学校/宇都宮市立御幸小学校/宇都宮市立晃宝小学校/宇都宮市立細谷小学校/宇都宮市立姿川第二小学校/宇都宮市立若松原中学校/宇都宮市立城山中央小学校/宇都宮市立新田小学校/宇都宮市立西が岡小学校/宇都宮市立泉が丘中学校/宇都宮市立中央小学校/宇都宮市立宝木小学

校/宇都宮市立宝木中学校/宇都宮市立峰小学校/宇都宮市立豊郷中央小学校/宇都宮市立豊郷中学校/宇都宮市立豊郷南小学校/宇都宮市立陽光小学校/宇都宮市立陽西中学校/宇都宮市立陽東小学校/宇都宮市立陽東中学校/宇都宮市立陽南小学校/宇都宮市立陽南中学校/宇都宮市立陽北中学校/宇都宮市立緑が丘小学校/私立作新学院高等学校/栃木県立宇都宮清陵高等学校/塩谷町立玉生小学校/高根沢町立阿久津小学校/高根沢町立阿久津中学校/高根沢町立北高根沢中学校/壬生町立羽生田小学校/壬生町立壬生小学校/壬生町立壬生中学校/野木町立野木第二中学校/下野市立祇園小学校/下野市立国分寺小学校/下野市立国分寺中学校/下野市立石橋小学校/下野市立石橋中学校/下野市立石橋北小学校/下野市立南河内第二中学校/上三川町立本郷北小学校/上三川町立明治小学校/佐野市立あそ野学園義務教育学校/佐野市立界小学校/佐野市立葛生中学校/佐野市立犬伏東小学校/佐野市立出流原小学校/佐野市立城東中学校/佐野市立石塚小学校/佐野市立赤見小学校/佐野市立赤見中学校/佐野市立南中学校/佐野市立北中学校/栃木県立佐野高等学校附属中学校/鹿沼市立みどりが丘小学校/鹿沼市立清洲第一小学校/鹿沼市立石川小学校/鹿沼市立東小学校/鹿沼市立東中学校/鹿沼市立南押原中学校/鹿沼市立板荷小学校.鹿沼市立北犬飼中学校/鹿沼市立北小学校/鹿沼市立北中学校/栃木県立鹿沼東高等学校/小山市立羽川小学校/小山市立乙女中学校/小山市立寒川小学校/小山市立間々田東小学校/小山市立若木小学校/小山市立小山城南中学校/小山市立小山第二小学校/小山市立小山第三小学校/小山市立小山第二中学校/小山市立小山第三中学校/小山市立小山中学校/小山市立東城南小学校/真岡市立亀山小学校/真岡市立久下田小学校/真岡市立山前小学校/真岡市立真岡小学校/真岡市立真岡西中学校/真岡市立真岡中学校/真岡市立真岡東小学校/真岡市立真岡東中学校/真岡市立大内中学校/真岡市立中村小学校/真岡市立長沼小学校/真岡市立長沼中学校/真岡市立長田小学校/私立白鷗大学足利高等学校/足利市立坂西中学校/足利市立三重小学校/足利市立西中学校/足利市立青葉小学校/足利市立第二中学校/足利市立南小学校/大田原市立奥沢小学校/大田原市立金田南中学校/大田原市立金田北中学校/大田原市立若草中学校/大田原市立大田原中学校/栃木県立学悠館高等学校/栃木市立皆川城東小学校/栃木市立合戦場小学校/栃木市立真名子小学校/栃木市立西方小学校/栃木市立西方中学校/栃木市立大宮北小学校/栃木市立大平中学校/栃木市立都賀中学校/栃木市立東陽中学校/栃木市立藤岡小学校/栃木市立栃木西中学校/栃木市立栃木第五小学校/栃木市立栃木第三小学校/栃木市立栃木中央小学校/栃木市立栃木南中学校/栃木市立部屋小学校/那須烏山市立烏山中学校/那須烏山市立南那須中学校/那須塩原市立高林中学校/那須塩原市立黒磯北中学校/那須塩原市立三島小学校/那須塩原市立三島中学校/那須塩原市立西小学校/那須塩原市立東原小学校/那須塩原市立豊浦小学校/那珂川町立馬頭小学校/那須町立那須中央中学校/日光市立下原小学校/日光市立鬼怒川小学校/日光市立今市第三小学校/日光市立今市第二小学校/日光市立今市中学校/日光市立大沢小学校/日光市立藤原中学校/日光市立南原小学校/日光市立落合西小学校/日光市立落合中学校/益子町立益子西小学校/益子町立益子中学校/益子町立七井中学校/市貝町立市貝中学校/市貝町立小貝小学校/市貝町立赤羽小学校/栃木県立茂木高等学校/茂木町立茂木中学校/栃木県立矢板東高等学校附属中学校/矢板市立東小学校/矢板市立片岡小学校/矢板市立矢板中学校

群馬県(29 校)

みどり市立笠懸小学校/みどり市立笠懸東小学校/みどり市立笠懸南中学校/安中市立第一

中学校/伊勢崎市立殖蓮中学校/伊勢崎市立赤堀南小学校/館林市立第一小学校/館林市立第六小学校/桐生市立桜木中学校/桐生市立新里北小学校/桐生市立相生中学校/桐生市立南小学校/群馬県立桐生清桜高等学校/高崎市立中居小学校/高崎市立北部小学校/佐波郡玉村町/玉村町立南小学校/渋川市立古巻小学校/前橋市立みずき中学校/前橋市立大胡中学校/前橋市立第五中学校/太田市立休泊中学校/太田市立九合小学校/太田市立城西中学校/太田市立城東中学校/太田市立太田中学校/太田市立藪塚本町中学校/千代田町立西小学校/板倉町立東小学校/明和町立明和西小学校

埼玉県(15 校)

さいたま市立城北中学校/さいたま市立宮前小学校/私立クラーク記念国際高等学校/さいたま市立三室中学校/羽生市立羽生北小学校/羽生市立南中学校/越谷市立東中学校/加須市立北川辺中学校/久喜市立菖蒲小学校/幸手市立さくら小学校/幸手市立幸手小学校/鴻巣市立川里中学校/春日部市立豊野中学校/草加市立清門小学校/北本市立北小学校

千葉県(2校)

東庄町立東庄中学校/船橋市立坪井中学校

神奈川県(1校)

神奈川県立鶴見高等学校

新潟県(18 校)

阿賀野市立安田中学校/加茂市立石川小学校/三条市立第四中学校/出雲崎町立出雲崎小学校/国立上越教育大学附属中学校/上越市立直江津中学校/新潟市立坂井東小学校/新潟市立関屋小学校/新潟市立日和山小学校/新潟市立桃山小学校/新発田市立猿橋中学校/新発田市立七葉中学校/村上市立村上南小学校/長岡市立川口中学校/長岡市立大島中学校/新潟県立柏崎高等学校/新潟県立柏崎翔洋中等教育学校/柏崎市立瑞穂中学校

山梨県(2校)

国立山梨大学教育学部附属中学校/中央市立田富小学校

長野県(2校)

東御市立田中小学校/南牧村立南牧北小学校

岐阜県(2校)

高山市立国府中学校/多治見市立笠原小学校

静岡県(2校)

伊東市立南小学校/浜松市立江西中学校

愛知県(1校)

江南市立西部中学校

和歌山県(1校)

新宮市立緑丘中学校

福岡県(1校)

福岡県立宗像高等学校

長崎県(1校)

佐々町立佐々中学校

沖縄県(1校)

宜野湾市立宜野湾中学校

3　文部科学省通知に基づく教育実習計画の提示

文部科学省による通知「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（令和３年４月 13 日付け３文科教第 19 号総合教育政策局長通知）が発出され、令和３年度においても、いわゆる「教育実習特例」が延長されることになりましたが、本学では少なくとも令和２年度と同様な教育実習の機会を学生がもてるようにすることを目指しました。そこで、「令和２年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和２年５月１日付け２教教人第５号教育人材政策課課長通知）（以下、「弾力化通知」という）に基づき、各実習校が教育実習期間を弾力的に設定できるように、３年次の本実習においては、「教育実習生の指導」「指導内容の取扱い」「実習時期（期間）の取り扱い」「新型コロナウイルス感染拡大防止の指導」等の計画を提示しました。なお、根拠となる「弾力化通知」は、以下の通りです（一部抜粋）。

1. 本来、教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。以下同じ。）はもっぱら小学校等における実習の実施が想定されている科目であるが、令和２年度に限っては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、３分の１を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。ただし、各大学・専門学校等において、変更前の小学校等における教育実習に相当する教育効果を有することが認められる場合に限る。

　その際、教育実習の科目の総授業時間数のうち、３分の１を超えない範囲で行う授業についても、教育実習の趣旨を満たすことができるよう、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される。

2. 小学校等における令和２年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援等のために配置される人材等としての活動は、各大学・専門学校等の判断により、授業の目的と密接に関わる場合は、

- 学校体験活動
- 教育実習の科目の総授業時間数のうち、３分の１を超えない範囲で行う授業として位置付けることが可能である。

3. また、特別支援学校教諭の教職課程における心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、養護教諭の教職課程における養護実習（事前・事後指導を除き、学校体験活動を含む。）、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習（事前・事後指導を除く。）についても、１及び２について同様の取り扱いとする。

3-1　教育実習生の指導について

教育実習生のご指導をお願いするにあたり、本学でのこれまでの指導状況等を次のように記しましたので、実習の計画作成の参考となれば幸いです。

（1）本学におけるこれまでの事前指導の概要について

学生には、本学の「教育実習の手引き」を基に、主に以下の６点の指導を行っております。

①教育実習の意義と目標について、②教育実習の内容について、③教育実習の心得について、④学習指導案について、⑤学習指導における教師の発問や板書について、⑥模擬授業について

（2）教育実習の計画作成について

教育実習の具体的指導計画につきましては、貴校の実情により適宜お取り計らいください。以下に大学としての一応の希望を記します。

① 教育実習の週研究内容

◆４週間実習の場合 ・第１週：指導講話、朝・帰りの会の児童(生徒)指導、給食・清掃指導、学習指導参観 ・第２・３週：学習指導参観及びＴＴ授業の補助、指導案の作成 ・第４週：学習指導の実際、授業研究
◆３週間実習の場合 ・第１週：指導講話、朝・帰りの会の児童(生徒)指導、給食・清掃指導、学習指導参観 ・第２・３週：学習指導参観及びＴＴ授業の補助、指導案の作成、学習指導の実際、授業研究
◆２週間実習の場合 ・第１週：指導講話、朝・帰りの会の児童(生徒)指導、給食・清掃指導、学習指導参観 ・第２週：学習指導参観及びＴＴ授業の補助、指導案の作成、学習指導の実際、授業研究

② 学習指導時数

基本的に 10 時間程度を目安としておりますが、貴校の校務運営状況に応じてお任せいたします。全案（細案）は１回、他は略案で構いません。内容は、各教科、道徳、特別活動等から、校務に支障の出ない範囲でお願いします。指導案作成をしないで行う指導授業回数や参観時数には規定はありません。

③ 授業研究会

最終週に１回お願いいたします。

（3）教育実習評価について

教育実習評価票の「主な観点」等に照らして、５段階評価をお願いします。

3-2 指導内容の取扱いについて

「教育実習生のご指導について」は、上述の「3-1」のとおり希望いたしますが、今年度の教育実習の主な学習内容については、教師の補助的な役割であることはやむを得ないと考えておりますので、ご指導いただく先生方のご負担にならない学習内容にてご検討いた

だければ、有難く存じます。

【ご負担軽減の例】

・見学・観察・補助をさせていただくことを中心とした内容としていただいて結構です。

・授業研究会は実施していただかなくても結構です。

・教育実習記録（実習ノート）へのコメントは省略し、確認印の押印のみで結構です。

また、万が一実習期間中に休校となった場合の実習生の出勤については、実習校様のご判断に従いますが、本学としては休校中に実習校の先生方がご出勤されていれば、実習生も出勤し先生方のお手伝いをさせていただくなどして、実習日に含めていただくこととしております。

3-3 実習時期(期間)の取り扱いについて

本学では新型コロナウイルスの今後の動向を注視しながら、教育実習はなるべく先送りせずに予定通り実施していただくことを希望しております。

しかしながら、感染拡大等の状況に応じて、下記（1）・(2）のとおり、実習期間の短縮、さらなる実習期間の弾力化を可能としております。

(1) 実習期間は単位付与に必要な最低日数まで短縮が可能です。

(2) 実習期間のさらなる弾力化をご希望される場合は、教育実習期間のうち、３分の１の日数を「学習支援等のために配置される人材等」のボランティア活動により学校現場を体験する期間として、弾力的に受け入れることが可能です。

(1)・(2)は、実習生によって日数が異なりますので、下表をご確認ください。

＜(1)実習期間の短縮 ＞

【小学校での実習】

実習生の学籍番号 （8 桁）の先頭４桁	依頼している 実習期間（単位数）	短縮後の実習期間 （うち学習支援可能日数）
４１２０	４週間（４単位） →	１５日間（５日間）※例①②
４２１９・４３１９ ４４１９	２週間（２単位） →	８日間（３日間）※例③④

【中学校での実習】

実習生の学籍番号 （8 桁）の先頭４桁	依頼している 実習期間（単位数）	短縮後の実習期間 （うち学習支援可能日数）
４２１９・４２２０ ４３２０・４４２０	４週間（４単位） →	１５日間（５日間）※例①②
４１１９	２週間（２単位） →	８日間（３日間）※例③④

【高等学校での実習】

実習生の学籍番号 （8 桁）の先頭４桁	依頼している 実習期間（単位数）	短縮後の実習期間 （うち学習支援可能日数）
２１１９・４４２０	２週間以上（２単位）	８日間（３日間）※例③④

＊実習期間の短縮、弾力化をご希望される場合は、別紙「教育実習に関する連絡書」を FAX にてご送信ください。

＜(1)実習期間の短縮 および(2)弾力化の組み合わせ例 ＞

例①

1 週目（1～5 日）	2 週目（6～10 日）	3 週目（11～15 日）	4 週目（16～20 日）
従来の教育実習として 10 日間		学習支援等のために配置される人材として５日間	５日間 短縮のため実施なし
教育実習期間 15 日間			

例②

1 週目（1～5 日）	2 週目（6～10 日）	3 週目（11～15 日）	4 週目（16～20 日）
学習支援等のために配置される人材として５日間	従来の教育実習として 10 日間		５日間 短縮のため実施なし
教育実習期間 15 日間			

例③

1 週目（1～5 日）	2 週目（6～10 日）	3 週目（11～15 日）	4 週目（16～20 日）
従来の教育実習として５日間		学習支援等のために配置される人材として３日間	２日間 短縮のため実施なし
教育実習期間８日間			

例④

1 週目（1～5 日）	2 週目（6～10 日）	3 週目（11～15 日）	4 週目（16～20 日）
学習支援等のために配置される人材として３日間	従来の教育実習として５日間		２日間 短縮のため実施なし
教育実習期間８日間			

3-4 新型コロナウイルス感染拡大防止の指導について

本学生に対して新型コロナウイルス感染症についての理解を促すとともに、健康に対する一人一人の意識をより高めることで充実した実習を行えるように、主に 「事前指導」、「実習中の留意事項」、「実習後の留意事項」の３項目から、指導の徹底化を図りました。そして、教育実習２週間前か ら毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うこと、感染リスクのある場所

に行かないようにすること、やむを得ず感染リスクのある場所に行った場合には、日時、場所、相手を控えておくこと、県外の学生は可能な限り早めに（実習開始２週間前など）本県に移動することなどを挙げ、予定されている教育実習に健康な状態で参加できるように、教育実習の準備や健康管理に心がけることを呼びかけています。今年度は、教育実習期間の前に実習校での事前指導日が設定されている場合にも、その２週間前から毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことを明記し、指導の徹底を図りました。 また、教育実習中に取り組むこととして、以下の事項を列挙しています。

【事前指導】

(1) 教育実習実施の２週間前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行い、感染リスクの高い 場所には極力行かない。（別紙２ :「実習２週間前」健康チェック表）

(2) 教育実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど、学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して７日間は教育実習への参加を見送る。

(3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和２年３月 24 日）などの学校における感染症対策の取り組みについて十分に理解した上で教育実習に臨む。

(4) 実習中は受入先である各小学校等における感染症対策の指示に従う、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合は、小学校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養する。

(5) 実習中は手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着する。

【実習中の留意事項】

(1) 教育実習中においても、毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底させます。（別紙３：「実習中」健康チェック表 ）

(2) 学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況などにより、急遽、教育実習を中止 せざるを得ない場合などにおいては、大学・学生・小学校等・教育委員会が速やかに連絡 を取り合うことができるよう、連絡体制を構築しております。

【実習後の留意事項】

(1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、事後指導や教職実践演習等において、補充的な内容の授業を行う予定です。

(2) 教育実習終了後に、学生の感染が判明した場合、小学校等や教育委員会に速やかに連絡するとともに、「令和２年度における大学等の授業の開始について」（令和２年３月 24 日付け元文科高 1259 号高等教育局長通知）等を踏まえ、適切な対応を行います。

健康チェック表では、実習開始２週間前から毎日（毎朝）、「37.5° C以上」、「感染リスク場所への参加」「咳・のどの痛み」「同居家族の発熱や下痢、風邪の症状などの体調変化」確認することや、検温や行動などの項目について記録し、健康管理に役立てるようにしました。新型コロナウイルス感染症の予防や実習期間前あるいは期間中における体調不良の際の対応については、実習の事前指導において丁寧に指導を行いました。

Ⅲ　学生に対するアンケート調査

2022 年度の３年次の教育実習は、栃木県教育委員会をはじめとする各県市町村教育委員会との緊密な連携の下、全国の協力校 379 校の多大なご協力とご理解をいただき、無事に終了することができました。そこで、今後の教職課程カリキュラム実践を通した更なる教育実習の充実を図る目的から、３年次学生に対して、「観察参加実習・教育実習及びスクールサポートを振り返って」と題したアンケートを実施しました。このアンケートは、「教育実習関連の学習の振り返り」「教育実習に関する振り返り（主免許）」「教育実習の学びの状況アンケート（教員育成指標を基に）」の３項目から実施しました。

ここでは、主に３年次教育実習に関する振り返り（主免許）、教育実習関連の学習の振り返りに焦点化して提示していきます。

１　3年次教育実習に関する振り返り（主免許）

学生に対する教育実習に関するアンケート調査を実施した結果は、表１に示す通りです。また、教育実習の充実度に関する記述回答を整理した結果は、（２）に示す通りです。

(1)アンケート結果(一覧)

表1　令和4年度「教育実習」(3年次)実習生アンケート結果

選択肢			2022年度	
			人数(名)	割合(%)
【質問1】 「主免許の教育実習」に関するあなたの充実度はどの程度でしたか。		大変充実していた	197	79.8%
		おおむね充実していた	45	18.2%
		あまり充実していなかった	2	0.8%
		全く充実していなかった	3	1.2%
		無回答	0	0.0%
小　計			247	100.0%
【質問2】 「主免許の教育実習」は3～4週間にわたり実習が行われましたが、3～4週間という期間が適切であったかお答えください。		適切な期間だった	173	70.0%
		ある程度適切な期間だった	67	27.1%
		あまり適切な期間ではなかった	6	2.4%
		全く適切な期間ではなかった	1	0.4%
		無回答	0	0.0%
小　計			247	100.0%
【質問 3】 「主免許の教育実習」における事前指導の体験は、教育実習に生かされたと思いますか。		非常に生かされた	80	32.4%
		ある程度生かされた	125	50.6%
		あまり生かされなかった	33	13.4%
		全く生かされなかった	9	3.6%
		無回答	0	0.0%
小　計			247	100.0%

(2)「教育実習に関する充実度」に対する学生の回答結果

① 充実していた点に関する記述内容

記述回答の内容は、(a)学習指導、(b)児童生徒、(c)教育実習の学校・教員、(d)教員の仕事や業務、(e) 教育活動（行事・部活動・生徒指導・学級経営等）の５項目に整理できました。具体的には、以下の通りです。

(a)学習指導に関する内容

学習指導に関する内容は、（ア）授業機会、（イ）指導技術、（ウ）授業研究・指導助言、（エ）授業観察・参観等の４項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)授業機会

・教科書を扱う授業のほかに、洋楽を使用した授業やALTの先生との授業もやらせていただき、とてもたくさんの経験ができた。/・授業ではほとんどの教科を実践する経験ができた。

(イ)指導技術

・座学では学ぶことのできないことを学ぶことができ、臨機応変な対応や指導の必要性を知ることができた。/・児童指導や学年に応じた授業展開の方法など詳しく知ることができた。/・どんなに小さいことでもコミュニケーションを積極的にとり実りのある実習となった。/・講義では学べない実践力を学べた。/・自分の中の良い点や改善点もより明確になった。/・大学やゼミの中で学修した理論を実際に現場で活用することができたとともに、生徒を積極的に関わることができて、より良い教師になるためには自分には何が必要なのかを見つけることができた。/・学級経営や授業の構成、児童のとの関わり方など、大学では学ぶことのできないことを学べた。/・ICT機器の活用として実際に使うことでメリットとデメリットを理解できた。/・各先生方の多様な ICT の活用方法を見て学び新たな知識となり、授業構造の幅も広がった。/・グレーゾーンの児童とのかかわり方やICT教材の有効な使い方、児童主体の授業の作り方と現実性など教員として何を意識すべきかを学ぶことができ。/・大学では学ぶことのできない、教師の指導方法など実際の児童の反応を見ながら学ぶことができた。/・教師の児童への関わりや指導方法を直接見て学び、自分の実践に生かしながら実習を進めることができた。/・成果と課題を毎日見出して日々成長していると感じた。授業の組み立て、発問など、実際に子どもたちを目の前にして行うことで、自分に力が目に見えて改善していくことができた。/・自分の授業でどんな仕草が多いのか、声は届いているのか、発問の仕方、必要な手立てができているか、主体的で対話的な学びになっているか、など模擬授業では知りえない問題点を多く知ることができ、現場の先生方の授業と比較しながら改善点を考えることができた。/・クラスの学習状況や姿勢を把握したり常に子供の反応を考える授業計画を立てる練習ができた。/・児童の実態に合わせた授業つくりやどのような発問が子どもたちにとって分かりやすいか等、実際に現場に行くことで知ることができた。/・学習したことが生かせたこと、できなかったことを試行錯誤しながら達成できた時の２点で満たされた時に充実感があった。/・指導案やワークシートを作ったり日記にコメントを書いたりと大変でとても疲れたがなんだかんだ楽しかった。ものすごく貴重な経験になったし、実習中に学んだことはたくさんあるので、それを将来に活かしていきたい。/・児童と直接かかわる機会を通して、それぞ

れの特性や学年等に合わせた指導方法を学ぶことができた。/・児童と触れ合う中で児童の発達に合わせた言葉選びを考えたり、児童同士または児童と教師の関係性の重要さとそれを築くための働きかけを考え実践できた。

(ウ)授業研究・指導助言

・授業実習では、多くの失敗から今後のための改善点が分かり、自分の強みと弱みの両方を理解できた。/・先生方にもたくさん助けていただきとても充実していた。/・学んだことを生かして実際に授業をし、先生からのアドバイスをいただき、また授業をやるということの繰り返しの中で毎日少しずつ成長でき

たと思う。

(エ)授業観察・参観等

・全学年、特別支援学級を観察し、雰囲気や指導の仕方を学ぶことができた。/・様々な先生の学級経営や子どもたちとの接し方を観察することができた。毎日何事においても楽しみ努めたことで成果を日々実感できた。/・特別な支援を必要としている児童への指導方法や発問に関する指導、各教科主任による指導方法の説明・見学などは、とても学ぶ事が多かった。/・様々な先生の授業をたくさん見ることができた。/・ほとんどの先生の授業を見せていただき、児童との関わり方やテクニックなど大変勉強になった。/・1～6年すべての学年の授業を参観することができて、発達段階に応じた支援・指導を見ることができたから自分の成長に大きく繋がった。/・多くの授業を参観させていただき、授業の進め方で授業中の児童との関わり方などあらゆることが私にとって新鮮で、学びとなり非常に充実していた。/・全学年，特別支援学級を観察し、雰囲気や指導の仕方を学ぶことができた。様々な先生の学級経営や子どもたちとの接し方を観察することができた。/・様々な学年、教科の授業を見学させていただき、授業作りの工夫や児童との関わり方を学ばせていただきました。/・学校の様子や教師の指導など真近で見ることができとても充実していた。

(b)「児童生徒」に関する内容

児童生徒に関する内容は、(ア) 児童生徒とのかかわり合い、(イ) 児童生徒理解、(ウ) 児童生徒との関係性等の3項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)児童生徒とのかかわり合い

・児童との関わり合いの大変さ実感しつつも、心が通じたと思えた瞬間は、それ以上に達成感があった。/・子どもたちと関わろうとする意識や姿勢は常に持ち続けていくことが大切であると実感することができた。

(イ)児童生徒理解

・生徒ができない→できるの瞬間に表情が変わるときに私自身が大きな喜びがあった。/・担当クラスと授業をするクラスが違っていたので、様々な生徒とかかわりを持つことができたので、どのような子どもがいるのか、接し方などを学べた。/・今の子どもの実態や教育現場の変化についても多く学べた。/・今までの大学生活の中で小学生と関わってこなかったので、実際に子どもたちと関わることができ、どのような状況かどのような児童がいるか知ることができとても充実した実習だった。/・向き

合い方ひとつで信頼関係の築き方に影響し、多くの先生方の子どもの接し方を間近で見たことを通じて何よりも子ども目線に立つことの重要性を理解した。/・授業も初めて子供たちに日を重ねるごとに具体的な気づきがあり、机上では学べないことを学べた。/・毎日が勉強である一方で、生徒の表情や姿勢から刺激をもらい、実習生として受け入れてくれたことへの感謝が尽きない日々でした。

(ウ)児童生徒との関係性

・新しい気づきや学びとの出会いであふれており、子ども達や先生方からたくさん励まされ充実したと感じた。/・授業外（休み時間・部活動等）活動で生徒と積極的に交流し、信頼関係を築くことができた。特に部活動で関わった生徒たちとは普段の学校生活においても良い関係性を構築できた。/・子ども達にたくさん助けられ、救われ、たくさんのものを頂きました。毎日が感動で毎日が学びでした。/・実際に授業を行い、毎日反省点が多く出たが１時間ずつ授業をすることに慣れていき、子どもたちとも信頼関係を築くことができた。/・たったの４週間だったが、生徒１人ひとりの名前、顔、頂いた言葉が忘れられない程、充実した人間関係を形成でき、信頼関係を築けた。/・生徒とたくさん関わった点や教員の良い面と悪い面を感じることができた点、教員のやりがいを実感して子供たちの成長を見守りながら自分が成長していくという関係が素敵だなと思った。/・積極的にかかわる事は最後まで難しかったが生徒全員からの嬉しいメッセージをいただき仕事とのやりがいをとても感じた。/・児童が積極的に話しかけてきてくれたり、私が行う授業でも一生懸命取り組んでくれた。/・アドバイスした児童が「先生に聞いたらできるようになった」と言ってくれた。/・「教師」という立場で初めて子供たちと関わり、授業や休み時間の中でも１週間目と４週間目では信頼関係に差があるためこどもたちの反応も変わってくると実感できた。/・児童たちに日々支えられ、授業をするときも普段の何気ない会話も助けられながら取り組めた。/・子どもたちも会ったばかりの私に興味を示してくれて私自身もすごく緊張していましたが話かけて来てくれたり一緒に遊びを行うことを通して１ヵ月間楽しくかつ様々な学びを得ることができた。

(c)「教育実習の学校や教員」に関する内容

教育実習の学校や教員に関する内容は、（ア）実習生への接し方、（イ）運営体制、（ウ）教師の姿勢等の３項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)実習生への接し方

・現職の先生方が非常に親身に相談して頂いて授業づくりや教材研究の面で充実していた。/・先生方の指導が手厚かった。親切丁寧で気にかけてくれる先生も多く、不安なことも一緒に悩んでくれたり考えてくれたり沢山のアドバイスをくれて児童にも先生方にも支えられてとても充実した実習となりました。/・担当教員の的確なアドバイスにより、学習指導や生活指導の両面でのポイントを知ることができた。/・指導教諭がとても熱心に指導してくれた。自分の時間を割いて本気で向き合ってくれたので、これ以上ない実習を送ることができたと思う。精神的にも支えていただいたので最後までやり切れた。/・指導教員をはじめ先生方に恵まれ、私自身の考えを尊重していただきながら新たな指導法等についてご指導していただけた。/・中学時代の恩師と共に実習を行えたため、中学時代との比較や変化、背景など、生徒の視点から教師としての視点でより深い職務の実態を知ることが出来た。/・生

徒の意見を引き出せず一方的な授業になったしまったことがあり、その後の授業でも上手く改善できなかった。教科担当の先生からアドバイスもいただきながら自分なりに資料等を調べ活用し、4 週目での模擬授業では、活気があり生徒たちが意見交換をしながら作っていく授業を展開することができた。/・授業をさせていただいた際には、「まずはやりたいことをやってごらん」などのように声をかけてくださり少し心に余裕を持ちながら授業を行うことができた。

(イ)運営体制

・先生方も手厚く支援してくれたので、分からないことが聞ける環境だった。/・実習校の先生方のサポートも手厚く、実際の仕事内容を体験することができ、一日一日の学ぶ内容が濃かった。/・指導要領には書かれていない学校の特色や教師の個性を知りことができた。/・講義だけでは学ぶことのできないリアルな教育現場の空気を体験することができて良かった。/・実習担当の先生はもちろんその他の先生も丁寧に指導してくださった、自分が行う授業の指導案添削やアドバイス、授業後の改善や良い点への指導が欠かさずあり、授業を行っていくうちに自分の成長を感じることができた。/・担当クラスだけでなく、全学年の児童と交流することができた。/・職員室の雰囲気が非常に良く、全職員の方々に優しくかつ暖かく迎え入れていただいた。/・見学も、担当クラス固定ではなく様々な学年、教科を見学できるようにしてくれた。授業も 10 時間以上させていただき、指導案の相談もよく乗ってくれた。そして何より教師として向き合ってくれて先生方の輪の中に入れてくれて質問もしやすく１分１秒新しい発見ばかりだった。/・授業時間を多く確保して実践の場を設けていただいたり、日誌の記入や教材研究の時間も実習時間内に含めてくださったり、自宅作業はほとんどなかった。/・先生方のサポート、生徒との関わり、指導案に費やす時間、部活動の参加、担当教員とのコミュニケーションが充実していた。/・先生たちにとても恵まれ、職員室にいやすい空気を作ってくれた。授業のことや教材のことも先生方が協力してくださり、考えやすく授業がしやすかった。/・生徒たちの受け入れてくれている雰囲気も過ごしやすかった。/・授業実践の時間を多く作ってくださり、工夫する点や内容の改善など自分に足りないものを発見する機会になったので良かった。/・実習日誌のコメントを日によって違う先生が書いてくださったので、色々な先生の教育観や授業づくりについて知ることができ、大変勉強になった。/・学校における組織的な教育の形など学校経営や教師間のつながりも感じることができた。/・実習に対する思いをみなさんが理解してくださりたくさんの指導とサポートをしていただいた。/・積極的で明るく優しい児童たちであふれており、授業内外でたくさんの学びを得ることができた。/・教員の皆様にも多くの励ましの言葉をかけたいただきとてもうれしく背中を押された。/・実習先の環境が整っており、たくさんの先生方から色々な視点からご指導いただいた。/・現場の先生方の指導や授業の内容、細かい工夫、注意している点などを見たり聞いたりし、今後の授業実践や改善で参考にしたいものが多く得られた。/・校長先生や指導教諭の方だけでなく、すべての先生が熱心にしどうしてくださったり、明るく優しき他愛のない話をしてくださったり、と温かい雰囲気をつくってくださった。/・授業作りにおいて、先生方の手厚いサポートのおかげで、「教材研究→実践→反省→修正」以上がスムーズにできた。/・実習校のみなさんが私に対してアドバイスや雑談などを積極的にしてくださり、すごく温かみを感じました。/・おいそがしい中私に時間を割いてくださりとても恵まれた環境で実習を行うことができた。/・始まったばかりの頃は、何をすればよいの

か分からなかったが、現場の先生方が丁寧に指導してくださり緊張がほぐれた。/・学校の教育課程や授業、児童の実態について丁寧な指導がいただけた。

(ウ)教師の姿勢

・大学の教員養成の講義を受けていて教員の大変さを学んだが、放課後や休日まで子供たちのことを考えている先生方の熱さを知って、私には無理そうだなと思いつつ、教師になる勇気がわいてきた。/・生徒の授業に向き合う熱量の変化を感じることが出来たため専門科目だけでなく、他教科・管理職の先生方も自分と関わっていただき指導を受けることができた。/・先生方の児童に対する熱意に感動を受け、自分の児童のために全力で向き合いたいと思いました、自分が必死で児童を向き合えた時間は充実していた。

(d)教員の仕事や業務に関する内容

教員の仕事や業務に関する内容は、(ア) 教師の仕事、(イ) 学校現場の現状等の２項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)教師の仕事

・授業をすることだけが教師の仕事はなく、担任業務や行事への参加など生徒と関わるという観点から成長を見届けること、人生の一部に関わることができるなど忙しくはあったが、その先に楽しさや喜びがあったことから学校での生活というものが充実していた。/・楽しいことだけではなかった。実際の教師としての生活を少しずつながら経験することができ、生徒との関わりなどにおいてもおもしろさと難しさを感じることができた。/・夜遅くまで悩んで考えたことが結果として実った時、今の自分の実力を知ることができる良い機会になった

(イ)学校現場の現状

・困難などに直面した際の対応力や社会現場の雰囲気、また、教育現場のあり方などを深く知ることができた。/・教員としての学校生活がよく分かった。教員同士のチームワークやコミュニティーを感じることができた。子どもたちと授業を作ることが体験できた。/・毎日が想像できないことの繰り返しで対応するために試行錯誤している瞬間が充実していると感じた。

(e)教育活動に関する内容

教育活動に関する内容は、(ア) 行事、(イ) 学級経営、(ウ) 地域連携等の３項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)行事

・演劇鑑賞や持久走大会などの行事や運営に携わることができた。/・学校行事に携わることができた点が充実していた。

(イ)学級経営

・学級経営の大切さや子どもたちの授業への姿勢など、学校の実態がよくわかった。

(ウ)地域連携

・実習を通して地域の方々と関わる機会もあり、様々な出来事を生徒、教員の両方の視点で捉えながら

実習出来た点も充実していた。/・地域連携や全体活動やその他諸活動のリアルを知る事ができた。

②事前指導が教育実習に生かされたことに対する学生の回答結果

(a)事前指導が生かされた記述内容

事前指導が生かされた内容は、（ア）指導方法、（イ）教師としての自覚、（ウ）実習へ向かう自信・意欲等の３項目に整理できました。項目ごとの内容は次の通りです。

(ア)指導方法

模擬授業/授業計画/授業組み立ての留意点/指導案作成/授業展開/指導案の目標設定・授業時間の工夫/指導案構成/日誌の書き方/美しい板書の仕方/ＩＣＴ活用/デジタル教材/自己紹介の方法/学びのペース/略案の作り方/授業改善のポイント/児童とのかかわり方/文字の大きさや書き方/板書計画の仕方/時間配分や授業の流れ/具体的携行物/個と全体への指導の仕方/指示の出し方/生徒目線と教師目線での考え方/ペアやグループの作り方/指示・説明の仕方/生徒の運動量/教材研究/指導要領の読み込み/児童生徒への応答の仕方

(イ)教師としての自覚

謙虚な姿勢をみせる/実習に臨む心構え/教師としての視野の広さ/先輩方の助言/教師としての振る舞いや態度/危機管理上の心構え/礼儀/感謝の心/実習中の注意点/実習で学ぶべきもの/お礼状の書き方/挨拶・謙虚さを忘れずに/毅然とした態度の大切さ

(ウ)実習へ向かう自信･意欲

謙虚な姿勢で臨めた/苦手な部分や改善点に気づけた/他のクラスの生徒の助言/授業をしたり見たりする機会/先輩方の実体験報告/模擬授業での賞賛/他の生徒の模擬授業参観/事前準備の持ち方/訪問できなくとも、動画記録による助言/実習記録の読み返し/実習中の大学教官によるこまめな連絡・相談/急な問題に対する実習指導室の手厚い対応/実習中に大学対応の迅速さを褒められた/実習中に大学の先生が来てくれるだけで安心感がある/共有できるもう一人の実習生の存在

(b)事前指導が生かされない記述内容

事前指導が生かされない内容は、（ア）指導方法の１項目に整理できました。内容は次の通りです。

(ア)指導方法

グループでの模擬授業と一人での実習指導のズレ/模擬授業の学生相手と実習の児童相手の対応の仕方/模擬授業での臨機応変な対応能力の難しさ/生徒指導面の難しさ/実践的な学びの不十分さ/道徳の授業の難しさ/既習学習の復習中心の講義/留意点に触れたが、実際に起きた事例からの対処法やダメな事に関する知識/大学での教育法も大切だが、生きるケースは少ない/実際の授業と模擬授業の全くの違いや進め方/模擬授業と授業実践における児童反応の大きな違い/模擬授業でのフィードバックの有無

(c)事前指導でもっと学びたかった内容

ＩＣＴ教材の使い方/指導案の書き方/指導書の見方や使い方/教科授業外での生徒とのかかわり方/ロイロ・ノートなどタブレット学習/デジタル教科書の効果的活用/実習記録の書き方/大学の指導案形式

ではなく、学校現場の指導案の書き方/避難訓練などの安全指導/一般的な教員研修の在り方

③教育実習全体を通して良かった点

(a)良かった点

自分が生徒の時は知れなかった教師の大変さを知れた。/実習に行って実際の教育現場を知れたので、とても有意義な時間を過ごせました。/自分の担当するクラスの他に他学年の授業を参観することができたため学年によっての対応の違いを学ぶことが出来て良かった。/楽しいだけでなく大変な事も経験し学校や教員の実態を知ることができた。/校外学習の引率や就学児検診の保護者の誘導等、教育実習ではできない経験ができた。/なれない環境での作業だったので現場の先生方が優しくて助かった。/指示や質問、相談などで良く対応してくださった。/学校行事（文化祭・中間テスト）と重なっていたため、行事運営に関して、教師の動きや学級の様子、テスト時の授業の行い方、テスト返しの際の注意点など様々なことを学ぶことができて良かった。/土曜授業の地域貢献体験活動のおかげで生徒との距離が縮まった。/事前指導、オリエンテーション、実習までの職員の説明が分かりやすかったのでスムーズに行えた。/教員が大変な中でどのように時間を有効活用しているかを知ることができた。/学習指導のポイントや留意点を知れたとともに自分の癖や改善点を見つけることができた。児童との関わり方（業間・給食等）を知り、今の小学生はどんな会話をしているのか抱えている問題とそれに向けての対応を学ぶことができた。/分かりやすい説明や言葉遣いなどの簡潔かつ的確さの大切さを学ぶことができた。/「挨拶・謙虚さ」を忘れずにいることの大切さを改めて実感した。/参観をいつでも快く受け入れて下さったので、多くの授業を見ることができた。/小規模校だったこともあり、全員を関わることができ、とても貴重な経験をさせていただきました。/親身に相談に乗ってくれた。/児童の反応を予測しても想定外の答えが返ってくることが少なくないため、教員として教壇に立つ際の臨機応変な対応の重要性を身を持って体験できたことが良い学びだった。/初任者研修に参加したり授業研究などにも参加し、貴重な体験をすることが出来て良かった。/授業をする難しさや楽しさを実感すると共に、回を重ねていくと少しずつ慣れてきて自分がやりたい授業を行えるようになって行けたところが良かった。/現場で働く先生の良いところは積極的に吸収していくことができた。/教員になりたいという気持ちの再確認ができた。/授業をさせていただき自身のいたらない点を知り事ができ、これからやるべき事が改善点を見つけることができた。/教師になりたい気持ちがより一層強くなった。/実際の教育現場にて児童のことや教育課程のこと、教師の仕事内容から保護者対応までさまざまなことを学ぶことができた。/ちょうど運動会練習の始めから当日まで見届けられたことで児童の成長や達成感も感じられてよかった。/学校（教育）現場の雰囲気を感じることができた。/自分に向いているか向いていないのか考えることができた。/大学へ担当教員が熱心に相談を聞いてくださった。/目の前の児童に向き合ったことで初めて中身のある指導案を先生方と作りあげることができた/授業における学級経営の大切さやこまめな環境整備の重要性を実際に体験する形で学べた。/ICT の活用が進んでいて ICT 教育の課題や効果等の現状を知ることができた。/ゼミの先生にきていただけたのは安心感がある良かった。/急な問題に対する実習指導室の対応が手厚く安心して充実な実習を行えた。/様々な教科を拝見し、保健体育を他の教科の違いを体験的に学ぶことができた。/教育実習を行うにあたって、ガイダンスが行われ、その中で何をすべきか資料を作っていただいたり、丁寧に説明していただいたりと多くのサポート面が充実していた。/合奏コンク

ールや文化祭など様々なイベントが重なっていたため通常の指導に加えあらゆる方向から生徒との関わりを持つことが出来た。

（b）できれば、改善を希望する点

正直、実習校 1 人だったので少し不安がありました。県外なので担当の大学の先生に訪問していただくのは難しいと思いますが、電話していただいた際に少し話す時間が欲しかったです。やはり知っている大学の先生と話すと落ち着けるところがあるのかなと思いました。/観察参加実習に参加したかった。教育現場の現在の状況を実習開始から学ぶことになり、前もって準備や気持ちの整理ができなかった。/ICT 教材の使い方を事前に大学で学びたかった。/事前指導の段階で指導案の書き方や指導書の見方、使い方などを徹底して教えてほしかったです。特に英語教育専攻の講義では、他専攻での講義と比較してより良い指導案を書くための手立てが少し薄いと感じています。/ロイロ・ノートなど、言葉自体は聞いたことがある、ICT を活用した学び方でると知っててはいたが思っていた以上に ICT 教育が進んでいたので、タブレット学習についてもう少し事前に知識として持っておくべきだ。/ICT の使い方には様々な工夫ができるため実際にやってみないと分からないことだらけだと感じた。可能であれば、大学の講義内でデジタル教科書等の ICT を自由に体験・経験しておきたいと思った。/指導案も書式が大学と小学校側でちがうので、前もって小学校側の指導案の書式で一度書いてみたかった。/事前指導でリアルなところを学びたい（記録の書き方、持ち物、スケジュール、挨拶など）/大学の先生が訪問してくださった際、学生と連絡を取って授業を行う時間に来ていただければアドバイスも受けられるのではないかと感じた。/実習記録を毎日記録するため、手書きではなくパソコンで入力したものをプリントしていく方が効率的だと思った。/大学で教えてもらう以上に ICT が活用されていたのでもっと事前に学びたかった。/事前指導で避難訓練の一般的な用紙や対応を教えてほしかった。/研究授業に担当の先生が来られない場合には、動画記録を残すということを指示して先生からのご評価をいただければ成長に繋がると思った。/大学の授業における「指導要領の解説、指導案の作成（各自治体に寄り添ったもの）、模擬授業の実践の機会を強化していけば実習を行う自信や経験値につながると感じるため、これからの実習生にはぜひとも行ってほしいと思った。/実習先に家族が勤務していたため、とてもやりずらかった。次年度の学生には、母校実習でも変更した方が良いと思った。

(c)自らの改善点

30 名以上いたクラスの児童一人一人の理解度を把握しつつ授業を行うことができなかった。/一人一人進捗等に違いがあるのは分かっていたものの、分からない子への指導、既にやることを終えている子への指導など臨機応変に動くことができなかった。/もっと積極的に動ける場面があったのではないかと思う。(担任の先生以外の先生、他学年の先生と話す等) 何かの機会で実習校とまた関われたら良いなと思った。/授業の組み方が少し難しかった。もっと学んでおくべきだった。/実際に授業をやってみてもっと児童の反応を予想しておくべきだったと思った。/実習記録は非常に勉強になったり振り返る事ができ良いと感じた。加えて、PDF や Word ファイルを使って打ち込み→印刷→提出ができると指導教諭、実習生にとって利便性が上がると感じた。

2 教育実習関連学習の振り返り

ここでは、入学時の「学校の教員になりたい」という気持ちに焦点をあて、２年次の観察参加学習、スクールサポート、３年次の教育実習等の体験学習を経た教職キャリア形成を時系列的にみていく。

(1)アンケート結果(一覧)

表2　令和4年度「教育実習関連学習」(3年次)実習生アンケート結果

設問	選択肢	2022年度 人数(名)	2022年度 割合(%)
【質問 1】 入学時の「学校の教員になりたい」と思う気持ちについてお答えください。	とても思っている	126	51.0%
	少し思っている	90	36.4%
	あまり思っていない	22	8.9%
	まったく思っていない	6	2.4%
	無回答	3	1.2%
	小　計	247	100.0%
【質問 2】 「観察参加実習」を終えた時点を振り返って「学校の教員になりたい」と思う気持ちについてお答えください。	とてもそう思っていた	新型コロナウイルス感染症拡大により中止	
	少しそう思っていた		
	あまりそう思っていなかった		
	まったくそう思っていなかった		
	無回答		
	小　計		
【質問 3】 2年次の「スクールサポート」を終えた時点を振り返って「学校の教員になりたい」と思う気持ちについてお答えください。	とてもそう思っていた	39	38.6%
	少しそう思っていた	46	45.5%
	あまりそう思っていなかった	9	8.9%
	まったくそう思っていなかった	4	4.0%
	無回答	3	3.0%
	小　計	101※	100.0%
【質問 4】 教育実習を終えて「学校の教員になりたい」と思う気持ちについてお答えください。	とてもそう思っている	160	64.8%
	少しそう思っている	50	20.2%
	あまりそう思っていない	28	11.3%
	まったくそう思っていない	5	2.0%
	無回答	4	1.6%
	小　計	247	100.1%
※スクールサポートは、希望者のみ参加			

(2)「教育実習終了時点での教職志望」に対する学生の回答結果

① 教職志望の上昇に関する記述内容

教育実習における教職キャリア形成を高める契機としては、(a)子どもとのかかわり、(b)教師の指導態度、(c)教職の魅力・やりがい、(d)教師像の明確化、(e) 教師と子どもとのかかわりの５項目が挙げられ、教育実習外は（ｆ）その他とした。

(a)子どもとのかかわり

・児童の成長を見ることの喜びやうれしさを感じたいから/・実際に子どもと関わって思いが強くなったから/・子どもたちと接して児童の元気や笑顔が頑張ろうと思える原動力となったことを実感したから/・実際に子どもたちと触れ合い、大変なことも多かったが、たくさんの子供たちの成長を近くで見たい、できることをしたいと思うようになったから/・子供の成長をサポートしたいから。/・子供たちに先生になってね、と応援をもらいならざるを得ないなと覚悟が決まったから/・子供たちと実際に会って話してよりなりたいと思ったから/・子供と共に成長していくことの楽しさを実感したから/・ブラックと認識していたが子どもと関わることが楽しかったから/・スクールサポートと短時間かつ交流がほとんどない活動とは違い、児童とは遊んだり学習したりして充実した時間を過ごせたから/・実習前は不安であったが、実習を通して子供からパワーをもらったから/・児童と楽しく話したり授業を共に作り上げていった経験が教員になりたいと思う気持ちを強くしたから/・児童の前に立ち、教師としての日々を送ることで気持ちが高まり、覚悟も決まったから/・授業をしたりけんかの仲裁したり大変でしたが、それ以上に子ども達が「授業楽しい」と言ってくれたこと、慕ってくれる姿を見て感じた喜びの方が大きくなったから/ ・「子どもたちの笑顔を守りたい」「成長に寄り添いたい」といった思いが強くなったから/実習中、「授業が楽しかったです」「先生の教え方が分かりやすかったです」と言ってくれる子どもたちがいた。教員としてまだまだ未熟な私にこれほど暖かい言葉をかけてくれる子どもたちは、本当にかわいらしく、ありがたい存在であると認識するとともにしっかりとした教育を行なっていく義務があると感じたから/・生徒たちの輝いている表情や行動を見て、1人でも多くの子どもたちの夢や希望を叶えるための手伝いをしてあがられる大人の 1 人でありたいと強く思ったから/・生徒に感謝される喜びを身をもって経験し、より一層生徒の将来について関わる教員になりたいと思うようになったから/・とても楽しく充実していた。実際の現場に立った時のやりがいや生徒と関わることの楽しさを実感することができた。実習生では得ることの出来ない３年間という時間を通して少しずつ信頼関係を築いていくことの良さを教員になったうえで身をもって体験したいと思ったから/・児童という関わることが楽しく実習を終えたことで自信がついたから/・児童たちと関わることの楽しさや授業を行って児童が理解してくれることのやりがいを感じることができたから/・自分の指導による生徒の変化を実感することが出来たから/・生徒のために授業を準備、工夫することに楽しさを感じたから/・生徒たちから「わかりやすかった」などと自信の授業を肯定してくれる意見をいただき、そこにやりがいを少し感じたから

(b)教師とのかかわり

・担当教員に恵まれ教員へのあこがれの気持ちがまた生まれたから/・指導教員方手厚いサポートを受けたり、先生方や生徒からの激励があって大変なこともあったがやりがいを感じたから/・先生への憧れや尊敬が強まったりしたため教員になりたい気持ちが高まったから/・先生方の指導の的確さに感銘を

受けたから

(c)教職の魅力・やりがい

・教員の仕事にやりがいを感じ、子どもが自分から幸せになる力を身につけられるよう支援したいと思ったから/・小学校と実際にふれあうことでリアルな小学校生活をみることができ、より教師になりたいと思ったから/・教育実習で教員として働く楽しさを知ったから/・実際に授業や関わる中で教員の仕事にやりがいを感じたから/・教員の仕事にやりがいや楽しさを感じたから/・やりがい、将来像がよりクリアになったから/・何よりも教壇に立つ自分というのが誇らしく心から“先生”と呼ばれることが嬉しかった。教師という役が私自身とうまくかみ合いそうな感覚があったから/・不安な気持ちが大きかったがやりがいを感じることができ楽しかった。発見や改善ができる仕事だと思ったたのしかったから/・1カ月間教師の生活を経験していく中で肉体的疲労、精神的疲労を感じながらも生徒のためにこんなにも頑張ろうと思えることが素晴らしいものだと感じ「やりがい」を肌で感じれた 1 カ月間だったから/・何かを子どもたちに教えることは楽しいと授業をしていて感じたから/・実際に生徒と関わることで、生徒の「分かった」「できた」に直接関わることができ、授業を考える時から「楽しい」という感情を持って取り組むことができた。辛いよりも楽しいという思いが強かったので、教員にはやりがいがあり、自分もなりたいと思う気持ちが強くなったから

(d)教師像の明確化

・実際の現場に行って、将来のビジョンがより明確になったから/・ボランティアや大学での学びを通して大変でありながらも教師のやりがいや魅力を感じ、自分の将来なりたい教員像も見えたから/教員になる姿が具体的にイメージでき、教員になりたい気持ちが高くなったから/・こども達と関わる楽しさや教師の大変さを実感し理想の教師像が見つかったので改めて教員を目指したいと思ったから/・入学時は強い教員への憧れがあり、教員志望の気持ちが強かったが、２～３年前期頃は他の職に憧れたが、実習により再び教師になりたい気持ちが高まったから

(e)教師と子どもとのかかわり

・長時間児童と関わったり先生方に優しさを感じたりする中で自分も仕事としてやってみたいと感じたから/・先生方とお話したり児童のみなさんと触れ合ったりする中で小学校教諭の指導者の魅力をさらに感じたから/・実習前は教員ではない道に進もうと思っていたが、実習では先生方が優しく、また児童も素直で楽しく終えることができ、教員になりたいと思う気持ちが高くなったから/・入学時はある程度教員になりたいという気持ちがあったが、段々とその気持ちが薄れていった。しかし教育実習を終えて子どもたちと触れ合い、他の教員の方と話すうちに教員の魅力に気づくことができたためなりたいという気持ちが再燃したから

(f) その他

・入学当初は、教員になりたいという気持ちよりも自分が好きなスポーツのことについて学びたいという気持ちが強かった。しかし、教員のことについて学んでいく中で、学校教員としてスポーツの魅力を子どもたちに教えることにも楽しさがあるのではないかと考え教員という道もあるのではないかと感じたから/・学童でアルバイトをして先生になりたいと強く感じたから

② 教職志望の低下に関する記述内容

教育実習における教職キャリア形成を低下させる契機としては、(a)教師の仕事への不安、(b)授業行為や子どもとのかかわりへの不安、(c)能力不足の自覚等３項目が挙げられ、教育実習外は（d）その他とした。

(a)学校や教師の仕事への不安

・先生という職業のブラックを目の当たりにしたから/・自分の力が現場で成長するのをとても感じたが、その分不安も大きく感じたから/・先生方の仕事など様々な側面を真近で見て、自分には出来なそうだなと自信を無くした。子供が好きだから教師になりたかったが、教員として関わるのとは少し違うなと自分の中でギャップがあったから/・教員の多忙さや生活スケジュール等を聞いた際に、自分のもう１つの夢との両立が厳しいのではないかと思ったから/実際の現場を知ったから/・教育現場を実際に見て、自分にできるのだろうかとの不安な気持ちが大きくなったから/・教員の仕事の量や大変さを知って自分が務まるのか不安になったから/・やりがいや楽しさは感じたが、自分が教員になった時にその仕事が勤まるか不安になったから/・労働時間や拘束時間の長さを知り、やっていけるか不安になったから/・子どもたちと向き合う楽しさは体験できたが、それ以上に仕事量の多さを実感してしまったから

(b)授業行為や子どもとのかかわりへの不安

・実際に教員として行った授業や子どもに関わったりする中で向いていないなと思った/・自身が教員として学級経営や授業等を運営できる自信を失ったから

(c)能力不足の自覚

・中学校のころから自分の将来の夢が教師であったため、入学時では学校の教員になりたい気持ちがあった。しかし、教育実習中、生徒たちと交する時間や授業を行う時間は充実していて楽しかったが、勉強不足ということもあるが自分にとって苦しくあることが多々あったから

(d)その他

・やりがいを感じられて楽しい実習で学ぶこともたくさんあったが、１年次の遠隔授業によって多くの実技の授業を実際に学ぶことが出来ず少し自信を失くしてしまったから

③ 教職志望の変化なしに関する記述内容

教育実習における教職キャリア形成に変化なしの契機としては、負の契機は(a)教師の仕事への不安、(b)子どもとのかかわりへの不安、(c)能力不足の自覚等の３項目、正の契機は（d）教職への覚悟・自覚の１項目が挙げられた。

(a)教師の仕事への不安

・意欲はあるが未だに教師になれるだろうか、自分にできるだろうかという不安があるから/・実習は楽しかったが大変で教員でやっていく自信がないから/・意欲はあるが未だに教師になれるだろうか、自分にできるだろうかという不安があるから/・自分の力が現場で成長するのをとても感じたが、その分不安も感じたから/・先生方の仕事量と時間が見合っていないと感じたから/・児童の喜ぶ姿や頑張っている姿を見たりその手助けができる良さも感じているが、先生方の仕事量（一部）を見てこなしていけるか不安に思ったから

(b)授業や子どもとのかかわりへの不安

・児童にむけての授業は難しいと感じた。また子どもと関わるだけでなく、教員の多くの仕事をこなしていけるか不安になったから/・児童にも先生方にも恵まれ、自分が成長したのを実感できたが、子どもへの恐怖心や授業がうまくいかない劣等感が変わらず自分の中にあったから

(c)能力不足の自覚

・自分に適性を感じなかったから

(d)教職への覚悟・自覚

・将来の仕事として、教員になる必要性を当初から抱いており、その気持ちが変わらなかった/・２年次では子供たちが楽しく学習できるような授業を行える教員になりたいと思っていた。実習後は、その気持ちがより強くなり、教員になることを目標に頑張るという点において変化がない/・小さいころから教員になりたいと思っていた。教員になるという夢しか持ったことがなく、実習後も思いは変わらず絶対に教員になりたいと思っている/・もっと研鑽を重ね、子どもたちを正しく導くことができる教員になりたいと思った/・大変であることの方が多かったが、それと共に得られたもの、学びが自分にとってプラスになった。実習中に感じられた生徒の成長なども感動するものであった/・実習を終えたことで、教員として活動する上での向いている点や課題点などが明らかになり、今後の見通しが持てた。また、「もっとこうすれば良かった」というようなこともいくつか思いついた/・子どもと一緒に何かをすることが本当に楽しかったし、子どもと楽しんでいる時の自分がすごく好きだから/・改めて魅力を感じた。充実した実習を通してしっかりと自分と向き合うことができた/・改めて自分に向いている・頑張れると思えた/・授業力を高める、児童に教えるだけでなく、自分自身が学び続ける人でありたいと思った/・毎日児童と関わることができる幸せ、１番感じた良さを忘れず夢をかなえられるようしっかり頑張りたいと思った。

Ⅳ　教育実習カリキュラムの充実に向けて

本学の教育実習は、栃木県教育委員会をはじめとする各県市町村教育委員会との緊密な連携の下、「本学が求める学生像」という教育理念を各県市町村教育委員会と学校現場、そして本学が共通理解して各県で集中的に展開してきました。ここでは、2022 年度の母校実習という「地域密接型」の教員養成の中核である体系的教育実習活動の成果及びそれを踏まえた今後の展望を述べることにします。

1　大学－学校現場往還型カリキュラムについて

前述の表２の令和４年度「教育実習関連学習」実習生アンケート結果より、教員養成学部として教職キャリア形成（教職アイデンティティ）の必要性を強く実感しています。教師という職業は、幅広い経験と人間関係形成能力、心豊かで明るい人間性が強く求められます。その意味から、本学は早期からの教職適性を自覚し、さまざまな教育現実とのかかわり、課題意識をもった教育実践と大学講義との統合、自らの課題を自覚した４年間の意欲的な学び等の具現化等を図っています。

2　体系的教育実習カリキュラムの実践過程にについて

教育実習を中核にしたカリキュラムは、２年次から４年次までの教育実習を体系的に位置づけてい

ます。とくに３・４年次では、教職専門や教科専門を背景に初等教育実習と中等教育実習を合わせて７週間～８週間の「本実習（教育実習Ⅰ・Ⅱ）」を行っています。今年度は、24 都道府県 379 校の協力を得て、きめ細やかな指導体制を確立することができました。２年次の観察参加実習、３・４年次の本実習（教育実習Ⅰ・Ⅱ）、そして２年次から４までのスクールサポートの教育現場体験です。本実習では、教育実習事前事後指導、教育実習直前カイダンス、研究授業に関わる学部教員の実習校訪問、教育実習連絡協議会、学部の全教員参加型の協働体制で行っています。

3 教育実習実践の評価･分析からみえてくるもの

今年度は、３年次実習生を対象に、実習状況や体系的教育実習カリキュラム評価のために、実習後のアンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート調査と実習状況を総合的に分析した結果について述べます。前述の表１の教育実習Ⅰ・Ⅱに関する学生へのアンケート調査結果（有効回答者数 247 名）で、質問１の数値「大変充実」と「概ね充実」を合計した割合は、「98.0%」です。また、充実していた点に関する学生の記述内容をカテゴリー化して、多い順から５項目を列挙してみると、「運営体制」「指導技術」「児童生徒との関係性」「実習生への接し方」「児童生徒理解」などが上位を占め、教育実習Ⅰ・Ⅱを通して、「教育実習生」としての自己理解を深め、教職キャリア形成を主体的に図っていると推察できます。また、別な角度から上位記述の「運営体制」や「指導技術」の内容をみると、教育実習を「多忙の何物でもない」とバッサリ切り捨てるのではなく、「未来の子どもたちの教育を担う後輩を育てているんだ」という温かな気概をもって実習生を受け入れいる学校組織集団の持っているパーソナリティの豊かさを基底にした「同僚性」や「協働性」の追求意欲の高さが読み取れます。また、今日の厳しい社会状況のなかでも、校長のリーダーシップの下、この教育実習を学校の同僚性や協働性を高め、組織の活性化を図る学校改善の一助と位置付け、ポジティブな組織文化を構築すべく努力している学校集団の存在を確認することができました。改めまして、各教育実習校の諸先生方の多大なご協力と深いご理解に対してお礼を申し上げます。

4 教員の育成につなげる教育実習に向けて

信頼される学校とは、信頼される教員によって確かな指導が行われ、それによって子どもたちが力を付け、夢や希望を持って生き生きと活動している学校です。そして、この信頼される教員となるためには、常に自己を振り返り、他から吸収し、次の取組につなげようとする意欲と実践力が不可欠です。学生たちは、これまでの生活の中で、必ずどこかで「意味ある他者(significant others)」としての「いい先生」に出会っています。そしてそれが、自分の目指す理想的な教師像の一部となっていることが多いです。そう考えると、次の代の「いい先生」を育てるためには、学生たちに直にかかわる我々大学教員と現場の先生方が、いかに教職への情熱を持ち、専門職としての力量を具え、人間としての魅力を持ち合わせているか、ということになります。また、教育実習の４週間は、緊張の繰り返しの中で、授業づくりを中心とした課題と向き合っているうちに過ぎていきます。その短い期間の中でも、いかに教員という職業の魅力を感じさせることができるか、このことこそ、理想の教師像を持って教壇に立とうとしている学生たちへの先輩教員としての責務であると思われます。

学校現場は即戦力となる人材を求めています。新規採用者であっても、直面するさまざまな学校課題に向き合い、教員集団の一員として信頼される学校づくりの一翼を担わなければなりません。教育実習は、教員としての確かな力を身に付けるための大事なスタートです。現場にいる「いい先生」から多くを学んでほしいです。

5 学校現場からの信頼を得るために

大学教員がどんなに一生懸命に教育を行ったとしても、それを受ける学生が同じように、一生懸命に学習しない限りは、質の保証にはつながりません。それを実現するためには、まず学生に信頼される大学教員である必要があります。そういう点で、本学部の教育実習は全教員参加、そして研究授業でなくても多くの教員が実習の様子をみに行くという、教員一人一人が学生一人一人を丁寧に、そして大切に思っているということを伝えていくことで、多くの学生が教員側の熱意を感じ、「頑張らなければ」という意識を持って主体的に学んでいるように思います。大学教員から温かいまなざしを注がれる、見守ってくれる存在ということが伝われば、学生たちはそれに応えて一生懸命取り組むはずです。

学生を育てるためには、教育委員会、学校現場との密接な連携が欠かせません。特に学校現場では、多忙な状況のなか、本学以外からもたくさんの教育実習生を受け入れており、実習生を指導してくださる先生方にとっては、「忙しいのにどうしてこんなボランティアをやらなければならないのか」というのが本音であると思います。それを承知のうえで、学生に対して一生懸命に指導していただくためには、我々大学教員一人一人が、教育委員会と学校現場から信頼されているということが大前提となります。「本気で学生たちを育てているな」「学校任せではないんだな」と認めてもらうためには、教育実習での主体的な取り組みはもちろんのこと、学生たちの取組や我々大学教員の教育実践を、大学から学校現場に向けて発信していくことも重要です。今後は教職支援センターを中心に学校現場ですぐに役立つ情報や国の教育政策の動向、県内外の先進的な取組など、本学教員の専門に関わる部分で、研究から一歩外れたところから学校現場、学校教育をみて有効だと思えるような情報をまとめ県内外の公立の小・中・高校に配布していきます。また、無料で公開講座を開設し、学校の先生方の興味・関心の高い分野について学んでいただく機会も設けていきます。そこには学部教員も参加してもらい、最新の教育情報を伝えていくなど、学校現場となるべく互恵関係が築けるような取り組みも行っていくつもりです。

学生に対しては、３年次の教育実習に向けて、一人一人の教職アイデンティティーを高めていくよう意識づけを行っていきます。例えば、学生たちの教育実習は、教育実習委員会を中心に学部全教員の協力による計り知れない事前準備の苦労があることを、学生一人一人に必ず伝えるようにしています。「とにかく先生になりたいんだ」という強い意志を３年かけて育ていくつもりです。やる気のある学生を学校現場に送り込めるかどうか、それが学校現場との連携を築くうえで一番のポイントとなります。逆に、意欲がない、先生になりたいわけではないというような学生を送り込んでしまうと、そこで一気に信頼関係が崩れてしまうことにもなりかねません。このように、大学教員と学生の両方に自律的、主体的な学びがあり、それが連動していかなければ、教育の質保証は難しいと考えます。

（文責：黒羽正見）

教職支援室の取組を振り返って

はじめに

本学は、令和４年４月に教職支援センターが設置され、教職支援室を中心に学生のニーズや適性の把握に基づいた積極的に寄り添った教職キャリア支援を組織的に行ってきました。

とりわけ、３年次後期より定期的なガイダンスやセミナーを行い、進路や教職・教員採用試験等に関する具体的な指導や支援の機会を確保して、教職に対する意欲喚起や教職への理解を深めてきました。また、「学内情報システム」や掲示板により、年間を通した教職ガイダンスや教職セミナーによる過去問分析・筆記試験対策、論作文対策、実技・実演対策、面接系の対策等、試験分野ごとの相談や指導も行ってきました。さらに、関東・東北エリア（栃木・茨城・埼玉・神奈川・福島・山形・岩手等）の自治体による学内説明会や上越教育大学・宇都宮大学・茨城大学等の教職大学院や特別支援専攻科の進路説明会を開催するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制を構築してきています。そして、センター内の学生のための自学フロアに教職関係の文献や指導書・教材、教員採用試験対策の問題集や教育新聞・教育雑誌などを用意し、教材研究や教育実習の準備、教員採用試験対策等において、最新の情報を学生がいつでも必要に応じて利用できるように、継続的に教職に対する自覚と責任、意欲喚起の指導を図ってきました。本報告では、学生一人一人に積極的に寄り添った丁寧な支援活動の一端を紹介します。

教職意欲の喚起を促す掲示板

各県教員採用試験情報管理

学生たちの学び合いで活気づく自学フロア

この書類を見たらすぐにやることがあります

小中高（特支）教員への就職志望者は
① 記入して提出する書類があります。
② 中を熟読して３年生に向けた準備をしてください。

白鷗大学
教職支援室
TEL 0285-22-0055 ← 登録

教員（小中高特）を目指す新３年生へ

教職支援室　2023 年 1 月

今年の新４年生までは７月～９月が公立学校教員採用試験でしたが、次回から試験日程が早まる見込みなので、例年夏休み前に配布していた今回の資料を、春休み前に配布します。今後は、教職支援室の情報やセミナーを利用して自分の進路決定にいかしてください。これは教員への「就職活動」です。受け身でなく自主・自律・自立で向き合ってください。

教員就職志望の３年生がすぐやること

① 教採登録票２月８日までに教職支援室へ提出

② 次の設定や登録
- 教職支援室 Twitter を見られるようにしてください。
- Teams →「教採セミナー」チームへ参加登録
- 教職支援室電話番号登録　0285-22-0055

教職支援室にあるもの/利用方法

① 教員採用試験を知り尽くしたアドバイザーの先生方の支援力
② 先輩たちの受験レポートファイル（受験のリアル・持出禁止・閲覧のみ）
③ 文科省検定教科書　教採のためだけのモノ　（教採模擬授業に貸出）
④ 過去問集　最新版は貸出不可。自分で購入のこと。

利用の仕方

① 教採セミナー
　教採に向けての講座を 10 月からスタートします。Twitter と Teams を毎週確認してください。予約は全て Teams から。
② 進路相談　　来室してください。
③ ガイダンス　2 月 8 日まで提出「教採登録票」※教員への就職志望者のみ必須
　12 月頃　対面「先輩の話を聞く会／12 月登録」
　1 月頃　対面「大学推薦ガイダンス／希望者のみ」
　　対面「新４年生向け年度始めガイダンス」
　4 月初頃　視聴「出願ガイダンス／4 月登録」
　6 月末頃　視聴「試験直前ガイダンス／受験層」
　10 月末頃　視聴「臨採ガイダンス」

この春休み中にやること

① 図書の購入・準備
- 学習指導要領解説総則編　文科省　¥300 程度
- 生徒指導提要　文科省　ダウンロードして端末で持つ。
- ○○県過去問集　共同出版　教職一般　専門　各¥1,500 程度
- 要点理解（赤）演習問題（青）時事通信社　各¥1,500 程度

　※この(赤)(青)シリーズの「教職教養」はセミナーでも使用します。
　「一般教養」「小学校全科」（赤）(青)
　　中高「社会」「英語」「保体」は(紫)で、参考書と問題集の一体型です。

② 過去問などをやり始めて自分の弱い分野をつかむ。

③ 中高の教科書等から　苦手な分野を学び直す。

３年生になったら

① まずは教育実習に全力を。その結果を自己分析につなげる。
② 教職支援室に一度来てみる。４年生教採セミナーに参加してみる。そして、Twitter を見る、Teams の活用方法を理解する。
③ 筆記試験の自学スタート。やることがいっぱいあることに気づく。
　学習指導要領／生徒指導提要　を熟読し教員の仕事の本質を理解する。
④ ガイダンスで先輩の話を生で聞く。同じ県のネットワークを作る。
⑤ 過去問から見た自分の不得意分野や、作文、実技などの時間のかかるモノから、練習・演習を始める。

今回から４年生になったらすぐに１次試験があるかも知れません。できることを早め早めに進めてください。不明点は聞きに来てください。

- １年を通して教職支援室は皆さんをサポートします。
- 春休み, GW, 夏休みも　やってます。

春休み中に揃えるべき図書

① 過去問集　（教職一般教養・専門教養）

② 生徒指導提要
（文科省からダウンロード）

③ 学習指導要領解説 総則編

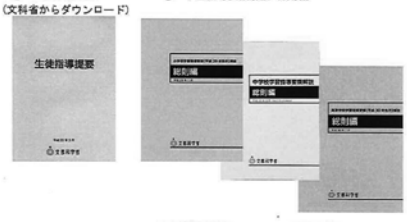

④「教職教養」要点理解「25 年度版(赤)」演習問題「25 年度版」

(赤)(青)　シリーズには「一般」「小全科」もあり。中高「社」「英」「体」は(紫)参考書と問題集一体型。

⑤「東京アカデミー(対策・各分野)」

などなど。１年くらい古くても可。

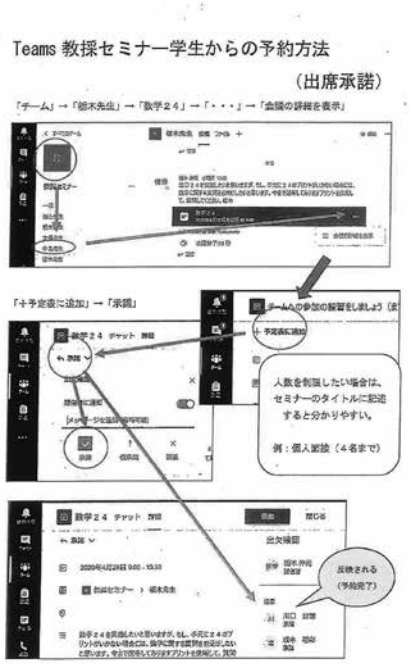

教採セミナー

2022. 10. 24〜

10月下旬〜・一般教養 国・中島 社・根本 数・上野 理・高山 英・潮田 音・根本 美・堀 家・堀 保体・大橋 その他・Teams について・教採オリエンテーション			
教職教養 12月上旬〜	学習指導要領総則 1 2 3 4 5 6		高山 上野 根本
	生徒指導提要 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13		中島 堀 潮田
教育法規 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 上野	教育心理 1 2 3 4 5 潮田	教育史 1 2 3 4 5 根本	
教育時事 1 2 3 4 堀	人権教育 1 2 3 中島	教育課程 1 2 3 4 根本	
情報教育 1 2 3 高山	中高ポイント 1 2 3 中島	キャリア教育 1 2 潮田	
学校運営 1 2 上野	特別支援教育 1 2 根本	安全危機管理 1 2 堀	
環境教育 1 2 高山	食育 1 2 堀	学習評価 1 中島	
生徒指導の意義 1 2 中島	生涯学習社会教育 1 中島	コンプライアンス 1 堀	
作文 —— 通年 —— 中島	実技 ——通年—— 英／潮田 音／根本 体／大橋		
専門教養・ローカル問題・各教科の学習指導要領……受験する自治体の傾向を把握して自学を基本とする。ゼミ教員や支援室でも質問や相談に応じる。			
進路相談・事務手続き・その他 ——通年—— 安久津・大橋			
４年次 ５月頃〜「面接 討論 場面指導 など」 ８月頃〜「模擬授業 指導案など」 「面接系」……７月８月は予約に制限を設ける場合がある。 「作文」……基本を受講してから添削へ。			

【筆記対策】過去問から傾向を知り、自分のやるべきことをつかむ。セミナーに参加しながら学習のヒントを得る。

【セミナー】*Twitter* 一週間前から予定を告知する。

Teams 各担当者の予定の詳細が示される。予約受付を開始する。

（9/22twitter を確認のこと）

10月下〜	オリエンテーション	一般教養	実習事前事後
12月上〜	教職教養（教育原理から）	一般教養	作文書き始め
2月3月〜	その他の教職教養	一般教養	通年モノ
4月〜	教職教養や一般教養の補充など		
5月〜	総合的な筆記対策 ＆ 面接系を少しずつ進めていく		

教職支援室

12/19（月）〜23（金）予定

３年生９週 （対/対面 リ/リモート 両/対面リモート両方）

12月		高山	中島	上野	堀	根本	潮田	大橋
19 月	1	終	対/国語⑥		対/予備		対/小中英⑥	会議
	2	日	対/予備	対/数⑰		対/社⑥		
	3	不			対/美⑦	対/予備	対/中高英⑥	模試集
	4	在	対/作文④	対/数⑰				発注
20 火	1	両/総則③初		対/数⑰				
	2		リ/国語⑥			対/社歴②		川崎市
	3	（授業）	リ/予備	対/総則③		対/総則③		川崎市
	4			対/数予備				
21 水	1	両/総則③再	対/作文④	対/数⑬	対/家⑦			
	2	両/予備				対/総則②	対/英予備	
	3		対/予備		対/美⑦			準備
	4	両/生物①初		対/数予備			対/中高英⑥	準備
22 木	1	両/生物①初	対/予備		対/予備	対/予備	対/小中英⑥	
	2		対/作文④	対/数⑬		対/総則③	対/中高英	
	3	（授業）		対/総則③	対/家⑦	両/社⑥	対/英予備	録音
	4		対/国語⑥		対/美⑦			録音
23 金	1	両/生物①再		対/数⑬			対/小中英	
	2	両/総則③再	終日不在				対/英予備	茨大
	3	両/予備		対/総則③			対/中高英	茨大
	4			対/総則予備				

12/9(十) 1限の各先生の授業にこれ迄の資料を添付しておいた方は自動操作してください。

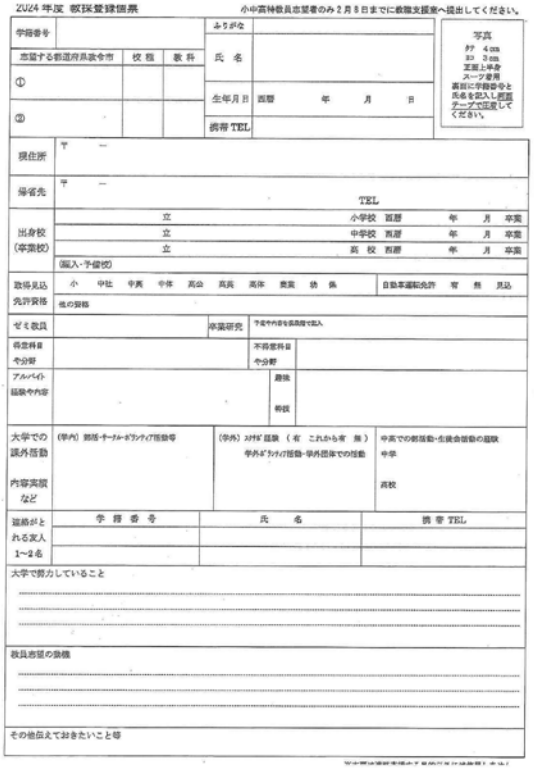
2024年度 教採登録個票

小中高特教員志望者のみ2月8日までに教職支援室へ提出してください。

学籍番号		ふりがな	
志望する都道府県政令市	校種	教科	氏名
①			
②			生年月日　西暦　年　月　日
			携帯TEL

写真
タテ 4cm
ヨコ 3cm
正面上半身
スーツ着用
裏面に学籍番号と氏名を記入し、都度テープで固定してください。

現住所	〒　－
帰省先	〒　－　TEL
出身校（卒業校）	立　小学校　西暦　年　月　卒業
	立　中学校　西暦　年　月　卒業
	立　高校　西暦　年　月　卒業
	（編入・予備校）
取得見込免許資格	小　中社　中英　中体　高公　高英　高体　養護　幼　他　自動車運転免許　有　無　見込
	他の資格
ゼミ教員	卒業研究　予定や内容を具体的に記入
得意科目や分野	不得意科目や分野
アルバイト・経験や内容	趣味　特技
大学での課外活動内容実績など	（学内）部活・サークル・ボランティア活動等　（学外）スポ少・塾　（有　これから有　無）　学外ボランティア活動・学外団体での活動　中高での部活動・生徒会活動の経験　中学　高校
連絡がとれる友人1～2名	学籍番号　氏名　携帯TEL
大学で努力していること	
教員志望の動機	
その他伝えておきたいこと等	

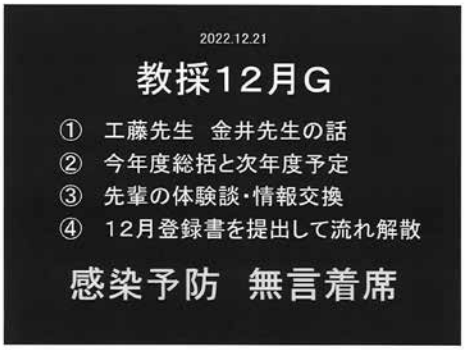

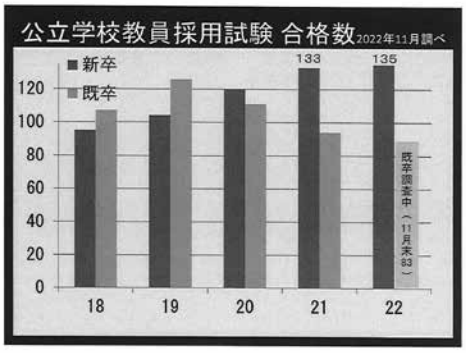

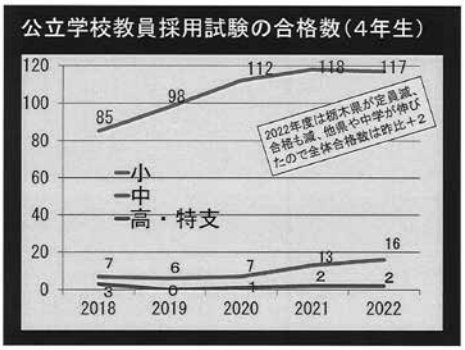

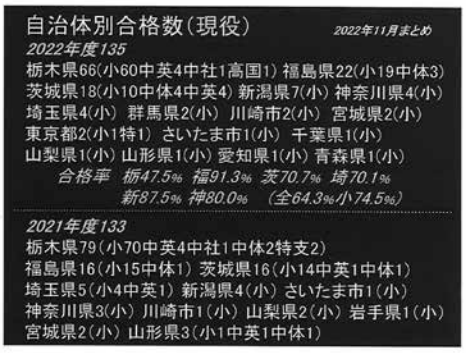

教員採用試験を知る(おさえどころ)

教員採用試験とは・・・

① 選考試験である　競争試験ではない
どういう人物が「選ばれる」のか　採用する側の視点を知る。頑張ったけど選ばれないこともある

② 団体戦である　長期戦である
同じ目的に向かう仲間と／専攻やゼミをも越えて

③ 倍率や優遇措置(加点や免除)を甘く見るな!
※ここが本日一番伝えたいことです

➡ 教採セミナーの活用

① 1週間ごとに内容が進む。複数回ある。
② 予備は過去の講座をリクエストできる。
③ 教職に就いてから役に立つ学びも多い。

11/28(月)～12/2(金)予定

3年生6週

11月		高山	中島	上野	堀	根本	畑田	大橋
28日	1	民/現法政治学	対/国語②	対/数⑤	対/オリ			
	2	国/予備	対/予備	対/数⑥		対/社②	対/予備	
	3				対/予備	対/社③		休予
	4	国/オリエン	対/作文①		対/英④		対/小中英③	
2	1	民/経営地学系	対/予備		対/英⑤	対/予備		

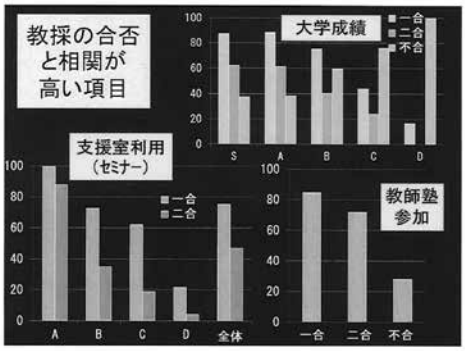

支援室利用度(セミナー)と合否

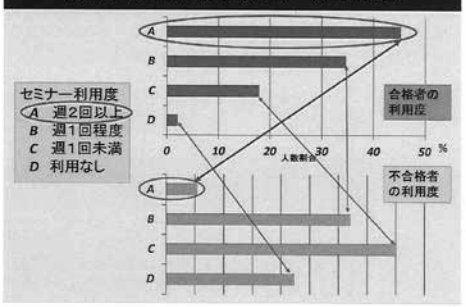

何をやるか　内容①

① 教育原理

「学習指導要領(総則)」・・学習指導の要
「生徒指導提要」　・・生徒指導の要

筆記試験に出る出ない以前に，教師の仕事の二本柱を理解した上で筆記・面接・作文などに対応できるように。
単なる暗記ではなく，自分ならどう実践するか考えながら内容を理解すること。

何をやるか　内容②

② その他の教職教養

「教育○○」「○○教育」

教育法規・教育史・教育心理はもちろん，特別支援教育や問題行動(いじめ・不登校)ICT教育，ローカル問題，時事，その他・・・一次にも二次にも欠かせないものばかり。試験に出る出ないより，教職に就く者の責任として理解しておきたい。セミナーではこのあと春頃まで順次扱っていく。

何をやるか　内容③

③ 一般教養　一般の人が持っている教養

・つまり義務教育が終わったレベルの教養。だから高校入試程度と言われる。
・出題傾向は自治体によって違うし筆記試験に無い自治体もある。
・ローカル問題や時事問題もチェック！
新聞やニュース等の情報にもアンテナを張り，世の中の話題や動きを正しく知る。

何をやるか　内容④

④ 専門教養

小全　保体　英語　社会　公民　商業

・小全は一般教養と重なる部分も多いが，県によっては学指要領や指導方法がメインも。
・中高専門科目の内容は「深さ」を求め,かなり突っ込んだ対策・学習をしたい。小より定員が少なく高倍率なので高得点が必要。

筆記試験対策のポイント

過去問5年～10年分

ただし学指要領は最新版・生指提要は新＆新旧共通部分

できないところ　解答・解説を見て終わるのではなく，調べ直しながら得た周辺知識ともに頭に入れる作業を。

苦手をまとめたノート　試験前に再確認

過去問2周3周して覚えてしまったら全国版 や他県版をやってみる

何をやるか　内容⑤

⑤ 面接系

集団・個人・討論・場面指導・模擬授業

普段から第一印象を磨く。

（声・表情・姿勢・所作・言葉遣い・・・）

★自己流や他人の表面的な模倣だけではNG

★夏は予約が殺到　だから少し早めに始める

Teams「自主ゼミ」「応援団」も活用し多くの人の助言をもらう。

何をやるか　内容⑥

⑥ 論作文

問いに対して書いて答える力

○ 丁寧で正しい文字　正しい表記

○ 論理的な構成と内容

（一読して分かりやすい文章）

○ 「自分なら」の視点で自分事を書く。

⬇

作文セミナーで基礎を学びすぐに取り掛かろう

何をやるか　内容⑦

⑦ 実技（音楽や体育の他にロールプレイや模擬授業も）

事前に示される課題

それに対して努力してきたか

当日ぶっつけ本番の課題

応用力・適応力はどうか

⬇

セミナーで練習・演習を積み，場数を踏んで自信に変えていく。苦手な事こそ，しっかり向き合うこと！

人物試験対策のポイント

自己流は NG

一次が合格したら・・・は NG

他者の良いところを参考に・・・は良いが他者の真似は NG

表面も大切だが テクニックではなく ハート♥ です！

1月～G　予定（毎週Twitter参照）

1月13（金）教職課程年度始ガイダンス（実習指導室）

18（水）昼休（大学推薦G・希望者）

25（水）昼休（福島県説明会）

2月3月 春休み セミナー 毎日やってます

（3月中旬　大学推薦 学内選考 面接）

4月　出願の学内登録（各自で記入・提出）

※ 実際の出願は各自の責任で行う

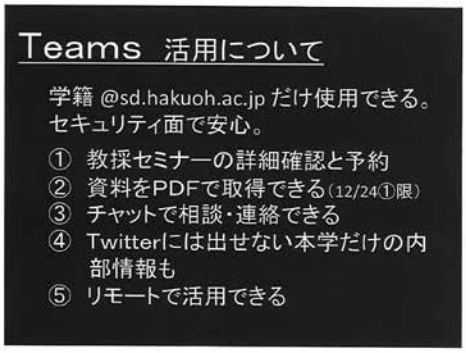

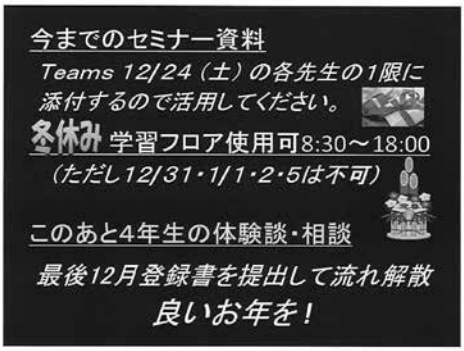

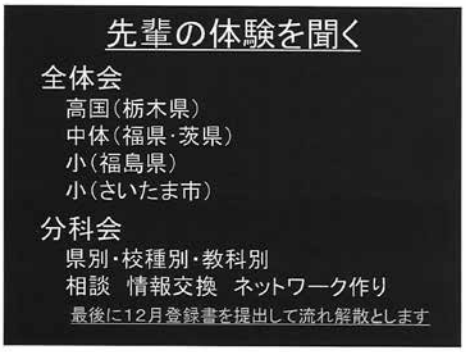

おわりに

今日、教員養成、教師教育におけるキーワードとも言える「学び続ける教師」の養成・育成に関して、各大学の教育実践関連センターの重要な課題の取組として行われています。そこでは、本学同様に、「模擬授業室」や「教材教具作成室」等が設置され、大学教員、市内の小中学校教員、現職教員内地留学生等による模擬授業研修会が行われています。授業後は意見交換を行い、授業構想から具体的な教材研究の在り方、実践場面における板書技術やワークシート作成など豊かな授業づくりを学ぶ場となっています。

本学の教職支援センターでも、学生たちには優れた先生のもつ豊かな見識や教育・授業観、日々蓄積されている実践知といったものに、改めて出会い直す機会が重要であると考えています。すなわち、このセンターの取組がぼんやりとした「憧れ」を越えた、自分自身がはっきりとめざすべき現実的・具体的な教師像を構築する契機になることです。そのためにも、今後も学生一人一人と応答性のある対話を重ねながら学生の心の奥底にある教職への思いを引き出し、学生の成長や自信につながるような支援活動を行っていくつもりです。

（文責：大橋一樹）

センターとしての取組（３）

教育課程開発部門

学び続ける教師のための教員研修リレー講座

1 目的

近年の学校や教職員を取り巻く環境は厳しいものがあり、さまざまな課題に対する早急な対応が求められている。そこで、大学教員らがそれぞれの研究をもとにわかりやすく講義する講座を開催することで、学校や教職員を取り巻く現代的学校教育課題を解決できる資質・能力育成に資する。

2 実施方法等

(1) 会　　場　　白鷗大学大行寺キャンパス

(2) 実施方法　　対面による講演及びZoomによるリモート（第２回から）

(3) 日　　程　　13時30分～15時00分

主催者挨拶・講師紹介

講演

謝辞

15時00分～1時間程度

参加者相互の意見交換(自由参加)

(4) 対　　象　　幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校等に勤務する教職員や教員を志す学生，教育に関心のある方など

(5) 参 加 費　　無料

(6) 実施内容

講座日	担当（専門分野）	講 演 題
第１回講座 ６月11日(土)	常葉大学・教授　堀井　啓幸氏 (教育経営)	アクティブラーニングを生かす教育環境 ―教育空間と学習活動―
第２回講座 ６月25日(土)	上越教育大学　教授　稲垣　応顕氏 (学校教育臨床学)	コロナ禍におけるＩＣＴ教育の功罪を考える ―教育カウンセリング心理学の視点から―
第３回講座 ７月２日(土)	東京学芸大学　教授　佐々木　幸寿氏 (教育行政学)	学校における法規の活用 ―最近の学校法の動向（著作権含む）―
第４回講座 ７月23日(土)	群馬大学　教授　吉田　浩之氏 (生徒指導)	いじめの理解と対応 ―法、通知、事例に基づく最新動向―
第５回講座 ９月３日(土)	富山大学　教授　笹田　茂樹氏 (教育行政学)	教員の働き方改革と「チーム学校」
第６回講座 ９月17日(土)	日本大学　准教授　田中　謙氏 (障害児教育)	小中学校における特別支援教育 ―校内支援体制整備の視座から―

第７回講座 11 月 12 日(土)	白鷗大学　准教授　森　好紳氏 (英語教育)	小学校英語教育の評価を考える ―パフォーマンス評価の観点から―
第８回講座 11 月 26 日(土)	白鷗大学　教授　上野　耕史氏 (情報教育)	ＧＩＧＡスクール構想の先にある新しい学び ―文房具としての利用から自らの学びの最適化へ――

3 実績(参加者の状況)

(1) 参加者(人)

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	合計
対面	124	45	42	54	44	33	22	22	386
リモート		11	19	30	22	16	9	10	117
合計	124	56	61	84	66	49	31	32	503

(2) 参加者の状況・感想等

・講座終了後のアンケート結果（回答数 のべ406名 回答率 81%）

※一部無回答により回答数の合計が回答者数と一致しない項目もある。

① 所属等

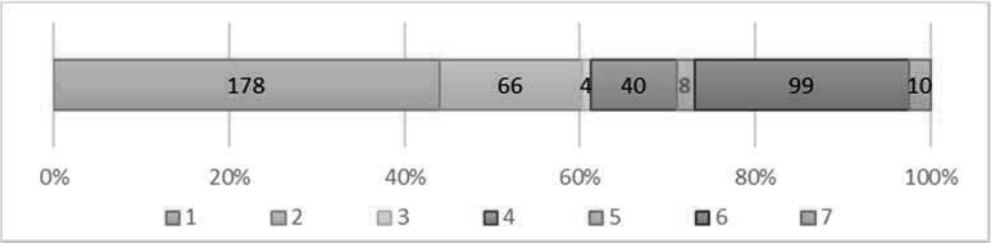

1 小学校関係 2 中学校関係 3 高等学校関係 4 行政関係 5 大学関係 6 学生 7 他

② 教職経験年数(学校・行政関係者のみ回答)

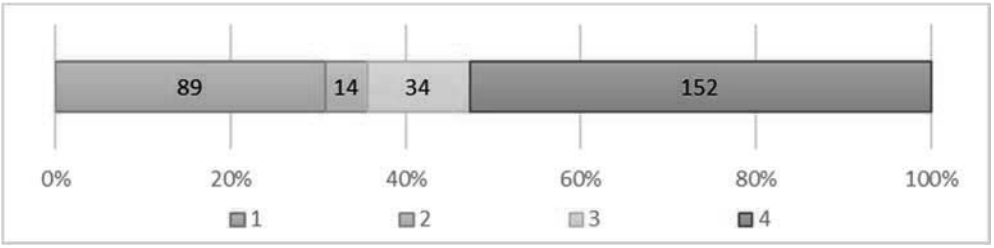

1 ～5 年目 2 ～10 年目 3 ～20 年目 4 21 年目～

③ 出身大学等(学校・行政関係者のみ回答)

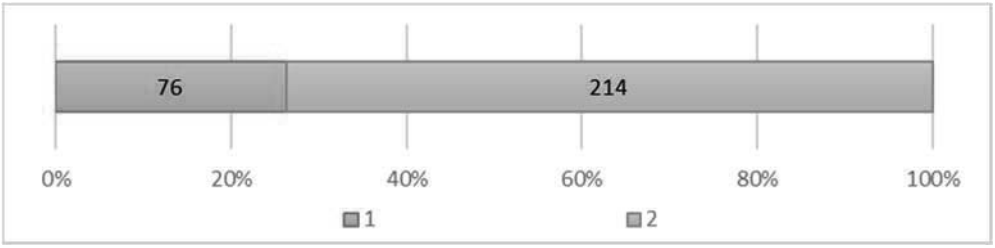

1 白鷗大学 2 その他

④ 講座の感想

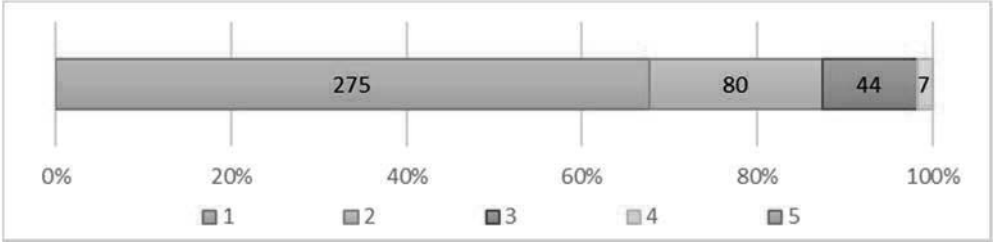

1 満足 2 やや満足 3 普通 4 やや不満 5 不満

⑤参加者のコメント(一部)

・　今まで自分の中で考えていたことが間違いではなかったことを今日の講演を聞いて信じられるようになりました。自分の経験をこれから出会う子どもに価値あるものとして伝えていけるようまた成長しようと思います。

・　教育法規という非常に難しいテーマをとてもわかりやすく言語かしていただきました。おかげで理解に繋がりました。近年、個々に応じた法整備が進められ、私自身も混乱していましたが、法の調べ方、対応等の手がかりが掴めた気がします。法の重要性をしっかりと受け止め、学校教育に還元してきたいと思います。本日はありがとうございました。

・　現場で活躍されている経験からのお話で、とてもわかりやすかったです。気をつけるべきこと、押さえて書くべきことがはっきり示されていて、わかりやすく役立つものでした。またお話を伺える機会を持てるとうれしい。

・　自分は小学校の教員をしております。通常の学級の中でも特別な支援が必要なお子さんが多いと感じています。支援の難しさを感じていましたが、先生のご講話をヒントに、よりよい支援を考えながら子どもと関わっていきたいと思います。大変参考になるお話や資料をありがとうございました。

・ 講演の中で、まさかGoogleフォームに回答し、それが前の映像にでてくるなんて驚きでした。こうした講演は初めてです。実際の授業でもGoogleフォームを使って回答させて意見を共有するやり方もおもしろいと思いました。また、講演の内容も本校の研究教科である英語についてだったので、とても参考になりました。

・　参加者には、管理職や教育委員会関係者が多いように思いますが、経験の浅い、これからの教育を担う人たちが参加しやすいような、内容、形態で実施されると良いと思いました。参加者は少なくなるかもしれませんが、具体的な児童生徒指導や学習指導の実践的な学びなども講座の一つにあると良いかと思います。

・　現場の教師にとって即戦力となるような講座だと感じています。白鴎大学の姿勢に感謝しています。教育界は今、激動の中にあり、常に学び続けなければならないと思います。すばらしい研修の機会だと思っています。

・　８回に渡り、今日の教育課題となるテーマを取り上げていただき、感謝いたします。オンラインでの参加を用意していただいており、貴重な研修の機会となっています。毎回、講師の方々のご示唆を楽しみに参加させていただいております。

4　成果と課題、次年度に向けた検討事項

講座の内容に関しては概ね好評であり、本講座の役割は果たせていたと思われる。次年度についても、本年度の各回の感想や参加者からの希望などを踏まえ、期待に応えられるような内容としていく必要がある。

リモートでの参加については、新型コロナウイルス感染症への対応策であったが、これにより遠方の方々も参加しやすくなり、毎回ある程度の数の方々に参加いただくことができた。次年度もリモートでの参加について継続していくべきと考える。講演後の意見交換に関しては、現場の先生方と学生との交流の機会として位置づけたが、講演を担当していただいた先生方なしでの意見交換には魅力がないためか参加者はわずかであった。講演に関わる意見交換ができるよう、時間配分や運営方法等について検討が必要である。　　（文責:上野耕史）

教職課程の自己点検評価の取組を振り返って

はじめに

コロナ禍という危機を機に、急速に浸透してきた「新しい生活様式」は、今日の子どもの育ちと学びにさまざま影響をもたらしてきている。そのような状況下で、我が国の個別学校は家庭・地域の人々、教育委員会と緊密な協働関係の下で、子どもの学びを編み直し、継続的に教育課程を更新していくために日々努力している。なぜならば、保護者が期待するのは、教師と子どもの人間関係から教室の中に紡ぎ出される「今ここにいるわが子」の学びの事実であり、わが子と担任教師の人柄が呼応し合っている事実である。そして、一生懸命やっている授業を通して、信頼を寄せている先生の授業を通して、二度と帰ってこないあの１時間の中で未熟だけれども自己を見出しているわが子の姿を求めているのである。すなわち、今日の学校が今日の学校の教育機能を十分に発揮し、保護者の目の前に画然とした子どもの学びの事実を示すことである。

以上のような基本認識を踏まえると、教員養成課程を有する大学の果たすべき使命は、前向きの活力あふれた肯定的な自己像を含む「充実した信念」という内面的基盤、すなわち、教師として生きることの意義や価値を見出し、自分の持っている力を信じて、働く喜びや充実感を実感じながら絶えず探求し続ける態度を持った教員の卵を一人でも多く育てることである。

したがつて、本報告では、上述の課題実現に向けて取り組んできた教職課程の自己点検評価報告書の作成プロセスを述べることで、全学の組織的取り組みである教職課程の自己点検評価に対する共通理解を図っていきたい。

1 全学的組織としての教職支援センターの設置

令和３年４月２７日の中央教育審議会教員養成部会「教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議」において検討され、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドラインが以下の通り示され、令和４年４月１日から、教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実（全学組織の設置）及び当該組織による教職課程の自己点検・評価が義務付けられることになりました。

「教職課程の質の向上のためには、大学が自らの責任で自大学の教職課程の活動について点検・評価し、その結果をもとに改革・改善に努めるとともに、その結果を社会に情報公表し、教職課程の質を自ら保証する内部質保証体制が必要」であり、「全学的な観点から教職課程の運営を実施できる組織体制を備え、当該組織の中核となる組織（中核組織）が中心となって、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みの確立が必要」と。

この組織体制創設の背景には、以下の通り、教職課程を取り巻く状況変化と今日の教員養成大学が抱える課題等の理由が存在しています。

＜教職課程の単独での維持が困難になりつつある、という教職課程を取り巻く状況変化＞

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制につい て（報告書）」

（令和２年２月：教職課程の基準に関するワーキンググループの現状認識）

平成 30 年度に実施した全ての教職課程を設置する大学の再課程認定の審査等を踏まえ、

① 複数の学科等間の授業科目の共通開設の拡大について検討を行うことが適当である。

② 単独の大学では教員養成・研修機能の維持が困難になってきている免許状があるため、 教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

③　課程認定を受けた後の教職課程の質保証・向上のためのシステムの整備が必要である。

＜今日の教員養成系大学が抱える課題＞

①　必要単位数を法律で規定して、新たな教育課題が生じても速やかに単位数変更が困難である。

②　学校現場の状況変化や教育を巡る環境変化に対応した教職課程になっていない。

③　大学教員の研究的関心に偏った授業傾向がみられ、教員として必要な学修が行われていない。

以上の課題解決のため、平成 27 年 12 月中央教育審議会答申で、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上」のなかで、各課題に対応した国の政策が実施された。

2　2022 年度「教職課程の自己点検評価報告書」作成のスケジュール

教職支援センターが中心となり、表１の自己点検評価スケジュールの原案を作成して、５月の教職支援センター（以後、「センター」と呼ぶ）運営委員会で承認される。

表1 「自己点検評価報告書」作成スケジュール

2022 年５月	自己点検・評価の実施方針の決定→5/25 センター運営委員会
７月	方針・評価シート作成依頼、方針・評価シート作成の共通理解 センターは、各学科委員会と連携し、方針・評価シート作成のための情報・データ等の連絡・調整
８～９月	自己点検・評価の実施→自己点検・評価シート（素案）の作成・提出 センターを中心に教職協働を基本に据えた作業分担の下、各担当委員会は対象項目の自己点検・評価の実施
10～11 月	センターを中心に、素案の自己点検・評価シートの点検、修正依頼
11～12 月	素案の自己点検・評価シートの修正・再提出（各担当委員会） 根拠資料・データ等の所在場所の確認
2023 年１～２月	自己点検・評価シートのとりまとめ（センター委員会→センター） 教職課程の自己点検・評価報告書の完成
３月	認証評価の事務局へ自己点検・評価報告書の提出 報告書を基礎にした次年度の教職課程アクションプランの策定

・2022 年度は、シミュレーションとして自己点検・評価報告書を作成、2023 年度に本格実施する。

・2022 年度は大学認証評価も実施され、大学認証評価の評価項目と重なり具合を吟味検討して、可能な限り認証表評価の記述内容が生かされるように作業分担を配慮する。

・2022 年度は、認証評価スケジュールに合わせながら作業を分担して、夏休みに自己点検評価シートを作成し、後期に点検・修正する。

3　教職課程の自己点検評価報告書作成の実施方針の提示

(1) 目 的

本学の教職課程の運営にあたり、本学の教職課程の目的・目標に照らして、教育内容・方法および学修成果の状況などを検証し、絶えず教育の質保証の維持・向上に努める必要がある。また、教育職員免許法施行規則第 22 条第８項によれば、「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程・教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と

述べている。

本実施方針は、上述の内容を踏まえて、教職支援センターを中心に行う教職課程に関する自己点検を適切かつ効果的に実施するために、その基本的な枠組みを定めるものである。なお、教育職員免許法施行規則第22条第７項に「二以上の認定課程を有する大学は、当該大学が有するそれぞれの認定課程の円滑かつ効果的な実施を通じて当該大学が定める教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする」とあり、本学においては教職支援センターがその任を担い、自己点検・評価を行うものとする。

(2)内容･方法

① 自己点検・評価は、後述の表３「教職課程の自己点検・評価」の点検項目である「基準項目」ごとに、その評価観点（基準）の内容を参照しながら行うものとする。

② 自己点検・評価（2022）は、シミュレーションである。具体的には、①自己点検・評価シート作成の仕方、②根拠資料・データ等の所在場所および収集方法、執筆分担の割り振り、自己点検・評価報告書作成までの流れ等について、共通理解を深め、次年度(2023)の本格実施の円滑な遂行を図る。

③ 自己点検・評価は、本学教職課程の目的・目標に照らし、法令等により求められている事項の遵守状況、積極的に評価できる点及び改善点について現状分析及び自己評価を行うものとする。

④ 自己点検・評価では、課題がある場合はその対応等も明らかにする。

⑤ 自己点検・評価は、根拠資料・データに基づき行うことを原則とする。そのためには、履修生による教職課程に関するアンケートの実施など、継続的なデータの把握・蓄積に努める。

⑥ 第三者の視点として、学内教職員や学外関係者などを可能な限り組み入れる。

(3)自己点検･評価報告書の構成

① 報告書（表２）は、Ⅰの教職課程の現状及び特色、Ⅱの基準領域ごとの自己点検・評価（３つの基準と領域・６つの基準項目に基づく 31 観点）、Ⅲの総合評価、Ⅳの「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス、Ⅴの基礎データ一覧の五部構成、全体で各評価シートＡ４判１枚 36 枚程度である。

② 分担執筆であるⅡの基準領域ごとの自己点検・評価の内容は、別紙の評価シートに記載されてある「基準項目の観点」に基づきながら、「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」、「根拠となる資料・データ等」で構成されている。分担執筆（評価シート）の書き方と書き方例は、別紙の通りである。

表2 自己点検評価報告書の構成

Ⅰ 教職課程の現状及び特色
Ⅱ 基準領域ごとの自己点検･評価 1 基準領域1：教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み (1)基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有・・・・・・・・（３観点） (2)基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫・・・・・・・・・・・・・・（６観点） 2 基準領域2：学生の確保･指導･キャリア支援 (1)基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成・・・・（４観点） (2)基準項目 2-2 教職へのキャリア支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・（５観点） 3 基準領域3：適切な教職課程カリキュラム (1)基準項目 3-1 教職課程のカリキュラムの編成・実施・・・・・・・・・・（８観点） (2)基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携・・・・・・・・・・・・（５観点）

Ⅲ　総合評価	
Ⅳ　「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス	
Ⅴ　現況基礎データ一覧	

（4）自己点検・評価報告書執筆（評価シート作成）の分担表

表３　「教職課程の自己点検・評価」の点検項目と担当委員会

報告書の構成	主な執筆担当者	資料・データ保管場所
Ⅰ　教職課程の現状及び特色	教職支援センター	
Ⅱ　基準領域ごとの自己点検・評価	各部会委員	

基準1　教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

評価の観点（基準）	主な執筆担当者	資料・データ保管場所
基準項目1－1教職課程教育に対する目的･目標の共有 ①教職課程教育の目的・目標、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、育成を目指す教員像と共に学生に周知している。	教務委員会	○ウェブサイトＡ 教員養成の状況について （https://hakuoh.jp/about/about_24.html） ・学位授与方針を規定した規定類 ・履修要項、パンフレット等の方針が記載された資料 ・方針の策定経緯が分かる資料（記事録等）
②育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。	教務委員会	白鷗大学教職等課程委員会規程 議事録（実習指導室ファイルサーバ） 白鷗大学教務委員会規程 議事録（学務部ファイルサーバ）
③教職課程教育を通して育まれるべき学修成果が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ具体的に示される等の可視化を図っている。	教職等課程委員会	○ウェブサイトＡ 教員養成の状況について （https://hakuoh.jp/about/about_24.html）の免許状取得状況および教員への就職状況
基準項目1－2教職課程に関する組織的工夫 ①教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。	教務委員会	白鷗大学教職等課程委員会規程 白鷗大学教務委員会規程 白鷗大学事務分掌規程 課程認定変更届等（実習指導室ファイルサーバ）
②教職課程の運営に関して全学組織と学部（学科）の教職課程担当者とで適切な役割分担を図っている。	教職支援センター	白鷗大学教職支援センター規程

③教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ＩＣＴ教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。	情報処理教育研究センター運営委員会	教室状況 機器・ソフト管理表（情報処理教育研究センター） 図書館
④教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、ＦＤ（授業・カリキュラム改善、教育・学生支援体制の整備等）やＳＤ（教職員の能力開発）の取り組みを展開している。	教職支援センター ＦＤ委員会 ＳＤ委員会	議事録（実習指導室ファイルサーバ） 議事録（経営企画室ファイルサーバ）
⑤教員養成の状況についての情報公表を行っている。	教職等課程委員会	○ウェブサイトＡ 教員養成の状況について （https://hakuoh.jp/about/about_24.html）
⑥全学組織と学部（学科）教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検・評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、この自己点検評価を通じて機能しつつある。	教職支援センター	現時点では無し

基準2　学生の確保･指導･キャリア支援

評価の観点（基準）	主な執筆担当者	資料・データ保管場所
基準項目２－１教職を担うべき適切な人材(学生)の確保･育成 ①当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受け入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。	入試委員会	議事録（入試部ファイルサーバ） 大学HP、パンフレット、オープンキャンパス等
②「教職課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始･継続するための基準を設定している。	教職等課程委員会	白鷗大学教育実習生選考規程 各実習参加要件（教員免許状および資格取得の手引き）
③「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。	入試委員会	議事録（入試部ファイルサーバ） 議事録（総務部ファイルサーバ） 教員免許状および資格取得の手引き、教職課程ガイダンス
④「履修カルテ」を活用する等、学	教職等課程委員会	Webclass（教職履修カルテ）

生の適性や資質に応じた教職指導が行われている。		
基準項目2－2教職へのキャリア支援 ①学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。	教職支援センター	議事録（キャリアサポートセンターファイルサーバ） 教採支援カード
②学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。	教職支援センター	議事録（キャリアサポートセンターファイルサーバ）
③教職に就くための各種情報を適切に提供している。	教職支援センター	（キャリアサポートセンターファイルサーバ） 教採ガイダンス、参考書籍等
④教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。	キャリアセンター運営委員会教員採用支援部会	議事録（実習指導室ファイルサーバ） 議事録（キャリアサポートセンターファイルサーバ）
⑤キャリア支援を充実させる観点から、教職についている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。	教職支援センター	議事録（実習指導室ファイルサーバ）

基準3　適切な教職課程カリキュラム

評価の観点（基準）	主な執筆担当者	資料・データ保管場所
基準項目3－1教職課程のカリキュラムの編成･実施 ①　教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている。	教務委員会	議事録（実習指導室ファイルサーバ） 議事録（学務部ファイルサーバ）
②学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。	教務委員会	議事録（学務部ファイルサーバ）
③教職課程カリキュラムの編成・実施に当たり、教員育成指標を踏まえ、今日の学校教育に対応する内容上の工夫が行われている。	教職等課程委員会	議事録（実習指導室ファイルサーバ）

④今日の学校におけるＩＣＴ機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。	教職等課程委員会	年度始め配布書類（実習指導室ファイルサーバ）
⑤アクティブ・ラーニング（主体的・対話的での深い学び）やグループワークを促す工夫で、課題発見や課題解決等の力量を育成している。	教職支援センター	現時点で無し
⑥教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。	教務委員会	シラバス検索システム（https://cp.hakuoh.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_HKOHSyllabusKensaku.aspx）
⑦教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとする指導を行っている。	教職等課程委員会	白鷗大学教育実習生選考規程 各実習参加要件（教員免許状および資格取得の手引き）
⑧「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細やかな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を生かしている。	教職等課程委員会	議事録（実習指導室ファイルサーバ）
基準項目３－２実践的指導力養成と地域との連携 ①取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。	教職等課程委員会	議事録（実習指導室ファイルサーバ）
②様々な体験活動（ボランティア、インターンシップ、介護等体験等）とその振り返りの機会を設けている。	介護等体験作業部会 学校インターンシップ支援部会	議事録（実習指導室ファイルサーバ）
③地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新情報について学生が理解する機会を設けている。	教職支援センター	教職実践演習における外部講師による講話（実習指導室ファイルサーバ） 教員研修リレー講座（実習指導室ファイルサーバ）
④大学ないし教職支援センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。	教職支援センター 金井学部長	
⑤教職支援センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図る	教職等課程委員会	教育実習連絡協議会（実習指導室ファイルサーバ）

ために連携を図っている。		幼保実習懇談会（実習指導室ファイルサーバ）
Ⅲ　総合評価	教職支援センター	
Ⅳ　評価報告書作成プロセス	教職支援センター	
Ⅴ　現況基礎データ一覧	教職支援センター	

(5)実施時期

① 教職支援センターを中心に恒常的に自己点検・評価に取り組むものとして、当該結果は原則として４年ごとに報告書としてとりまとめることとする。

② 実施年度においては、教職支援センター会議の開催スケジュールを踏まえ、10 月頃までに自己点検の結果を取りまとめることができるように、準備を進める。

(6)実施体制

① 自己点検・評価は、白鷗大学教職支援センターと各委員会組織関連図に基づき、教職支援センターが中心となり、３学部３学科の部会委員、本学事務部職員の協力を得て行う。

② 自己点検・評価の結果は、教職支援センター運営委員会の審議を経て、委員長が決定する。

(7) 結果の取り扱い

① 教職支援センターは、自己点検の結果を踏まえ、教育の質保証の向上・改善を図る。

② 教職課程の運営の可視化のために、自己点検結果（個人情報等の公表に相応しくない箇所を除く）は、白鷗大学ウェブサイトにて公開する。

(8) 自己点検評価シートの記述方法及び書き方例

＜自己点検評価シートの記述方法＞

教職課程の自己点検・評価の内容は、報告書作成の実施方針に記載された、３基準領域６基準項目による 31 観点である。各基準項目の取組み観点ごとに、「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」、「根拠となる資料・データ等」の４項目について記述する。文字数は、各評価シートＡ判１枚当たり、2,000 字（40 文字×50 行）程度を目安とする。使用する書体は原則として「明朝体」で、文字は「10.5 ポイント」とする。

自己点検・評価シートの形式と内容は、以下の通りである。

＊＊

自己点検・評価シートＮＯ．１

提出日　　月　　日　評価担当【　　】

基準領域１　教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目１－１　教職課程教育に対する目的・目標の共有

観点１：教職課程教育の目的・目標、育成を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教員像とともに学生に周知している。

［現状説明］

・現状説明は、各教職課程（委員会）の組織形態や取り組む内容等により、具体的なものとなる。
・上記の観点１「取り組み観点（評価基準）」に基づきながら、現状を判断し記述する。
・基準に係る「現状説明」の根拠となる資料・データ等の一覧は、３の「取り組み上の課題」に続けて列記する。
・資料・データ等の内容を「現状説明」の文章記述中に引用の形で示した方が、状況説明が理解しやすいと判断されるものについては、必要な箇所を「　」を付けて引用し、資料・データ名及び出典（かっこ書き）を付記する。
・列記した資料の場合は、資料番号を示すなどの簡略化を図る。なお、根拠資料、データ等及び引用の方法は、２の「長所・特色」、３の「取り組み上の課題」の記述についても同様である。

［長所・特色］
・当該教職課程の「長所・特色」を記述する重要な部分である。
・「長所・特色」とは、教職課程の理念・目的の実現に資する事項、教職課程において先駆的又は独自性のある事項であり、有意な成果がみられる（期待できる）ものである。
・「長所・特色」について根拠を示しながら具体的に記述する。
・特に取り上げるべき「長所・特色」に該当する容がない場合は、その理由を簡潔に記述する。

［取り組み上の課題］
・「長所・特色」と同様 に、自己点検・評価の結果、浮かび上がった課題を１の「本基準に係る現状説明」と２の「長所・特色」を踏まえて、それぞれの基準領域ごとに記述する。
・「課題」とは、当該教職課程として相応しい基準を確保するための課題、同様に理念・目的を実現するための課題である。記述する際は、改善を要すると判断した根拠を示しながら、具体的に記述する。
・当該事項の改善策がある場合は、具体的な計画 （既に実施している場合はその進捗状況を含めて）を記述する。

＜根拠となる資料・データ等＞
・自己点検・評価シートごとに、　「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」の記述の根拠となる資料・データ等とその資料番号を箇条書き（リスト形式）にする。
・公開されたＨＰのＵＲＬを記載することも可能である。
・資料・データ等の資料番号は、「基準項目」ごとに枝番を付ける形式とする。
例えば、基準項目１－１の記述の根拠となる資料・データの場合、「資料１－１－１．資料１－１－２，（後略）」となる。

「自己点検・評価シート」作成例

自己点検・評価シートＮＯ．２

提出日　　月　　日　評価担当者【　　】

執筆担当者の氏名を明記する。

基準領域１　教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

観点に基づき現状を判断し、記述する。

基準項目１－１　教職課程教育に対する目的・目標の共有
観点２：育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。

［現状説明］

取組みを行う上での基本的な考え方（方針等）を明確に記述する。

本学の教員養成の目標及び当該目標を達成するために、関係教職員が上述した本学の教員養成像の目標を前提として、下記のような教職課程教育を計画的に実施している。

教職課程における履修計画・内容等についての指導では、教職課程の関係教職員がシラバス作成における授業の到達目標や授業内容の共通理解を図っている。そして、教職についての理解を深めるための指導では、教職ガイダンスによる教職課程履修学生を関係教職員が常に把握し、これらの学生に対して『白鷗大学教員免許状および資格取得の（学年別）』の冊子を活用しながら教職課程の履修計画や学習内容等について指導を行っている（資料１）。

方針等の内容は、根拠資料・データから具体的に分かるようにする。

また「学校支援 ボランティア」や「学校インターンシップ」の導入により、学生が学校現場での授業や部活動、事務的作業などに参加することで、早い時期から教職についての理解や教職の仕事内容を把握し、自分の適性や教師に求められる資質・能力の理解促進を図っている。

さらには、教育実習や進路選択では、関係教職員が「教職支援センター」において、教育実習や個別指導、教員採用試験対策等の進路指導を行っている。

必要箇所は「　」を付し引用し、資料・データ名及び出典を後のリストに付記する。

［長所・特色］

本学の関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施するための特色としては、下記の３点が挙げられる。

（１）教員免許状取得を目指す学生に対して「教職ガイダンス」を行い、関係教職員が常に教職履修学生を把握し、これらの学生に対し「教職オリエンテーション」を開催し教職課程の履修計画や学習内容等について指導を行うことで、適切はキャリヤ形成が図られている（資料２）。

（２）教職課程の関係教職員が共通理解を図りながら、「学校支援ボランティア」や「学校インターンシップ」の指導を行うことにより、教職課程履修学生が教職についての理解や教師に求められる資質・能力、自分の適性についての理解促進が図られている（資料３）。

（３）関係教職員が「教職支援センター」において、「教職ガイダンス」や「教職セミナー」等、教育実習や個別指導、教員採用試験対策等の進路指導を年間通して行うことで、学生の教職意識を高まり、教員採用率の向上につながっている（資料４）。

長所・特色の内容は、箇条書きに列挙し、その際、方法と成果で記述する。

［取り組み上の課題］

取り組む課題がない時は、「なし」と記し、その理由を簡潔に記述する。

なし

上記の 3 点の長所・特色の内容から推察できる通り、本学の関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、本学の学生理解や今日の教育状況を踏まえた上で、教職課程教育を計画的かつ組織的に遂行している。

＜根拠となる資料・データ等＞

資料１－１－１：○○○、教職等課程委員会、2022、pp. 3-23.
資料１－１－２：○○○、白鷗大学教育学部、2022
資料１－１－３：○○○、白鷗大学教育学部、2022
資料１－１－４：○○○、白鷗大学教育学部、2022

記述の根拠となる資料・データ等とその資料番号を箇条書きにする。その際、基準項目ごとに枝番とする。

表4 教職課程の自己点検･評価シートの点検･整理票

1 執筆上の基本的体裁について

点検するための観点項目	点検
① 現状説明、長所・特色、取り組み課題、根拠資料の４点を網羅している。	
② 字体がＭＳ明朝・10.5 ポイントで、1000 字程度を目安に記述している。	
③ MS-WORD で、かつ常体「である調」で、数字１桁は全角、２桁以上は半角で記述している。	
④ 根拠となる資料・データ等に資料番号、資料（データ）名、出典、年度、ページが付されている。	

2 現状説明

点検・整理観点	点検
⑤ 最初に取り組みを行う上での基本的な考え方（方針等）を記述している。	
⑥ 次に取り組み観点（評価基準）に基づきながら、現状を判断して、具体的に記述している。	
⑦ 必要な箇所を「　」を付けて引用し、資料・データ名及び出典（かっこ書き)を付記している。	

3 長所・特色

点検・整理観点	点検
⑧ 教職課程の理念・目的の実現に資する事項、教職課程において先駆的又は独自性のある事項であり、有意な成果がみられる（期待できる)ものとして記述している。	
⑨ 根拠を示しながら具体的に記述している。	
⑩ 特に取り上げるべき「長所・特色」に該当する内容がない場合は、「なし」と記し、その理由を簡潔に記述している。	

4 取り組み課題

点検・整理観点	点検
⑪ 自己点検の結果（１の「基準に係る現状説明」と２の「長所・特色」）を踏まえて、浮かび上がった課題を記述している。	
⑫ 当該教職課程として相応しい基準を確保するための課題、同様に理念・目的を実現するための課題となっている。	
⑬ 改善を要すると判断した根拠を示しながら、具体的に記述している。	
⑭ 当該事項の改善策がある場合は、具体的な計画（その進捗状況を含めて)記述している。	
⑮ 特に該当する課題がない場合は、「なし」と記述している。	

5 根拠となる資料・データ等

点検・整理観点	点検
⑯ 自己点検・評価シートごとに、　「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」の記述の根拠となる資料・データ等とその資料番号を箇条書き（リスト形式）に記述している。	
⑰ 公開されたＨＰのＵＲＬ等を記載している。	
⑱ 資料・データ等の資料番号は、「基準項目」ごとに枝番を付ける形式とする。例えば、基準項目１－１の記述の根拠となる資料・データの場合、「資料１－１－１．資料１－１－２，(後略)」となる。	

備考：点検を通して、何かお気づきの点があれば、記述して下さい。

4 教職課程の自己点検評価の実際

8 月の夏季休業日から、表３の「教職課程の自己点検評価の点検項目と担当委員会」に基づき、全学委員会組織である教務委員会、教職等課程委員会、情報処理教育研究センター運営委員会、ＦＤ委員会、入試委員会、キャリアセンター運営委員会教員採用支援部会、介護等体験作業部会・学校インターンシップ支援部会の各執筆担当者に、教職支援センター中心を３領域６基準項目の 31 観点の自己点検評価シートを割り振った。その後、夏季休業終了後の９月末に評価シートを回収して、教職支援センター作業部会委員を中心に、表４の教職課程の自己点検・評価シートの点検・整理票に基づき、評価シートの吟味検討を行い、自己点検評価報告書を作成した。実際の点検評価シートに基づき作成した報告書の一部「基準領域３基準項目 3-2」を抜粋提示する。

＜教職課程の自己点検評価の実際＞

白鷗大学　基準領域Ⅲ

基準項目3―2 実践的指導力養成と地域との連携

〔現状説明〕

①取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。

本学の教職課程における実践的指導力の育成する機会としては下記に掲げるものである。まず、教科教育指導法の科目では、「シラバス」の目標達成に合わせた教科教育の実践的指導力育成のための模擬授業と振り返りの徹底化を図ったり、現場教員の授業参画や学生の授業公開交流の機会を設けたりして、授業づくりや授業評価に関する生きた情報提供を推進している（資料１）。また、介護等体験、観察参加実習、教育実習等、2 年次から４年次まで教育実習を体系的に位置付け、積み上げ方式による実践的指導力の育成に努めている。さらに、２年次から学校インターシップ部会によるスクールサポート事業を通して、実践的指導力の育成を図っている（資料２）。

② 様々な体験活動(ボランティア、インターンシップ、介護等体験等)とその振り返りの機会を設けている。

本学では、2006 年度より小山市内の小中学校に大学生サポーターを派遣する「スクールサポート」事業を開始し、翌 2007 年度には小山市教育委員会との連携協定に基づく事業に位置づけた。2009 年度からは下野市及び古河市（茨城県）で、2016 年度からは結城市（茨城県）でも事業が開始され、現在では近隣四市の小中学校が派遣先対象校となっている。（資料３）各年度４月中旬に、当年度の「スクールサポート」への参加を希望する学生を対象に「学内説明会」を開催。その後、派遣先四市の各教育委員会により、学校ごとの受け入れ希望が取りまとめられ、同月下旬に学生の参加希望と各校の受け入れ希望のマッチングを行う「募集説明会」を開催している。５月の連休明け以降、派遣先が決定した学生から順次事業が開始される。参加学生は本事業に半期もしくは通年単位で参加することになるが、この間、各回の活動報告の記録を勧めている。この他、年度末には参加者アンケートを行い、当該年度の活動を振り返る。活動報告や参加者アンケートの結果は、学校インターンシップ支援部会により分析され、２月下旬に開催される「報告会」において派遣先四市に報告され、当年度の活動評価及び次年度に向けた課題などを共有している。

③ 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新情報について学生が理解する機会を設けている。

本学における教育実践の最新情報についての学びの機会として、まず「教職実践演習」の授業において、取得予定の教員免許状に応じた学校現場を実際に見学する機会を設けるとともに、外部講師を招聘し、子供の実態や学校における教育実践の最新情報について学べるようにしている（資料４）。また、本学以外の大学職員等を招いて教職支援センターが開催している「学び続ける教師のための教員研修リレー講座」につい

て、学生の参加も認めている（資料５）。そして、教職支援センター内に、毎週発刊される「教育新聞」や月刊誌である「教育雑誌」等を常備しており、これらの資料から学校教育の生きた子どもの実態や現職教員の教育実践の最新情報について学生が理解する機会を設けている（資料６）。さらに、現職教員の指導のもと、週 1～3 回程度、児童生徒の学習活動や部活動を支援する「スクールサポート事業」を実施し、教育学部に限らず教職を目指す多くの学生が参加している（資料７）。

④ 大学ないし教職支援センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。

本学は、2022 年 3 月、地域の課題に関する調査・研究や地域づくりを担う人材の育成等を中心とした「地方創生の推進に向けた連携協定」を栃木県と締結している。また、教育委員会と包括連携協定を結んだ近隣の 4 市（小山市、下野市、古河市、結城市、栃木市）では、現職教員の指導のもと、週 1～3 回程度、児童生徒の学習活動や部活動を支援する

「スクールサポート事業」を実施し、教育学部に限らず教職を目指す多くの学生が参加し

ており、小中学校のみならず、適応指導教室や外国人児童生徒適応指導教室でも活動している（資料８）。また、大学の授業に高校生を特別聴講学生として受け入れるなど、相互に連携し交流を深めることで、教育内容の充実と学生および生徒の資質の向上を図るとともに、地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成するために高等学校との連携も進めており現在、栃木県立高等学校５校と連携協定を締結している（資料９）。さらに、養成・採用・研修の一体的な取組を推進するため、教育委員会と教職課程を担う県内各大学間で毎年開催される「栃木県教員育成協議会」に出席するなどして、教育委員会と大学の情報交換を密にし、大学運営や学生指導に生かしている（資料 10）。

⑤ 教職支援センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。

本学の教育実習校との連携は、北は北海道、南は沖縄・九州に至る 20 都道府県以上の市

町村教育管内 350 校以上の小・中・高等学校の母校実習を基本としている（資料 11）。これら教育実習の期間は、本学全教員の協働体制の下、手分けして各実習校への直接訪問と電話訪問を行っている。その際、教育実習校訪問報告書の 3 観点である特記事項（校長・指導担当教員の意見・要望等）、訪問教員の面談・指導所見、本学卒業生の勤務状況等を中心に意見交換を行っている。また、教育実習の充実のために、「実習学生・実習指導担当職員・本学の実習校訪問教員」の 3 者連携の共通理解を図るために、本学独自の「教育実習担当教員連絡票」と「教育実習校訪問報告書」を用い教育実習の充実に努めている（資料 12）。そして、教育実習校と本学教員との情報交換を行い教職指導に活かしている。さらに、栃木県および近隣自治体の教育委員会の担当指導主事等との「教育実習連絡協議会」や「幼保実習懇談会」（資料 13）の場を設定して、今後の連携体制や課題把握・解決の充実を図っている。

〔長所･特色〕

本学の実践的指導力養成と地域との連携（基準領域 3-2）についての、特色として以下の点が言える。第一に報告されたスクールサポートの支援活動数は、学生一人当たり「4.26」であり、その内容も各教科の指導支援にとどまらず、清掃・給食指導や放課後学習支援まで多岐に渡っている（資料 14）。そして、その活動期間が半期もしくは通年単位の長期に渡る学校現場との継続的な関わりを保持している点である。第二に令和 4 年度の前期に実施した「学び続ける教師のための教員研修リレー講座」の４回の参加人数 250 名以上の中で約 3 割を本学の自主的参加学生が占めており、ＩＣＴ活用やいじめ対策、学校における法規の活用等、学校や教職員を取り巻く現代的学校教育課題について理解を深めている（資料 15）。第三に養成・採用・研修の一体的な取組を推進するため、教育委員会と教職課程を担う県内各大学間で毎年開催される「栃木県教員育成協議会」に出席するなどして、教育委員会と大学の情報交換を密にし、大学運営や学生指導に生かしている（資料 16）。

〔取り組み上の課題〕

本学では、以下のような課題が挙げられる。

○実際の支援活動の内容は多岐に渡り、かつ求められる役割も多様に変化している状況を鑑みると、「スクールサポート」事業特有の関わり方を参加学生に事前に理解を深めておく必要がある。また、参加学生のうち、「教科に関する指導力不足」や「児童生徒とのコミュニケーション力の不足」を感じている学生は両方とも30%を超えている実態を把握しているが、改善につながる学習機会を設定できないため通常授業との情報共有の仕組みなど、可能な対策を検討していく必要がある。

○日々変化する学校現場の状況に対応した演習や講座とするためには、これらの計画・立案の際に十分に情報を収集する必要があることから、「学び続ける教師のための教員研修リレー講座」に参加した現職教員や行政関係者を対象としたアンケートの結果等を参考に、次年度以降の内容をより現場に近いものとしていくことが必要である。

○GIGA スクール構想による児童生徒１人１台端末等の整備や今後予想される学習者用デジタル教科書の導入等への対応などの、学校現場の新たな課題に対応した連携の「内容」について、さらに、教員免許更新制に関する規定の廃止に伴う新たな研修制度やオンライン研修など、新たな制度やシステムに対応した連携の「方法」についての検討を進めていく必要がある。

＜根拠となる資料･データ等＞

・資料３－２－１：白鷗大学『教員免許状および資格取得の手引き』2022、『各学部履修要綱』2022
・資料３－２－２：白鷗大学ホームページ、各学部履修系統図、『白鷗大学大学案内』、2023
・資料３－２－３：白鷗大学ホームページ「教員養成の状況について（スクールサポート）」
　　令和３年度　スクールサポート事業報告」学校インターンシップ部会
・資料３－２－４：実習指導室「特別講師申請書」、2021
・資料３－２－５：実習指導室「学び続ける教師のための教員研修リレー講座・講師依頼」、2022
・資料３－２－６：教職支援センター「教員採用試験用の図書・雑誌・新聞等」、2022
・資料３－２－７：白鷗大学ホームページ「教員養成の状況について（スクールサポート）」
・資料３－２－８：同上
・資料３－２－９：白鷗大学ホームページ「高大連携協定を締結」2022
・資料３－２-10：白鷗大学ホームページ「栃木県と地方創生の推進に向けた連携協定」、2022
・資料３－２-11：実習指導室「教育実習校先一覧表」2022
・資料３－２-12：実習指導室「教育実習担当教員連絡票及び教育実習校訪問報告書」、2022
・資料３－２-13：実習指導室「教育実習連絡協議会（実習指導室ファイルサーバ）」、2022
・資料３－２-14：白鷗大学ホームページ「教員養成の状況について（スクールサポート）」
　　「令和３年度　スクールサポート事業報告」学校インターンシップ部会
・資料２－２-15：白鷗大学『教職支援センター年報』、2023
・資料２－２-16：白鷗大学ホームページ「栃木県と地方創生の推進に向けた連携協定」、2022

おわりに

総合評価としての核心は、下記の直近５年間の教員就職志望状況に顕著に表れている。本学の直近５年間の教員就職志望者数は200名強で推移している。また、正規合格数は年々増加し、不合格者の95%以上が臨時的任用に就いている。

そこで、上述の共通認識を踏まえ、総合評価の核心について、次の３点から述べる。

第一は、本学の教職課程で学ぶにふさわしい学生を、「入学者受け入れの方針」等を踏まえて募集し、入学者選抜を実施している点である。本学は、大学全体の入学者受入れ方針（AD)として、大学学則第１条に定める「PLUS ULTRA(さらに向こうへ)」という建学の精神(本学の理念)に基づき、自らの可能性を切り拓いていく向上心豊かな入学者を受け入れるとしている。また、「国際的視野に立って広く社会に活躍できる実践的かつ創造的な人材を育成することを目的とする」と規定し、入学者選抜実施の基本が「個性の尊重」「学習機会の保障」という二つの原則に則り、各自の個性と特長を発揮できるよう多様な選抜方法により、どのような境遇や背景を持つ学生に対しても大学での学習機会を保障するために経済的支援に配慮した入学者選抜を実施している点である。具体的には、各学部（専攻)・大学院(研究科)の「入学者受入れの方針(AD)」(資料13)に「求める入学者像」を明示し、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、学業特待選抜、大学入学共 通テスト単独選抜（一般・学業特待)、留学生・帰国生徒・社会人入試、大学院入試等の選抜方式ごとに「入学者選抜評価の基本方針」、「入学者選抜の方法」を具体的に示し、これらに合致し、意欲と能力を備えている者を受け入れているのである。

第二は、学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている点である。本学の教職履修学生に対するキャリア支援は、充実した進路指導を実施している。 まず１年次に導入ガイダンス「フレッシュマンセミナー」で、入学後に専攻ごとに「就職」に関するガイダンスを行う中で、各専攻においては「教職」について理解を深める指導を行っている。２年次にスクールサポート事業として、提携４市によるボランティア募集プレゼンを実施し、市教委と連携してマッチングを行い、実践化を図ることで、教職に対する自覚と責任、意欲喚起への指導をしている。３年次の教育実習の「教育実習事前指導」や「教育実習事後指導」の「教職オリエンテーション」により、有意義な実習体験と進路への連結を図っている。最後に３年次後期から４年次後期にかけ、教員採用のノウハウを知り尽くした実務経験豊富な教員による教採ガイダンス・教採セミナーを通年展開し、採用試験や教員就職に向けた実際的な支援を行っている。

第三は、教職支援センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るための緊密な連携を図っている点である。本学の教育実習校との連携は、北は北海道、南は沖縄・九州に至る20都道府県以上の市町村教育管内350校以上の小・中・高等学校の母校実習を基本としている。これら教育実習の期間は、本学全教員の協働体制の下、手分けして各実習校への直接訪問と電話訪問を行っている。その際、教育実習校訪問報告書の３観点である特記事項（校長・指導担当教員の意見・要望等)、訪問教員の面談・指導所見、本学卒業生の勤務状況等を中心に意見交換を行っている。また、教育実習の充実のために、「実習学生・実習指導担当職員・本学の実習校訪問教員」の三者連携の共通理解を図るために、本学独自の「教育実習担当教員連絡票」と「教育実習校訪問報告書」を用い教育実習の充実に努めている。そして、教育実習校と本学教員との情報交換を行い教職指導に活かしている。さらに、栃木県および近隣自治体の教育委員会の担当指導主事等との「教育実習連絡協議会」や「幼保実習懇談会」の場を設定して、今後の連携体制や課題把握・解決の充実を図っている。

したがって、本学では、キャリア形成科目一つである教育実習等へ協働的な取り組みを通して教員一人一人の主体性を高め、そのことが教員養成大学としての組織力を高めることにつながっている。教員がやる気をもって教育・研究に取り組み、学生はその教員の熱量を受けながら「教師になりたい」という目標に向かって努力する。この二つが調和してはじめて、教職課程の質保証というものが実現できるのではないかと考える。

（文責：黒羽正見）

編 集 後 記

この『教職支援センター年報』は、学校教育の最前線で頑張っている現場の先生たちと直に対話する中で、「つながる」ことの大切さを実感して生まれました。私たち、白鷗大学教職支援センターが今できることを真剣に問い質しました。その結果、今日の学校教育課題を取り上げ、広い視野から報告、論説、解説をいただくとともに、栃木県内外の学校教育現場との研究・実践交流の場をつくることだと強く思いました。県内外の先生方に、教師の実践感覚に根ざした、しかも学校教育の問題解決に資する、明確かつ具体的な実践的指針を提示できるように、積極的に学校現場と関わり合いたいという決意を確認して刊行することにしました。

特集「今改めて、信頼される学校づくりを展望する」では、教育経営の視点から常葉大学教授の堀井啓幸氏、学校教育相談学の視点から上越教育大学大学院教授の稲垣応顕氏、生徒指導の視点から群馬大学教授の吉田浩之氏、教育行政学の視点から東京学芸大学教授の佐々木幸寿氏、情報工学の視点から富山大学大学院教職実践開発研究科教授の黒田卓氏の五人に執筆いただきました。

県外実践校に学ぶ事例としては、小学校では富山県入善町立黒東小学校長内山真之氏に、中学校では山梨県南部町立南部中学校長望月和彦氏に、今日の厳しい状況の中で、地域と連携しながら地道な学校づくりを推進している学校独自の取り組みについて執筆していただきました。

また、この実践年報の表紙裏・裏表紙裏を飾るカメラレポートでは、ひたち生き生き百年塾推進校として地域の教育力を活用した特色ある学校づくりを推進している茨城県日立市立成沢小学校をレポートさせていただきました。

さらに、若い教師を育てるワンポイントアドバスとして本学の精鋭な教師陣である小川博士氏、後藤学氏、宇津野花陽氏、森好紳氏の４名の方が専門領域から寄稿してくれました。

センターの活動は、実習指導部門、教職支援部門、教育課程開発部門の３部門の報告となっています。

最後になりましたが、創刊号を刊行するにあたり、ご多用のところ快く執筆をお引き受けいただき、玉稿を賜りました皆様に、当センターを代表しまして、衷心より感謝申し上げます。

教職支援センター年報　創刊号

令和５年３月 31 日発行

発　行　白鷗大学教職支援センター

〒323-8585

栃木県小山市大行寺 1117 番地

印　刷　上武印刷株式会社

本校は、令和５年に150周年を迎えます

日立市立成沢小学校

地域とともにある学校

地域団体との積極的な連携

PTA・おやじの会・地域コミュニティとの積極的な連携により、子どもたちに本校独自の体験活動を提供しています。

地域コミュニティとの共催

地区防災訓練に５年生が参加し実施しました。

外部人材の積極的な活用

企業・地域人材・ゲストティーチャー等による、特別授業により、子どもたちの学ぶ意欲の向上を図っています。

働き方改革の推進

健康的な働き方で笑顔あふれる職員室

ICT 活用の授業実践

ICT 機器の活用を研修と実践を好循環させることで効果的な授業を生み出しています。

地域学習を通して

地域学習を通して、「成沢っ子」を育成しています。

成沢小学校 H.P.

〒316-0033　茨城県日立市中成沢町 3-16-8
TEL　0294-35-5589　　FAX　0294-36-6313
H.P.　https://www.city.hitachi.lg.jp/narusawa-e/